

平成28年第5回山江村議会9月定例会会期日程表

日次	月 日	曜	種 別	場 所	開 会 時 刻	摘 要
1	9月 7日	水	本会議	議会議事堂	午前10時	<ul style="list-style-type: none"> <li>・開 会</li> <li>・提案理由説明</li> <li>・議案審議</li> </ul>
2	9月 8日	木	休会	議会委員会室	午前 9時	<ul style="list-style-type: none"> <li>・議案審議</li> </ul>
3	9月 9日	金	休会	村内一円	午前 9時	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現地調査</li> </ul>
4	9月10日	土	休日			
5	9月11日	日	休日			
6	9月12日	月	休会	議会委員会室	午前 9時	<ul style="list-style-type: none"> <li>・議案審議</li> </ul>
7	9月13日	火	休会	議会委員会室	午前 9時 午後 1時	<ul style="list-style-type: none"> <li>・委員会</li> <li>・議案審議</li> </ul>
8	9月14日	水	休会	議会委員会室	午前 9時	<ul style="list-style-type: none"> <li>・議案審議</li> </ul>
9	9月15日	木	本会議	議会議事堂	午前10時	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一般質問</li> </ul>
10	9月16日	金	本会議	議会議事堂	午前10時	<ul style="list-style-type: none"> <li>・質 疑</li> <li>・討 論</li> <li>・表 決</li> <li>・閉 会</li> </ul>



第 1 号

9 月 7 日 ( 水 )

# 平成28年第5回山江村議会9月定例会（第1号）

平成28年9月7日

午前10時00分開会

於 議 場

## 1. 議事

- |        |         |  |                                     |
|--------|---------|--|-------------------------------------|
| 日程第 1  |         |  | 会議録署名議員の指名                          |
| 日程第 2  |         |  | 会期の決定について                           |
| 日程第 3  | 同意第 5号  |  | 山江村固定資産評価審査委員会委員の選任に関する同意を求めることについて |
| 日程第 4  | 同意第 6号  |  | 山江村教育委員会委員の任命に関する同意を求めることについて       |
| 日程第 5  | 発議第 6号  |  | 平成28年熊本地震からの復旧・復興に係る特別な財政措置を求める意見書案 |
| 日程第 6  | 発議第 7号  |  | 被災者生活再建支援法の改正を求める意見書案               |
| 日程第 7  | 発議第 8号  |  | 行政庁舎等再建についての国庫補助制度の創設を求める意見書案       |
| 日程第 8  | 議案第 46号 |  | 国営川辺川土地改良事業建設事業費の負担区分の変更について        |
| 日程第 9  | 認定第 1号  |  | 平成27年度山江村一般会計決算の認定について              |
| 日程第 10 | 認定第 2号  |  | 平成27年度山江村特別会計国民健康保険事業決算の認定について      |
| 日程第 11 | 認定第 3号  |  | 平成27年度山江村特別会計簡易水道事業決算の認定について        |
| 日程第 12 | 認定第 4号  |  | 平成27年度山江村特別会計農業集落排水事業決算の認定について      |
| 日程第 13 | 認定第 5号  |  | 平成27年度山江村特別会計介護保険事業決算の認定について        |
| 日程第 14 | 認定第 6号  |  | 平成27年度山江村特別会計後期高齢者医療事業決算の認定について     |
| 日程第 15 | 認定第 7号  |  | 平成27年度山江村特別会計ケーブルテレビ事業決算の認定について     |
| 日程第 16 | 議案第 47号 |  | 平成28年度山江村一般会計補正予算（第2号）              |
| 日程第 17 | 議案第 48号 |  | 平成28年度山江村特別会計国民健康保険事業補正予算           |

(第2号)

- 日程第18 議案第49号 平成28年度山江村特別会計簡易水道事業補正予算(第2号)
- 日程第19 議案第50号 平成28年度山江村特別会計農業集落排水事業補正予算(第2号)
- 日程第20 議案第51号 平成28年度山江村特別会計介護保険事業補正予算(第2号)
- 日程第21 議案第52号 平成28年度山江村特別会計後期高齢者医療事業補正予算(第1号)
- 日程第22 議案第53号 平成28年度山江村特別会計ケーブルテレビ事業補正予算(第1号)
- 日程第23 陳情第1号 青少年健全育成基本法制定の為の陳情書
- 日程第24 議員派遣の件

2. 出席議員は次のとおりである。(10名)

- |           |            |
|-----------|------------|
| 1番 赤坂 修君  | 2番 横谷 巡君   |
| 3番 森田 俊介君 | 4番 西 孝恒君   |
| 5番 立道 徹君  | 6番 谷口 予志之君 |
| 7番 秋丸 光明君 | 8番 中竹 耕一郎君 |
| 9番 秋丸 安弘君 | 10番 松本 佳久君 |

3. 欠席議員は次のとおりである。(0名)

4. 職務のため会議に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 新山 孝博君

5. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村 長	内山 慶治君	教 育 長	藤本 誠一君
総務課長	豊永 知満君	税務課長	山口 明君
企画調整課長	北田 愛介君	産業振興課長	平山 辰也君
健康福祉課長	一二三 信幸君	建設課長	白川 俊博君
教育課長	蕨野 昭憲君	会計管理者	中山 久男君
農業委員会 事務局長	迫田 教文君	代表監査委員	木下 久人君

開会 午前10時00分

議長（秋丸安弘君） おはようございます。

平成28年第5回山江村議会定例会を招集する旨の告示により、その通知をいたしましたところ、議員各位におかれましては、大変お忙しい中ご出席いただき、厚くお礼申し上げます。

本定例会に提案されます議案につきましては、後刻、村執行部より説明があります。慎重にご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

本日の出席議員は10名で定足数に達しております。

それでは、6月10日の定例議会以降の議会に関する諸般の報告をもってあいさつに代えさせていただきます。

諸般の報告につきましては、お手元に配付しております主なものにつきましてをご報告申し上げます。

6月11日、「おひさま」文部科学大臣表彰受賞祝賀会、温泉ほたるでございました。

6月30日、人吉地区防犯連絡協議会が人吉警察署で開催されました。

7月11日、県道相良人吉線改良貫通促進期成会総会が改善センターにおいて開催されました。

7月20日から7月22日、平成28年度全国森林環境税創設促進議員連盟定期総会が飛騨高山で行われました。その折、20日の日に福井県武生市のJAたけおで研修いたしましたところ、ここは小さい農協ではございますけれども、分社化されて大変成功されているところでございます。その後、総会がありまして、総会終了後、「森の恵 すべてがつながるエネルギー」ということで、NPO法人活エネルギーアカデミー理事長、山崎昌彦氏より講演がございました。大変有意義な講演でございました。

7月26日、川辺川ダム促進推進協議会定期総会がポッポ館でございました。その後、平成28年度3期成会合同定期総会もポッポ館で開催されました。

7月28日、岐阜県神戸町より視察研修がありまして、村より私と総務文教常任委員長、それと教育長が対応されまして、大変喜ばれて「いい内容であった、研修であつた」ということで、お礼の手紙をいただいております。

7月31日、球磨郡消防ポンプ操法大会があさぎり町須恵文化ホールで開催されました。

8月1日、県町村正副議長研修会が自治会館でございました。私と副議長が出席しております。

8月10日、下球磨議会議長連絡協議会総会が錦町役場でありまして、私と副議長の中竹議員が参加しております。

8月23日、県町村議会常任委員長、運営委員長研修会が美里町文化交流センターでございまして、各常任委員長が参加しております。

8月29日から8月31日まで、平成29年度主軸事業要望及び行政視察研修を行ってまいりました。主軸事業要望は7項目ほど要望してまいりまして、その後、富山県のほうに研修に行きまして、舟橋村、日本で一番小さい村と駅舎が併設されました図書館の研修をしてまいりました。このことにつきましては、副議長の中竹耕一郎議員のほうから研修内容の報告がございまして。

以上をもって、諸般の報告、お手元に配付しております主なものにつきまして、ご報告申し上げます。以上をもちまして、議長の開会のごあいさつとさせていただきます。

次に、一部事務組合の議会が開催されております。関係議員の報告を質問席からお願いいたします。

なお、お手元に資料が配付されております。

人吉球磨広域行政組合議員、6番、谷口予志之議員より報告をお願いします。

谷口予志之議員。

6番（谷口予志之君） おはようございます。

それでは、平成28年度第3回人吉球磨広域行政組合議会の定例会が8月26日に人吉球磨クリーンプラザ会議室において開催されましたのでご報告いたします。

今回提出されました主な議案は、平成28年度人吉球磨広域行政組合一般会計補正予算、人吉球磨ふるさと市町村圏特別会計補正予算、また特別養護老人ホーム特別会計補正予算の3件と平成27年度人吉球磨広域行政組合一般会計歳入歳出決算、また人吉球磨ふるさと市町村圏特別会計歳入歳出決算、また特別養護老人ホーム特別会計歳入歳出決算の認定、3件であります。

会期につきましては、8月26日一日限りと決定し、補正予算の3件については原案のとおり決定をいたしております。決算認定の3件につきましては、会計管理者の決算説明と代表監査委員の決算審査意見書の報告を受けた後、日程を追加しまして、平成27年度決算特別委員会が設置されました。特別委員会の委員は人吉から2名、上球磨から3名、下球磨から3名の8名が選任され、決定をされております。その決算認定の3件については、その決算特別委員会のほうに付託をされております。

最後に、委員会の継続審査及び調査については、議会運営委員会及び決算特別委員会から申し出があり、申し出のとおり決定し閉会をしております。

以上で、人吉球磨広域行政組合議会定例会の報告を終わります。

議長（秋丸安弘君） 以上で、一部事務組合議会の報告が終わりました。

次に、平成29年度主軸事業要望及び行政視察研修が実施されましたので、研修報告を8番、中竹耕一郎議員より報告をお願いいたします。

8番、中竹耕一郎議員。

8番（中竹耕一郎君） おはようございます。

議会の陳情、要望につきまして、また併せて研修につきまして報告をさせていただきます。

期日は、去る8月29日から31日、3日間であります。参加しましたのは、議員10名全員、要望につきましては初日だけ内山村長にも同行願っております。

まず、陳情、要望でありますけれども、今回の要望活動は、平成29年度の主軸事業、住宅建設とか山村活性化支援事業、川辺川土地改良、農村集落活性化事業、それから簡易水道の新設事業ほか管内道路整備に係る社交金事業についての要望でありまして、格段の配慮を要望したところであります。

初めに、衆議院議員の金子恭之氏を訪ねまして、ほぼ1時間半程度、今回は割と時間が取れまして、そこで懇談、要望を行ったところです。次に、参議院議員で現在は厚労省の政務官であります馬場成志氏にも会うことができまして、たまたま所管の簡易水道事業について要望したところであります。次に、参議院議員で前農林水産省の中山間地域振興課長でありました進藤金日子氏、秋田県出身でありますけれども、金日子氏には、川辺川土地改良の事業推進について、20分ほど要望、懇談をしたところであります。その後、経済産業省に行きまして、松村祥史氏、現在副大臣ですけれども、たまたまナイロビで外遊中で不在でありましたが、代理で中小企業庁の新事業促進課長、名前は和栗さんという方ですが、和栗博さんに対応いただきまして、クリの新商品事業について要望したところであります。

翌30日は、富山市が誇ります市立図書館及びガラス美術館を研修先として訪問しております。もともと薬瓶からスタートしまして、「ガラスの街とやま」ということで、象徴として再開発事業によりまして、昨年8月に完成をした建物であります。美術館も併設しました複合施設で、大変にぎわいを見せ、魅力向上に寄与しているということでもあります。蔵書数は45万冊、オリンピックスタジアムの設計で知られている隈研吾氏の設計によりまして、もちろんWi-Fi機能はもちろんであります。ITを駆使しておりまして、総額50億円の経費をかけて設備を整備されているところであります。利用者につきましては、驚異的な利用者で、1日2,100人、貸出冊数が年間40万冊ということで、富山県の方は非常に学習意欲が極めて盛んだなということを感じたところであります。



午後からは、先ほど議長から話がありましたように、日本で一番小さい村、富山県の舟橋村というところを訪ねたわけです。ここでは議長、それから総務課長、係長、3名の方に対応いただいて説明を願ったところでもあります。昭和45年に人口が1,357人でしたけれども、今やもう倍の3,062人に倍増してるということでもあります。日本一小さい村、ここは15歳未満の人口が21.8%、面積が3.47ですから、2平方キロ、2キロ、2キロ四方の村だということでもあります。予算的にはですね、16億円ぐらいの規模であります。

なぜ人口が増えたかといいますと、やっぱり8年間にわたって市街化調整区域を見直して、宅地開発、もちろん公、それから官も含めてですね、宅地開発を含めていわゆる富山市のベッドタウンとして栄えてきたということでもあります。特に併設しておりました越中舟橋駅と図書館が併設されておまして、この図書館も驚くことに、1万8,000人の登録者で、村外が1万5,000人いるような状況であります。要するにその駅まで車で来て、自転車で来て、そこにとめて、あとは私鉄の電車を使って富山まで行くと。パークアンドライド方式というんですが、そういうふうなことで村の活性化を図ってるということでもありました。しかしながら、流入人口が増えてまいりますと、様々なまた課題も多く、いろんなことで悩んでおられるようでもありました。

役場職員は32名で、教育委員会所管が9名、今、所管課は二つしかありませんでした。1人で何役もこなしておられる様子がわかります。特に子どもを大事に育てるということで、庁舎内にも子どもが遊べる部屋が常設されておりました。

図書館につきましては、先ほど言いましたように、駅に併設されまして、そこには商工会も入ってますし、他市町村からも利用者が多く、年間に10万冊の貸し出しがあるということで、ここの館長さんがですね、九州の都城出身で、この方が素晴らしい能力がありまして、素晴らしい人材だなということで、非常にびっくりした状況でもありました。

最終日は石川県の加賀藩の3代藩主、前田利常侯がつくりました国宝であります。瑞龍寺というお寺を住職の説明で散策し、最後は射水市の海王丸パーク、それから新港大橋につきましては、市の政策課長の久々江課長の説明を受けまして、全日程を終了したところであります。

地方創生に向けて、いずれの自治体も必死であります。研修で得たことを生かしていきたいというふうに考えているところであります。あともって詳細につきましては、書類として全議員から提出をお願いして、保管をしておきたいというふうに思います。

以上で報告を終わります。

議長（秋丸安弘君） それでは、村長から行政報告の申し出がありました。これを許します。

村長。

村長（内山慶治君） 皆様おはようございます。議長には発言の機会を与えていただき、ありがとうございます。

本日、ここに平成28年第5回山江村議会定例会を開催いたしましたところ、議員の皆様には全員ご出席いただきながら開催できますことに対し、心から感謝を申し上げます。

まず、台風12号が予報では九州直撃というような予報でありました。今、台風が上陸しますと、もちろん生命、財産も心配されるところでありますけれども、山江村の農作物の被害がということで、大変心配をしておりました。ただ、西のほうに大きくそれまして、半径が小さい台風だったということでもあります。雨だけでもたらしめたという台風でありました。一安心をしたところでもあります。ただ、台風シーズンまだ真っ直中でございます。13号につきましても日本列島に接近しておりますし、今後、その状況を注視しながら、その対策も立てながらですね、被害を未然に防ぐということが求められていようかと思うところであります。

そして熊本震災であります。4月14日、4月16日の未明に発生した震度7の地震におきましては、本当に県内各地に大きな地震の爪痕を残しました。改めてこの震災でお亡くなりになられました70名の方々、心からご冥福をお祈りいたします。発災後、被災を受けられた市町村のほうと連絡を取っておるわけですが、どういう支援ができるかということでもあります。ただ、今は何よりも人的支援を求められておられます。本村におきましても、役場職員の現地への派遣等、罹災証明の業務が主ということでもありますけれども、そういう支援を継続して行っているところであります。全ての被災者の皆さん方が、一日も早く安心して暮らせる被災前の日常の生活に戻れますよう、心からご祈念を申し上げます。

この地震におきましては、国においては9,000億円近い予算化がされました。県におきましても、早急に予備費を支出され、またそれを含めて2,000億円近い復興費を予算化をされておりまして、復興に国・県、被災された市町村を中心に、全力を尽くされているところであります。ただ、この地震により、いわゆる風評被害と言われるような産業、観光面での生産活動が可能な地域までもが、非常に打撃を受けているという現状であります。観光クーポンも配られているところでありますけれども、そういう元気がある地域までもが元気を失ってしまうということになりますと、熊本県全体が沈んでしまうということになりかねませんので、人吉球磨を含め、本村の果たす役割は大きいと自覚をしているところであります。着

々とその歩みを、その元気を出してその歩みを進めることが肝心であろうかというふうに考えているところでございます。

それでは、まず先般の議会後の行政報告、主なもののみを申し上げさせていただきたいと思います。

6月11日でありますけれども、お話グループのおひさまが文部科学大臣表彰を受けられました。この受賞祝賀会に参加をしております。

6月14日であります、やまえ栗まつりの実行委員会、第1回目を開催しております。

それから、6月17日が村政懇談会の最終日でありました。5月10日から1カ月と10日ほどかかりましたけれども、この日で第1区を終了したということであり、もろもろ各行政区から出ました要望、提案事項につきましては、8月2日の区長会で、その報告をしているところでありますし、もう既に対処したものもありますし、大きな予算を伴うものもございました。また、各地区で対応してもらおうというようなこともありましたので、その旨、その区長会で報告をさせてもらっております。

6月19日であります、12区椎谷の高畠トモエさんが満100歳を迎えられた誕生日でございましたので、そのお祝いに出かけております。ご本人、本当にお元気でありまして、ゲートボールにも歩いて尾崎まで行かれるというようなことも伺いまして、しっかりしておられる様子に大変うれしく思ったところであります。

6月21日は、現在山江村が進めておりますいわゆる交流事業でありますフットパスの検討委員会が開催されております。

それから、6月22日には、小布施町よりこれは小布施堂の職員でありましたけれども、来庁されて、その対応をしておりますし、同じく22日には、11月に開催をいたします産業振興まつりの実行委員会、第1回目を開催をいたしました。

6月24日であります、役場に若手のワーキンググループが四つのグループに分かれて、今、嘗々とその課題につきまして話し合いを、ワークショップをしているところであります、その全体の研修会を行わせてもらっております。講師に野村総研の顧問の吉崎氏をお招きしまして、その講演をしていただいたところであります。

同じく24日であります、万江地区の集落営農が始まって何度となく話し合いを進めてもらっておりますが、その組織検討会に私のほうも参加をいたしました。

それから、6月29日であります、主要地方道坂本人吉線改良貫通促進期成会の総会が山江のほうでございました。

そして6月30日は、大平教育長の退任式でございました。従いまして7月1日

につきましては、藤本教育長の就任の辞令交付式を行わせてもらっております。

7月2日、3日は、郡民体育祭の球技大会を中心に行われております。

それから、7月11日は、県道相良人吉線改良貫通促進期成会総会がございました。2年間私会長を務めさせてもらいましたけれども、今回、八代市の市長のほうにその会長をお譲りしたということでございます。

7月14日、やまえ栗まつりの実行委員会第2回目を開催いたしまして、7月15日には、そのやまえ栗のコンソーシアムを開催しました。これにつきましては、産・学・官によりまして、いわゆるやまえ栗を中心とした産業化を図ろうとする会議を持っております。このコンソーシアムの成果の発表の場がですね、やまえ栗の栗まつりということになるわけでありまして。

それから、17日には郡民体育祭、水泳が行われております。

7月20日の日には、総合計画をつくって、これはまち・ひと・しごとの総合戦略をつくっておりますけれども、その地方創生の総合戦略の検証委員会議を行わせてもらっております。つくった後のその進捗状況について、委員の皆さん方にご報告をさせてもらったところであります。

それから、7月24日、郡民体育祭、陸上で、これで本年度の郡民体育祭全て終了ということでありまして。山江村は総合で7位という結果でした。今年は県民体育祭は中止ということでありましてけれども、来年は人吉球磨がその県体を迎えるということになりますので、郡民体育祭はその予備として、また競技力の向上のため開催をしたということでありましてけれども、優勝がソフトボールが団体に優勝しております。準優勝としてボウリングとゲートボール(男子)、それからクレ射撃が準優勝でありました。それから、3位が四半的と卓球競技が第3位ということでございます。水泳、陸上ともそれぞれ選手も出て活躍してもらっているところではありますが、個人の部を3位以内の方をちょっと時間をいただき紹介させていただきたいと思っておりますけれども、卓球の男子60歳以上で西政明さんが優勝されております。クレ射撃におきましては、横山守さんが2位、ボウリングにつきましては、松本美帆さんが3位ということでありまして。それから、陸上競技のほうでは、29歳以下の400メートルリレーでは、山江村が優勝したということでございます。そして水泳につきましては、1位、優勝者だけ紹介いたしますと、25歳以上の背泳ぎで岡本崇さんが優勝、それから25歳未満の25メートル平泳ぎで立山智広さんが優勝というような結果でございました。

それから、同じく24日でありましてけれども、日本遺産魅力発信推進事業アドバイザーとの情報交換会という事業があります。日本遺産につきましては、認定以来その動きをつくっております。事務局は人吉の教育委員会にありますけれども、今

回、そのアドバイザーとして、先ほど中竹議員から話がありましたけれども、建築家の隈研吾氏をそのアドバイザーの1人として、また無印商品等のデザインをされました原研哉氏をその2人をアドバイザーとして迎え、日本遺産の総合的な建築、デザインをしていこうということになっておりまして、その隈研吾、原研哉さんとの情報交換会を人吉市で行わせてもらったところでございます。

それから、7月31日は球磨郡の消防ポンプ操法大会でございました。本村から2分団が代表として出場をしております。出来映えは非常に良く、これは上位入賞だと私は思ったわけでありましたけれども、減点の箇所があったというようなことではありますが、全体では6位ということでありました。2分団の皆さん方、本当に連日連夜の練習、大変ご苦労様でございました。

それから、8月3日から5日にかけて、東京のほうに、そして茨城県のほうに出張しております。3日の日につきましては、全国ICT教育首長協議会設立の会が行われております。これにつきましては、ICT教育を推進されておられます市町村の首長が集まりまして、文科省に対していろんな支援策を、もちろん財政面の支援が中心になりますけれども、それを呼び掛けていこう、そしてまたICT教育を全国隅々まで浸透させようという会であります。この会の趣旨に賛同いただきました首長、全国で94の首長がおられました。設立の準備会みたいなものでありますから、10月にまた改めて設立の会を開催するということではありますが、1,741の全国市区町村がありますけれども、そのうちの1割以上、200弱の設立の自治体の参加を求めていくということでもあります。私につきましても、前々からシンポジウムのパネリストをさせてもらったりしておりましたので、その発起人の1人として参加をさせてもらっております。それが午前中終わりましたから、午後から人吉球磨の町村長と合流しまして、球磨郡の管内における主軸事業要望を3日が国会議員の方々、それから4日が関係省庁を回ったところでもあります。

8月4日は茨城のほうに移動いたしまして、現在、ミシマサイコの栽培が球磨郡各地で行われておりますけれども、そのミシマサイコを株式会社ツムラが全量引き取りながら、漢方薬として出されているわけですがけれども、そのツムラの薬草工場及び漢方記念館を視察、研修をさせてもらっております。これにつきましては、ツムラの人吉球磨工場があさぎり町のほうに今できようかとしております。広域行政の議員の方もおられますけれども、広域行政から基金の7,500万円を拠出したしまして、その工場建設のほうに助成をしているというところでもあります。

それから、8月6日ではありますが、山江未来塾、いわゆる100人委員会の懇談会がありまして、九つの部会がありますけれども、九つの部会の部会長を決めてもらっております。今日は農業部会が開催されるということもございますけれども、

本当に未来塾の方々、ワークショップを中心に日々話し合いをされているということでありまして、大変ありがたく感謝を申し上げる次第であります。

それから、8月16日から17日にかけて、役場各課との事務打ち合わせを行わせてもらいました。新年度から半年経過をしようとしておりますので、その今までの進捗状況、また年度末に向けての課題について、課長を中心とした関係各課と打ち合わせを行わせてもらったということでございます。

それから、8月25日でありますけれども、これは熊本県議会議長に対しまして、球磨郡の管内主軸事業につきましての要望を行ったところでございます。

そして8月29日から30日にかけては、議員の皆さん大変お世話になりましたけれども、議会の議員研修で国会議員のほうに要望されるということでありましたので、私も同行させてもらいながら、これにつきましては、山江村の29年度事業につきまして、予算要望をさせてもらったところであります。同行させていただきまして大変ありがとうございました。

それから、8月31日でありますけれども、山江村の総合エネルギー検討委員会を開催いたしました。いわゆる新エネルギーといいますが、代替エネルギー、いわゆる自然エネルギー、山江村には諸々の資源がございますので、その資源を活用しながら、新しいエネルギーを具体的に実践をしていこうというような会議でございまして、その第1回目の検討委員会を開催させてもらったところであります。

それから、9月2日につきましては、栗まつりの実行委員会、第3回目を行わせていただきました。予算も決定しまして、400万円弱の予算を決定いただきました。その半分は県の補助事業をとりまして、まつりに向けての大枠がもう固まったというようなところであります。

それから、9月5日でありますけれども、(株)やまえの取締役会を開催いたしました。経営状況等々につきまして協議をしたところであります。これにつきましては、一般質問にも出ておりますので、その折、また詳しくご説明をさせていただければと思います。

それでは、若干の最近の動きにつきまして、私を感じたことにつきまして、ちょっとおつなぎ、また意見を述べさせてもらいたいと思いますけれども、まず、28年度の国の補正予算が閣議決定をされたということでありまして、9月中には議会におきまして決定をなされるというようなことでもありますけれども、28兆円を超える国の補正予算でありました。ただ、市町村に関係あります予算につきましては、4兆1,143億円であります。

内容につきましては、一億総活躍社会の実現の加速ということで、いわゆる社会保障費関連の予算が7,119億円であります。それから、21世紀型のインフラ

整備、安倍総理は「未来への投資」という言葉をよく使われますけれども、その予算が1兆4,056億円でございます。それから、英国のEU離脱に伴う不安定などのリスクへの対応並びに中小企業小規模事業者への地方の支援として4,307億円、それから熊本震災東日本大震災からの復興や安全・安心、そして各地域の防災対応の強化として1兆4,389億円、それから、東日本大震災への繰り入れが1,272億円であります。まだメニューが今から見えてくるということでありませけれども、本村が抱えております課題につきましては、もちろん地方創生の総合戦略会議の中で、62の事業を打ち出しておりますが、それと照らし合わせながら、まだ課題解決のための事業を引き出しにしまっておりますので、そういう事業と照らし合わせながらですね、この予算を1円でも多く取りにいきたいと考えているところであります。

そして、本村関係でありますけれども、現状につきましては、村政懇談会を行いまして、全て終了しながら、防災デジタル無線の説明、それから公共交通機関のまるおか号の説明を行いました。結果につきましては、また住民の皆さん方から出た結果につきましては、区長会にもう既にお返しをしたところであります。そして山江未来塾、いわゆる100人委員会がもう動きを始めております。本当に活発に動きをしてもらっているところであります。

それから、福祉の予算につきましては、高齢者に対しましての鶴さん・亀さん応援手当も募集をしているところであります。子ども医療助成に対する高校までの医療費無料化についても既に実施をさせてもらっているところであります。また、商工業の支援策として、プレミアム券を発券をしております。1万円で1万2,000円分のものが買えるということでありませけれども、7月に発行をいたしまして8月末までにもう既に1,000万円を超えたということでありませ。2,000万円の予算を組んでおりますので、また積極的に村民の皆様方、ご購入いただき、村内の経済を回す特効薬でも即効薬でもありますので、ぜひご利用をお願いしたいと思うところであります。

それから、各プロジェクトと委員会でありますけれども、学校給食に安心・安全な給食の食材を提供する、いわゆる地産地消の食材を提供するというものを始めております。この委員会ももう始めておりまして、現在7月1日からその食材の提供を始めたということでありませ。一挙にその地産地消を進めるということは、なかなか現場では難しゅうございませけれども、今後5年間のうちの2年目でありませけれども、その5年後には40%か50%、少なくとも半分以上の食材を提供できるシステムを、これは国の交付金事業でありますから、100%国のお金でありますけれども、継続してやっているところであります。

それから、地域公共交通の検討プロジェクトでありますけれども、来年4月1日に実施します新しいまるおか号の区域、各家まで、ドア・トゥ・ドアでいくという事業でありますけれども、その検討委員会も秋には中身を確定させながら、法手続に入っていきたいと考えているところであります。

それから、2025年問題と言われます、要するに地域医療の問題でありますけれども、今後の地域医療、いわゆる介護と医療とそれから予防医療をどのような山江型で展開したらいいのかという委員会を立ち上げて、現在、委員会で検討中であります。

それから、フットパスの事業につきましては、もちろんその観光振興という面でありますけれども、ただ観光振興というよりも、村民の方々と交流をしてもらいながら、できればツーリズムとして山江村に宿泊してもらおう。温泉センターに宿泊してもらおう。また、ツーリズムのいわゆる農家民宿に宿泊してもらおうというような仕組みをつくっているところでありますし、この事業につきましては、9月25日、栗まつりと同時開催といたしまして、まず第1回目のその実験と言ったらおかしいんですけども、第1回目を開催するというような運びになっております。

それから、山江の総合公園の検討プロジェクト委員会でありますけれども、検討委員会、プロジェクト委員会、様々な意見が出ております。全国の公園の協会の理事長であります蓑毛先生も、有識者と向かい合いながら、何度となく会議をしながらということでもありますけれども、広く村民の方々に意見を求めつつ、その意見を集約しながら、どのような公園が山江村に合うのかというのを検討していこうということになっております。現在、そのアンケートを集計されながら、いわゆる山江村の経済に結び付くような公園としての研究を今、なされているというところでございます。

それから、集落営農組織は万江地区が立ち上がろうとしております。

それから、先ほど申し上げました栗コンソーシアムでありますけれども、これは産・学・官でいわゆる産業界はやまえ堂、山江村物産館、そして人吉旅館の女将を入れまして、実は人吉旅館の女将はやまえ栗を使っているいろんな商品を開発されております。それが発端となって、実は人吉の温泉旅館の女将さん達が、それぞれの旅館でやまえ栗を使った一品料理をおもてなしとして作成するというようなことになっているようでありますけれども、栗まつりの際には、その女将がつくった栗の商品も展示するというようなことになっているわけであります。そういう産業界から、それから学としては、その地域づくり研究所の東大の研究員が参加しておりますし、官としては、熊本県の振興局長が毎回参加してもらっておりますし、県南のフードバレーの事務局の担当者も参加してもらっております。そういう中で、やま



え栗を中心とした産業をどうつくっていくかというような話し合いを現在しているところであります。その成果発表の一環として、9月25日の栗まつりを開催することは先ほど申したとおりでございます。

ハード事業もございませうが、現地を見ていただくということでありませう。もう既に入札をしたものもございませうけれども、最後、この栗の産業化につきまして、私の思うところを述べさせてもらいたいと思うわけでありませうけれども、よく全国の市区町村の所得ランキングというのが出てきます。ご案内のとおり、人吉球磨は非常に低く、これは新聞に公表されておりますので、球磨村が最下位で、その次が山江村でというような結果が出ております。私も非常に気になりまして、全国市区町村の所得ランキング2015年版ですけれども、ちょっとネットで検索して出させてもらいました。1位はご案内のとおり、東京の港区であります。これ1,000万円を超えております。もちろん2位が千代田区と続くわけですけれども、3位に北海道の猿払村というのが出てまいります。784万円の所得があるということでありませうけれども、ここはホタテ漁がえらい好景気ですな、その所得を上げているというようなことでした。あと渋谷区云々として、1位から1,741番目までずっと書いてあります。36ページにわたるわけでありませう。山江村、人吉球磨を探してみますと、もちろん前のほうにはありませんでございませう、一番最後のページにやっぱり出てくるわけでありませう。最下位の1,741位がお隣の村でありました。その次が山江村だったのでございませうけど、山江村は若干上がりまして、下から1、2、3、4、5、6、7番目でありませう。全国からワースト2位だったのでございませうけど、6位ほど上がったというようなことでありませう。で、ほかの湯前、相良、五木、錦、あさぎり、水上等々を見てみますと、一番最後のページに全部あるわけです。いわゆる1,656位から1,741位までの間に、この球磨郡の町村が入っている。もちろんこれは収入ではありませんので、所得でありますから、収入から経費を引いた所得分ということになるわけで、参考にしかないといえませうけれども、そういう状況の中でやっぱり私たちは、人吉球磨のGDPといわれる総生産をいかに上げていくかということが求められているんだろうと思ひます。もちろん若者定着もそのGDPを上げることでしか定着しないんじゃないかなろうかという気がいたします。

私、先般、東京のほうでICT教育のソリューションがありまして、一つのセミナーを持たせていただき話しました。山江村の子どもたちの学力は高いんだということその成果を持って出しました。全国一高いという秋田県よりも相当山江村の小学生は学力が高いというような数字を出しました。ただ、会場からこういう質問が出ました。全国1位、全国で一番学力が高い県と言われる秋田県は、その学力が

高いがゆえに過疎化が一番進んでいる。いわゆる秋田県に残らず全部出て行ってしまふ、その件について山江村長はどう考えられますかというようなちょっと意地悪な質問であったわけではありますが、私は子どもたちには一切責任はないわけであり、やはり私たち大人がそういう子どもたちがちゃんと定着できる環境をつくってやらなくちゃいけないんだらうというような返事をしたところでありました。地方創生の目的は、まさにそこであるわけでありましてけれども、もう一言言わせますと、私が今から20年ほど前、PTA会長をしていた頃は、クリの生産は500トン近くありました。日本一のクリ生産農家になるんだと、卒業式の将来の夢で、それを言う子どもたちもいたわけでありましてけれども、現在はそういう子どもたちはなかなか見つかりません。ということを含めて考えますと、山江にもせっかくブランド化していたといえますか、しているとも言えるかもしれませんが、やまえ栗がまだ注目をされております。東京方面に行きますと、カフェコムサをはじめやまえ栗を使った栗ですということで商品化がたくさんなされている。クリのスイーツを中心としたお菓子屋さん、いわゆるパティシエは、まだまだやまえ栗の商品を使ってみたいんだという方がおられるということは、やはりこのやまえ栗をつくるこの環境というのを、やはり誇りを持たなくちゃいけないんだらうと思います。

先般、蒲島知事とちょっと話をしておりましたら、蒲島知事がこういうことをおっしゃいました。E P S Hということをおっしゃいました。何ですか、それはということになるわけですが、県の四つの柱は、E P S Hだとおっしゃるわけです。EはエコノミーのEとおっしゃいます。要するに経済をいかに回すか、経済をいかに活性化させるかのEであります。Pはプライドであります。いわゆる誇りをどう取り戻すか、誇りをどう持つかというPであります。Sはセーフティであります。いわゆる安心・安全なこの熊本県をつくっていくんだと。Hはホープであります。夢であります。

今回のクリの事業につきましては、単なるクリの祭りをするというのみならず、村民の皆様とともにですね、その郷土愛を育み、誇りを深めながら、まさに夢を持って経済を回していく。また、そのことが安心・安全なこの山江村という地域をつくっていくということにつながるかと思うわけでありまして。ぜひそういう長期的なこのやまえ栗につきましてはの取り組みが、必ずや日本一のクリ生産農家になるんだという子どもたちが出現することを期待もしているところでございます。

現在100人委員会、未来塾が動いているところでありますけれども、まさにその100人委員会の目的は、この誇りと夢と経済と安心・安全であろうかと思っております。村民の皆様方とともにしっかりと歩を進めていきたいと思っておりますので、議員並びに村民各位のご理解をご協力をよろしくお願いを申し上げます。

本日、村長提案させてもらいます議案につきましては、人事案件が2件、議案が1件、決算認定に関する議案が7件、補正予算議案が7件、計17件でございます。どうぞ慎重にご審議いただきながら、よろしくご決定賜りますようお願い申し上げます。あいさつといたします。

ご清聴ありがとうございました。

ちょっと訂正をいたします。原稿見らずに私しゃべっておりまして、先ほど栗コンソーシアムの中で人吉旅館と申しました。実は一富士旅館の女将でありましたので、訂正させていただきたいと思っております。大変失礼いたしました。

議長（秋丸安弘君） これで、村長の行政報告が終わりました。

-----

#### 開会宣言

議長（秋丸安弘君） ただいまから、平成28年第5回山江村議会定例会を開催いたします。

これより、本日の会議を開きます。

-----

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

議長（秋丸安弘君） 議事日程に従いまして、日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

山江村議会会議規則第124条の規定によりまして、2番、横谷巡議員、3番、森田俊介議員を指名いたします。

-----

#### 日程第2 会期の決定について

議長（秋丸安弘君） 次に、日程第2、会期の決定についてを議題とします。

本件につきましては、8月26日、議会運営委員会が開催され、会期の日程等について協議がなされております。議会運営委員長の報告を求めます。

10番、松本佳久議員。

議会運営委員長（松本佳久君） おはようございます。

平成28年第5回山江村議会定例会につきまして、去る8月26日午後3時から議会運営委員会を開催し、本議会全般について協議し、日程を決定しておりますことをご報告申し上げます。

会期につきましては、本日7日から16日までの10日間としております。本日、開会、提案理由の説明、午後から議案審議となっております。8日は休会で、午前9時から議案審議、9日は休会で、午前9時から現地調査を行うこととしております。10日から11日は休日、12日から14日までの3日間は休会で、午前

9時より委員会及び議案審議としております。9日目、15日は一般質問で終了後散会としております。なお、7名の議員から通告がなされておりますが、発言の順序はくじ引きで決定しており、時間については、質問、答弁含めて60分となっております。10日目、16日に質疑・討論・表決を行い、閉会ということに決定しております。

以上、報告を終わります。

議長（秋丸安弘君） これで、議会運営委員長の報告が終わりました。

お諮りいたします。会期の決定については、委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋丸安弘君） 異議なしと認めます。

日程第2、会期の決定については、議会運営委員長の報告のとおり決定いたしました。

- - - - -

日程第3 同意第5号 山江村固定資産評価審査委員会委員の選任に関する同意を求めることについて

議長（秋丸安弘君） 日程第3、同意第5号、山江村固定資産評価審査委員会委員の選任に関する同意を求めることについてを議題とし、提案者の説明を求めます。

村長。

村長（内山慶治君） それでは、同意第5号についてご説明申し上げます。

山江村固定資産評価審査委員会委員の選任に関する同意を求めることについてでございます。

次の者を山江村固定資産評価審査委員会委員に選任したいので、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求めるところでございます。平成28年9月7日提出でございます。

下の表でありますけれども、住所が山江村大字万江甲961番地の1。氏名が橋本誉氏であります。生年月日につきましては、昭和53年1月24日、38歳になられます。任期につきましては、平成28年10月1日から平成31年9月30日まで。3年間となっております。

提案理由でございますけれども、現委員の中村直人氏の任期満了に伴い、本人が辞意の意向でございましたので、新たに橋本誉氏を適任者と認め、選任したいので提案させてもらうというものでございます。

橋本誉氏の主な略歴でありますけれども、平成26年4月1日から平成27年3月31日、1年でありますけれども、万江保育園の保護者会長をされております。

それから、山江村生活安全推進委員会の委員として、同じく26年4月1日から翌年の3月31日まで委員を務めてもらっております。現在は、建築業に従事をされておられるということでありまして、特に固定資産評価につきましても、家屋について非常に詳しいということであり、適任者と認め選任を提案させてもらうものでございます。

以上でございます。

- - - - -

日程第4 同意第6号 山江村教育委員会委員の任命に関する同意を求めることについて

議長（秋丸安弘君） 次に、日程第4、同意第6号、山江村教育委員会委員の任命に関する同意を求めることについてを議題とし、提案者の説明を求めます。

村長。

村長（内山慶治君） 同意第6号について、ご説明申し上げます。

山江村教育委員会委員の任命に関する同意を求めることについてでございます。

次の者を山江村教育委員会委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。平成28年9月7日提出でございます。

表を見ていただきますと、住所が山江村大字万江767番地の1。氏名が廣田昭信氏でございます。生年月日につきましては、昭和39年8月22日でありまして、現在52歳でございます。任期につきましては、平成28年10月1日から平成32年9月30日までの4年間、教育委員につきましては、4年間となっております。

提案理由は、任期満了に伴い、引き続き廣田昭信氏を適任者と認め任命したいので、提案させてもらうというものでございます。

廣田昭信氏は、球磨工業高校を昭和58年3月に卒業後、仕事に就かれまして、その後、万江小学校のPTA副会長を平成19年4月から1年間、それから万江小学校のPTA会長として平成20年4月から1年間、そして万江小学校の学校評議員を21年度、22年度の2カ年間務めてもらっております。委員として、平成23年3月19日から第1期目を1年6カ月務められた後、再任されまして、平成24年10月1日から28年9月30日まで4年間を務められることとなります。現在5年6カ月の教育委員としての履歴がございますけれども、ご本人を適任者と認めまして、引き続き教育委員をお願いするということで提案させてもらうものでございます。

- - - - -

日程第5 発議第6号 平成28年熊本地震からの復旧・復興に係る特別な財政措置を求める意見書案

議長（秋丸安弘君） 次に、日程第5、発議第6号、平成28年熊本地震からの復旧・復興に係る特別な財政措置を求める意見書案を議題とし、提案者の説明を求めます。

10番、松本佳久議員。

10番（松本佳久君） 発議第6号の提案理由を説明いたします。

平成28年8月25日、山江村議会議長、秋丸安弘様。提出者、山江村議会議員、松本佳久。賛成者、山江村議会議員、谷口予志之。

平成28年熊本地震からの復旧・復興に係る特別な財政措置を求める意見書案。

上記の議案を別紙のとおり、会議規則第13条の規定により提出します。

提案理由、4月14日、16日に発生した熊本地震は、今なお終息の兆しを見せず気象庁地震火山部発表の速報値によれば、4月14日以来本日9月7日午前7時までの震度1以上の回数は2,073回となっております。

この地震により、熊本県内にも多大な災害が発生し、多くの尊い人命と財産が失われました。被災地では、まだまだ多くの方々が避難生活を余儀なくされるなど、大変なご苦労をされております。

そこで、熊本地震災害からの復旧・復興に向けての特別措置について、国へ意見書を提出するものです。

2枚目に意見書案を添付しておりますが、その最後の3行だけを読み上げます。

平成28年熊本地震からの復旧・復興に係る特別な財政措置を求める意見書案。ずっと行ってもらいまして、下の3行です。よって、国におかれては、新たな補助制度の創設や補助率のかさ上げなどの財政措置及び地方負担分を極小化するための特別交付税の別枠措置など、東日本大震災を踏まえた財政負担等に係る特別な立法措置を講じられるよう強く要望する。

以上で説明を終わります。

- - - - -

日程第6 発議第7号 被災者生活再建支援法の改正を求める意見書案

議長（秋丸安弘君） 次に、日程第6、発議第7号、被災者生活再建支援法の改正を求める意見書案を議題とし、提案者の説明を求めます。

4番、西孝恒議員。

4番（西 孝恒君） それでは、発議第7号について説明をいたします。

平成28年8月25日、山江村議会議長、秋丸安弘様。提出者、山江村議会議員、西孝恒。賛成者、山江村議会議員、赤坂修議員。

被災者生活再建支援法の改正を求める意見書案を別案のとおり、会議規則第13条の規定により提出します。

提案理由としましては、先ほど発議第6号で提案されました熊本地震に係る理由と同じであります。早急に被災者の生活再建に向けた支援法の改正を国へ対し意見書を提出するものであります。

以上で説明を終わります。

- - - - -

日程第7 発議第8号 行政庁舎等再建についての国庫補助制度の創設を求める意見書案

議長（秋丸安弘君） 次に、日程第7、発議第8号、行政庁舎等再建についての国庫補助制度の創設を求める意見書案を議題とし、提案者の説明を求めます。

2番、横谷巡議員。

2番（横谷 巡君） 発議第8号について、提案理由の説明をいたします。

平成28年8月25日、山江村議会議長、秋丸安弘様。提出者、山江村議会議員、横谷巡。賛成者、山江村議会議員、秋丸光明議員。

行政庁舎等再建についての国庫補助制度の創設を求める意見書案を別紙のとおり、会議規則第13条の規定により提出します。

提案理由であります。発議第6号、7号でもございましたが、熊本地震により熊本県内の多くの行政庁舎が被災をし、仮庁舎や施設分散などにより、行政サービスが十分に発揮できないなど大きな問題となっております。問題解決のためには、早急な庁舎建設が求められるところですが、建設に対する財源確保の問題があることも事実であります。このことから、行政庁舎等再建に向けての補助制度の創設を強く求める意見書を国へ提出するものであります。

意見書の2ページを見てください。この中の記、1番、行政庁舎等の再建において、応急工事や調査、仮設庁舎の建設も含めた国庫補助制度を創設すること。2、あらゆる災害において、防災拠点機能を発揮できるように行政庁舎等の耐震化を含む拠点機能の充実等に要する費用については、国庫補助制度を創設すること。

以上で説明を終わります。

議長（秋丸安弘君） お諮りします。ここで暫時休憩をしたいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋丸安弘君） 異議なしと認めます。

再開時刻を11時15分といたします。

- - - - -

休憩 午前 11 時 07 分

再開 午前 11 時 15 分

-----  
議長（秋丸安弘君） 休憩前に引き続き再開いたします。  
-----

日程第 8 議案第 46 号 国営川辺川土地改良事業建設事業費の負担区分の変更について

議長（秋丸安弘君） 次に、日程第 8、議案第 46 号、国営川辺川土地改良事業建設事業費の負担区分の変更についてを議題とし、提案者の説明を求めます。

村長。

村長（内山慶治君） それでは、議案第 46 号についてご説明申し上げます。

国営川辺川土地改良事業建設事業費の負担区分の変更についてでございます。

国営川辺川土地改良事業建設事業費のうち、山江村が負担すべき地元負担金の全部、または一部について別案のとおり負担区分を変更するものとするというものでございます。平成 28 年 9 月 7 日提出でございます。

提案理由でございます。国営川辺川土地改良事業計画変更等に伴いまして、国、県、市町村及び受益農家の負担割合が変更となりました。このために提案をさせてもらうものでございます。

1 枚開けてもらいますと、国営川辺川土地改良事業建設事業費の負担区分がございいます。括弧書きが下の括弧書き表に変更するというものでありますが、主なもののみをちょっと述べさせていただきますが、基本的には国営川辺川土地改良事業につきましては、事業の柱が三つございいます。農業用排水事業、いわゆる灌排事業と言われるものであります。それから農地造成事業、そして区画整理事業であります。山江村としては、農地造成事業が大変多く面積を有しているということでありまして、農業用の灌排事業につきましても、数多くの灌排事業を実施しているというようなところでもございます。

まず、農業用排水事業でありますけれども、改正前は農業用排水事業費のうち地元負担に相当する額として、備考に国 60、県 28、地元 12 と書いてございますけれども、農業用排水事業は今回の変更につきましては、全て国・県で負担をするということになっております。

それから、農地造成事業につきましては、以下書いてあるとおりでありまして、この内容につきましては、また議案審議、また一般質問等々でも出ておりますので、詳しく経緯も含めまして、ご説明を申し上げたいと思います。

それから、区画整理事業でありますけれども、これは負担額につきましては、2



3.9%が22.1%に減ったというようなことでございます。備考欄にまた詳しく載っております。

従いまして、計画変更につきましては、その負担割合が変わってきます。また改めて数字等を出さないとわかりにくい部分もありますので、説明を申し上げたいと思います。今回、この決定に伴いまして、その事業としましては、農家の方々の説明を開催しまして、またその国営を廃止するという同意につきましての印鑑を、同意の取得印鑑を取っていくということになるわけでありまして、これは6市町村の同文議決でありますので申し上げます。

以上でございます。

- - - - -
- 日程第 9 認定第 1 号 平成 2 7 年度山江村一般会計決算の認定について
- 日程第 1 0 認定第 2 号 平成 2 7 年度山江村特別会計国民健康保険事業決算の認定について
- 日程第 1 1 認定第 3 号 平成 2 7 年度山江村特別会計簡易水道事業決算の認定について
- 日程第 1 2 認定第 4 号 平成 2 7 年度山江村特別会計農業集落排水事業決算の認定について
- 日程第 1 3 認定第 5 号 平成 2 7 年度山江村特別会計介護保険事業決算の認定について
- 日程第 1 4 認定第 6 号 平成 2 7 年度山江村特別会計後期高齢者医療事業決算の認定について
- 日程第 1 5 認定第 7 号 平成 2 7 年度山江村特別会計ケーブルテレビ事業決算の認定について

議長（秋丸安弘君） 次に、日程第 9、認定第 1 号から日程第 1 5、認定第 7 号まで、平成 2 7 年度山江村一般会計特別会計決算の認定となっております。

お諮りいたします。山江村議会会議規則第 3 6 条の規定により、一括上程したいと思いますが、ご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

議長（秋丸安弘君） 異議なしと認めます。一括上程をいたします。

それでは、日程第 9、認定第 1 号、平成 2 7 年度山江村一般会計決算の認定について、日程第 1 0、認定第 2 号、平成 2 7 年度山江村特別会計国民健康保険事業決算の認定について、日程第 1 1、認定第 3 号、平成 2 7 年度山江村特別会計簡易水道事業決算の認定について、日程第 1 2、認定第 4 号、平成 2 7 年度山江村特別会計農業集落排水事業決算の認定について、日程第 1 3、認定第 5 号、平成 2 7 年度

山江村特別会計介護保険事業決算の認定について、日程第14、認定第6号、平成27年度山江村特別会計後期高齢者医療事業決算の認定について、日程第15、認定第7号、平成27年度山江村特別会計ケーブルテレビ事業決算の認定についてを議題とし、提案者の説明を求めます。

村長。

村長（内山慶治君） それでは、ご説明申し上げます。

まず、認定第1号でございます。平成27年度山江村一般会計決算の認定についてでございます。

平成27年度山江村一般会計決算を別案のとおり監査委員の意見を付けて、議会の認定に付するものでございます。本日提出でございます。

提案理由でございますけれども、地方自治法第233条第3項の規定により、議会の認定に付するために提案をさせていただくというものでございます。

次に、認定第2号でございます。平成27年度山江村特別会計国民健康保険事業決算の認定についてでございます。

平成27年度山江村特別会計国民健康保険事業決算を別案のとおり監査委員の意見を付けて議会の認定に付するものでございます。本日提出になります。

提案理由でございます。地方自治法第233条第3項の規定により、議会の認定に付するために提案をさせてもらうものでございます。

続きまして、認定第3号でございます。平成27年度山江村特別会計簡易水道事業決算の認定についてでございます。

平成27年度山江村特別会計簡易水道事業決算を別案のとおり監査委員の意見を付けて議会の認定に付するものでございます。本日提出でございます。

提案理由といたしましては、地方自治法第233条第3項の規定により、議会の認定に付するため提案をさせてもらうものでございます。

次に、認定第4号でございます。平成27年度山江村特別会計農業集落排水事業決算の認定についてでございます。

平成27年度山江村特別会計農業集落排水事業決算を別案のとおり監査委員の意見を付けて議会の認定に付するものでございます。本日提出でございます。

提案理由でございます。地方自治法第233条第3項の規定により、議会の認定に付するため提案するものでございます。

それから、次に認定第5号でございます。平成27年山江村特別会計介護保険事業決算の認定についてでございます。

平成27年度山江村特別会計介護保険事業決算を別案のとおり監査委員の意見を付けて議会の認定に付するものでございます。本日提出でございます。

提案理由でございますが、同様に地方自治法第233条第3項の規定によりまして、議会の認定に付するため提案するものでございます。

続きまして、認定第6号でございます。平成27年度山江村特別会計後期高齢者医療事業決算の認定についてでございます。

平成27年度山江村特別会計後期高齢者医療事業決算を別案のとおり監査委員の意見を付けて議会の認定に付するものでございます。本日提出でございます。

提案理由でございますが、地方自治法第233条第3項の規定によりまして、議会の認定に付するため提案をさせていただきます。

最後に、認定第7号でございます。平成27年度山江村特別会計ケーブルテレビ事業決算の認定についてでございます。

平成27年度山江村特別会計ケーブルテレビ事業決算を別案のとおり監査委員の意見を付けて議会の認定に付するものでございます。本日提出でございます。

提案理由につきましては、地方自治法第233条第3項の規定により、議会の認定に付するため提案をさせていただくというものでございます。

内容につきましては、会計管理者より簡潔にご説明申し上げます。

議長（秋丸安弘君） 中山会計管理者。

会計管理者（中山久男君） それでは、認定第1号から認定第7号まで、平成27年度一般会計及び特別会計の決算につきまして、主に実質収支に関する調書にて、ご説明申し上げます。簡潔にさせていただきたいと思っております。

まず51ページをお開き願います。一般会計の実質収支に関する調書でございます。1、歳入総額32億9,761万7,873円、2、歳出総額30億3,406万9,804円、3、歳入歳出差引額2億6,345万8,069円となっております。4、翌年度へ繰り越すべき財源ですが、繰越明許費繰越額が979万9,000円、よって5、実質収支額は2億5,374万9,069円となります。6の実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額はございません。

次に52ページをお開き願います。歳入歳出決算比較分類図表でございます。科目ごとの割合を円グラフで示しております。歳入におきましては、地方交付税が16億8,988万8,000円で、全体の51.25%、半分強を占めております。歳出におきましては、総務費が最も多く、7億4,120万3,581円で、全体の24.43%、次に民生費が6億4,784万7,090円で、全体の21.35%を占めております。総務費においては、前年度より約2億円増額となっております。その要因としましては、基金積立金が約1億5,400万円ほどの増額、庁舎改修工事関係が約1,400万円、ケーブルテレビ事業機器更新委託料などへの繰出金が約2,300万円などとなっております。

次に、53ページをお開き願います。財産に関する調書でございます。1、公有財産、(1)土地及び建物でございます。土地に関しまして、公営住宅の増では、城内住宅団地隣接の村有地を住宅用地に組み替えました。その他の施設では、山田字蕨野の譲渡による約7,800平方メートルの減、万江字濁毛の宅地購入による約400平方メートルの増などによるものです。原野の減につきましては、主に山田字鍋ノ平の譲渡によるものです。宅地につきましては、寄附及び購入による増となっております。建物につきましては、公営住宅木造建物の減は、北永シ切住宅分棟のための倉庫の撤去、その他の施設では、個人住宅購入や寄附などによる増となっております。非木造におきましては、主に山田字蕨野の倉庫などの譲渡による減となっております。

次に、54ページをお開き願います。(2)山林でございます。面積の増減はございません。立木の推定蓄積量でございますが、6,522立方メートルの増加で、決算年度末の現在高は19万4,923立方メートルでございます。

次に、(3)有価証券及び(4)出資による権利でございます。いずれも年度中の増減はございません。

次に、55ページをご覧ください。2、基金でございます。平成26年度に全額取りくずしました温泉健康センター基金に500万円を積み立てました。総額としては、合計の備考欄をご覧くださいますと、新規積立額1億8,215万2,365円、取りくずし額1億8,000万円、利子額5,395万3,823円にして、前年度末現在高に5,610万6,188円を加えまして、決算年度末現在高は23億4,762万8,610円となっております。

次に、右側のその他の基金ですが、利子のみでして、合計で2,386円の増加で、決算年度末現在高は6,739万1,031円でございます。貸付金につきまして、株式会社やまえから220万円の償還があり、決算年度末現在高は900万円の残となっております。

次に、56ページをお開き願います。3、物品でございます。所有車両につきましては年度中の増減はありませんでしたが、リース車両が1台増えました。その他につきましては今回は増減ございません。

以上が一般会計でございます。

次に、75ページをお開き願います。国民健康保険事業会計の実質収支に関する調書でございます。1、歳入総額5億7,885万4,033円、2、歳出総額5億6,871万2,067円、3、歳入歳出差引額1,014万1,966円、4、翌年度へ繰り越すべき財源はございません。5、実質収支額1,014万1,966円となっております。

次に、76ページをお開き願います。財産に関する調書でございます。(1)基金、国民健康保険財政調整基金でございます。決算年度中の増減高は3,000万円を取りくずし、国保会計へ繰り入れたため、2,996万900円の減で、決算年度末現在高は2,007万2,762円となっております。主には医療費が増加したための取りくずしとなっております。

次に、87ページをお開き願います。簡易水道事業会計の実質収支に関する調書でございます。1、歳入総額1億7,206万307円、2、歳出総額1億6,460万2,273円、3、歳入歳出差引額745万8,034円、4、翌年度へ繰り越すべき財源はございません。5、実質収支額745万8,034円となっております。

次に、88ページをお開き願います。財産に関する調書でございます。1、公有財産(1)土地及び建物についてでございます。土地及び建物の面積の増減はございません。(2)基金、簡易水道事業財政調整基金でございます。決算年度中の増減高は8,034円の利子による増で、決算年度末現在高は1,598万9,621円となっております。(3)物品、車両についてでございます。所有車両はなく、リース車両の1台となっております。

次に、99ページをお開き願います。農業集落排水事業会計の実質収支に関する調書でございます。1、歳入総額1億4,820万9,402円、2、歳出総額1億4,020万1,531円、3、歳入歳出差引額800万7,871円、4、翌年度へ繰り越すべき財源はございません。5、実質収支額800万7,871円となっております。

次に、100ページをお開き願います。財産に関する調書でございます。1、公有財産、(1)土地及び建物についてでございます。土地及び建物の面積の増減はございません。(2)物品、車両についてでございますが、変動はなく、1台を保有しております。

次に、115ページをお開き願います。介護保険事業会計の実質収支に関する調書でございます。1、歳入総額4億3,203万3,082円、2、歳出総額3億9,248万2,196円、3、歳入歳出差引額3,955万886円、4、翌年度へ繰り越すべき財源はございません。5、実質収支額3,955万886円となっております。

次に、116ページをお開き願います。財産に関する調書でございます。(1)基金、介護保険財政調整基金でございます。決算年度中の増減高は1万7,189円の利子による増で、決算年度末現在高は3,420万8,483円となっております。

次に、127ページをお開き願います。後期高齢者医療保険事業会計の実質収支に関する調書でございます。1、歳入総額3,205万1,982円、2、歳出総額3,075万6,669円、3、歳入歳出差引額129万5,313円、4、翌年度へ繰り越すべき財源はございません。5、実質収支額129万5,313円となっております。

次、最後でございます。137ページをお開き願います。ケーブルテレビ事業会計の実質収支に関する調書でございます。1、歳入総額6,795万6,796円、2、歳出総額5,903万7,014円、3、歳入歳出差引額891万9,782円、4、翌年度へ繰り越すべき財源はございません。5、実質収支額891万9,782円となっております。

歳入歳出とも前年度より約150%の伸びで、約2,300万円ほどの増額となっておりますが、これにつきましては一般会計からの繰入金及び機器更新などの委託料が要因となっております。

上記のとおり精算したところ、相違ありません。平成28年7月1日、山江村会計管理者、中山久男。

審査の結果相違ないものと認める。平成28年8月9日、山江村監査委員、木下久人、同じく、山江村監査委員、赤坂修。

上記のとおり監査委員の審査に付したところ、不都合がないので議会の認定に付します。平成28年9月7日、山江村長、内山慶治。

以上で、平成27年度山江村一般会計及び特別会計決算の説明を終わります。

- - - - -

日程第16 議案第47号 平成28年度山江村一般会計補正予算(第2号)

議長(秋丸安弘君) 次に、日程第16、議案第47号、平成28年度山江村一般会計補正予算(第2号)を議題とし、提案者の説明を求めます。

村長。

村長(内山慶治君) 議案第47号についてご説明申し上げます。

平成28年度山江村一般会計補正予算(第2号)でございます。

平成28年度山江村の一般会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによるものでございます。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億6,511万3,000円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ36億5,497万7,000円とするものがございます。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分、当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるものがございます。

債務負担行為の補正でございます。

第2条、債務負担行為の変更は、「第2表 債務負担行為補正」によるものでございます。本日提出でございます。

内容につきましては、総務課長より説明いたします。

議長（秋丸安弘君） 豊永総務課長。

総務課長（豊永知満君） それでは、議案第47号、平成28年度山江村一般会計補正予算（第2号）についてご説明いたします。

補正前の額に歳入歳出それぞれ2億6,511万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を36億5,497万7,000円とするものでございますが、補正の主なものについてご説明をいたします。

1ページをお願いいたします。第1表、歳入歳出予算補正。歳入です。1、村民税230万円、8地方交付税2,608万2,000円の追加は確定によるものでございます。13、国庫支出金4,456万7,000円の追加は、社会資本整備総合交付金の追加交付が主なものでございます。14、県支出金466万2,000円の追加は、農業費県補助金、児童福祉費県負担金が主なものでございます。17、繰入金1,507万9,000円の追加は、特別会計介護保険事業返還金、土地開発基金の繰り入れによるものでございます。18、繰越金1億7,078万9,000円を追加するものでございます。

2ページをお願いいたします。歳出です。2、総務費6,328万円の追加は、財政調整基金積立、公有財産購入費が主なものです。3、民生費748万1,000円の追加は、障害福祉サービス費、5、農林水産業費545万1,000円の追加は、川辺川利水事業推進費、7、土木費4,035万円の追加は、社会資本整備事業が主なものでございます。

3ページをお願いします。予備費1億4,246万2,000円を追加するものでございます。

次に4ページをお願いします。第2表、債務負担行為補正です。エスコ事業の期間と限度額を変更するものでございます。期間を平成40年度を平成28年度から平成45年度までに変更し、限度額、平成28年度136万円を29万1,000円に、平成29年度から平成39年度まで204万円、平成40年度68万円を平成29年度から平成44年度まで87万1,000円、平成45年度58万1,000円に変更するものでございます。

以上で説明を終わります。

-----  
日程第17 議案第48号 平成28年度山江村特別会計国民健康保険事業補正予算

(第2号)

議長(秋丸安弘君) 次に、日程第17、議案第48号、平成28年度山江村特別会計国民健康保険事業補正予算(第2号)を議題とし、提案者の説明を求めます。

村長。

村長(内山慶治君) 議案第48号についてご説明申し上げます。

平成28年度山江村特別会計国民健康保険事業補正予算(第2号)でございます。

平成28年度山江村の特別会計国民健康保険事業補正予算(第2号)は、次に定めるところによるものでございます。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ901万1,000円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億9,038万6,000円とするものがございます。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるものがございます。本日提出でございます。

内容につきましては、健康福祉課長より説明いたします。

議長(秋丸安弘君) 一二三健康福祉課長。

健康福祉課長(一二三信幸君) それでは、議案第48号について説明いたします。

補正前の額に901万1,000円を追加し、歳入歳出それぞれ5億9,038万6,000円とするものであります。

1ページをお願いいたします。歳入でございます。1、国民健康保険税を630万9,000円増額するものでありまして、国民健康保険税の税率改定に伴う増額が主なものであります。3、国庫支出金を7,000円、4、療養給付費交付金を174万1,000円増額するものでありまして、前年度の交付額確定に伴うものであります。10、繰越金を95万4,000円増額するものでありまして、前年度の決算確定によるものであります。

2ページをお願いいたします。歳出でございます。11、諸支出金を2万5,000円増額するものでありますして、前年度の療養給付費負担金確定による超過交付分の償還金1万3,454円、それと同じく前年度の特健康診査等負担金確定によります超過交付分の償還金1万2,000円の増額によるものであります。12、予備費につきましては、898万6,000円を追加するものであります。

以上でございます。

-----  
日程第18 議案第49号 平成28年度山江村特別会計簡易水道事業補正予算(第



2号)

議長(秋丸安弘君) 次に、日程第18、議案第49号、平成28年度山江村特別会計簡易水道事業補正予算(第2号)を議題とし、提案者の説明を求めます。

村長。

村長(内山慶治君) 議案第49号についてご説明申し上げます。

平成28年度山江村特別会計簡易水道事業補正予算(第2号)でございます。

平成28年度山江村の特別会計簡易水道事業補正予算(第2号)は、次に定めるところによるとするものでございます。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ230万7,000円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億7,741万4,000円とするものでございます。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるものでございます。本日提出でございます。

内容につきましては、建設課長より説明申し上げます。

議長(秋丸安弘君) 白川建設課長。

建設課長(白川俊博君) それでは、議案第49号について説明いたします。

1ページをご覧ください。第1表、歳入歳出予算補正、歳入、7、繰越金、前年度決算に伴う繰越確定額230万7,000円を追加するものでございます。歳入合計、補正前の額に補正額230万7,000円を追加し、1億7,741万4,000円とするものでございます。

2ページをご覧ください。歳出、5、予備費230万7,000円を追加するものでございます。歳出合計、補正前の額に補正額230万7,000円を追加し、1億7,741万4,000円とするものでございます。

以上で説明を終わります。

- - - - -

日程第19 議案第50号 平成28年度山江村特別会計農業集落排水事業補正予算(第2号)

議長(秋丸安弘君) 次に、日程第19、議案第50号、平成28年度山江村特別会計農業集落排水事業補正予算(第2号)を議題とし、提案者の説明を求めます。

村長。

村長(内山慶治君) 議案第50号についてご説明申し上げます。

平成28年度山江村特別会計農業集落排水事業補正予算(第2号)でございます。

平成28年度山江村の特別会計農業集落排水事業補正予算(第2号)は、次に定めるところによるとするものでございます。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ224万3,000円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億4,924万3,000円とするものでございます。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるものでございます。本日提出でございます。

内容につきましては、建設課長より説明いたします。

議長(秋丸安弘君) 白川建設課長。

建設課長(白川俊博君) それでは、議案第50号について説明いたします。

1ページをご覧ください。第1表、歳入歳出予算補正、歳入、5、繰越金、前年度決算繰越確定額224万3,000円を追加するものでございます。歳入合計、補正前の額に補正額224万3,000円を追加し、1億4,924万3,000円とするものでございます。

2ページをご覧ください。歳出、4、予備費224万3,000円を追加するものでございます。歳出合計、補正前の額に補正額224万3,000円を追加し、1億4,924万3,000円とするものでございます。

以上で説明を終わります。

- - - - -

日程第20 議案第51号 平成28年度山江村特別会計介護保険事業補正予算(第2号)

議長(秋丸安弘君) 次に、日程第20、議案第51号、平成28年度山江村特別会計介護保険事業補正予算(第2号)を議題とし、提案者の説明を求めます。

村長。

村長(内山慶治君) 議案第51号についてご説明申し上げます。

平成28年度山江村特別会計介護保険事業補正予算(第2号)でございます。

平成28年度山江村の特別会計介護保険事業補正予算(第2号)は、次に定めるところによるとするものでございます。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,924万2,000円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億8,324万2,000円とするものでございます。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるものでございます。本

日提出でございます。

内容につきましては、健康福祉課長より説明いたします。

議長（秋丸安弘君） 一二三健康福祉課長。

健康福祉課長（一二三信幸君） それでは、議案第51号について説明いたします。

補正前の額に3,924万2,000円を追加し、歳入歳出それぞれ4億8,324万2,000円とするものであります。

1ページをお願いいたします。歳入でございます。前年度の決算確定に伴います8、繰越金3,924万2,000円を追加するものであります。

2ページをお願いいたします。歳出でございます。5、諸支出金であります。前年度の介護給付費等の負担金確定に伴います項1の償還金及び還付加算金557万4,000円を増額するものであります。また、前年度の介護保険給付費等の確定によります一般会計の繰出金、3の他会計繰出金につきまして546万5,000円を増額するものであります。それから、8、予備費につきましては、2,820万3,000円を追加するものであります。

以上でございます。

-----  
日程第21 議案第52号 平成28年度山江村特別会計後期高齢者医療事業補正予算（第1号）

議長（秋丸安弘君） 次に、日程第21、議案第52号、平成28年度山江村特別会計後期高齢者医療事業補正予算（第1号）を議題とし、提案者の説明を求めます。

村長。

村長（内山慶治君） 議案第52号についてご説明申し上げます。

平成28年度山江村特別会計後期高齢者医療事業補正予算（第1号）でございます。

平成28年度山江村の特別会計後期高齢者医療事業補正予算（第1号）は、次に定めるところによるものでございます。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ114万円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,314万円とするものでございます。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるものでございます。本日提出でございます。

内容につきましては、健康福祉課長より説明いたします。

議長（秋丸安弘君） 一二三健康福祉課長。

健康福祉課長（一二三信幸君） それでは、議案第52号について説明いたします。

補正前の額に114万円を追加し、歳入歳出それぞれ3,314万円とするものであります。

1ページをお願いいたします。歳入でございます。前年度の決算確定に伴います4、繰越金114万円を追加するものであります。

2ページをお願いいたします。歳出でございます。4、予備費を114万円追加するものであります。

以上でございます。

- - - - -

日程第22 議案第53号 平成28年度山江村特別会計ケーブルテレビ事業補正予算（第1号）

議長（秋丸安弘君） 次に、日程第22、議案第53号、平成28年度山江村特別会計ケーブルテレビ事業補正予算（第1号）を議題とし、提案者の説明を求めます。

村長。

村長（内山慶治君） 議案第53号についてご説明申し上げます。

平成28年度山江村特別会計ケーブルテレビ事業補正予算（第1号）でございます。

平成28年度山江村の特別会計ケーブルテレビ事業補正予算（第1号）は、次に定めるところによるとするものでございます。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ125万6,000円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,525万6,000円とするものでございます。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるものでございます。平成28年9月7日提出、山江村長、内山慶治でございます。

内容につきましては、企画調整課長より説明いたします。

議長（秋丸安弘君） 北田企画調整課長。

企画調整課長（北田愛介君） 議案第53号についてご説明申し上げます。

1ページをお開きください。第1表、歳入歳出予算補正でございます。歳入、款4、繰越金、平成27年度の繰越額の確定に伴いまして、補正前の額に125万6,000円を追加いたしまして、891万9,000円とするものでございます。歳入合計、補正前の額に125万6,000円を追加し、4,525万6,000円とするものでございます。

2ページをお開きください。歳出でございます。款2、ケーブルテレビ事業費、

補正前の額に60万円を追加いたしまして、3,205万9,000円とするものでございます。内容は委託料でございます、情報基盤の通信機器の更改に関する業務委託料でございます。

それから、款4、予備費でございます。補正前の額に65万6,000円を追加いたしまして、215万1,000円とするものでございます。以上、歳出合計、補正前の額に125万6,000円を追加いたしまして、4,525万6,000円とするものでございます。

以上でございます。

- - - - -

#### 日程第23 陳情第1号 青少年健全育成基本法制定の為の陳情書

議長（秋丸安弘君） 日程第23、陳情第1号、青少年健全育成基本法制定の為の陳情書を議題とし、お手元に配付しております陳情書の写しのとおり、熊本ピュアフォーラム代表者、田中力男様より、青少年健全育成基本法制定に関する陳情であります。

お諮りいたします。ただいま議題となっております陳情第1号について、総務文教常任委員会へ審査を付託したいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋丸安弘君） 異議なしと認めます。

よって日程第23号、陳情第1号、青少年健全育成基本法制定の為の陳情書については、総務文教常任委員会へ付託することに決定いたしました。

- - - - -

#### 日程第24 議員派遣の件

議長（秋丸安弘君） 次に、日程第24、議員派遣の件を議題といたします。

本件は、地方自治法第100条第13項の規定により、議員を派遣しようとするときは、本議会の決議が必要であることから、会議規則第126条の規定により配付しております議案のとおり議員を派遣するものであります。

以上で本日の日程は終了いたしました。

よって、本日はこれにて散会いたします。ありがとうございました。

- - - - -

散会 午後0時00分

第 2 号

9 月 1 5 日 ( 木 )

## 平成28年第5回山江村議会9月定例会（第2号）

平成28年9月15日

午前10時00分開議

於 議 場

### 1. 議事日程

日程第1 一般質問

### 2. 出席議員は次のとおりである。（10名）

1番 赤坂 修君	2番 横谷 巡君
3番 森田 俊介君	4番 西 孝恒君
5番 立道 徹君	6番 谷口 予志之君
7番 秋丸 光明君	8番 中竹 耕一郎君
9番 秋丸 安弘君	10番 松本 佳久君

### 3. 欠席議員は次のとおりである。（0名）

### 4. 職務のため会議に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 新山 孝博君

### 5. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村 長	内山 慶治君	教育 長	藤本 誠一君
総務 課長	豊永 知満君	税務 課長	山口 明君
企画調整課長	北田 愛介君	産業振興課長	平山 辰也君
健康福祉課長	一二三 信幸君	建設 課長	白川 俊博君
教育 課長	蕨野 昭憲君	会計管理者	中山 久男君
農業委員会 事務局 長	迫田 教文君		

開議 午前10時00分

議長（秋丸安弘君） おはようございます。

ただいまから会議を開きます。

本日の出席議員は10名で、定足数に達しております。

#### 日程第1 一般質問

議長（秋丸安弘君） 本日は一般質問となっております。

お手元に配付してありますとおり、7名の議員から一般質問の通告がなされております。

通告の順に従いまして、一般質問を許します。

なお、会議規則第55条第1項の規定により、発言時間は、質問・答弁を合わせて60分といたしますので、よろしく願いいたします。

それでは、はじめに2番、横谷巡議員より1、総合公園建設について、2、村長の政治姿勢について、3、株式会社やまえについての通告が出ております。

横谷巡議員の質問を許します。横谷巡議員。

#### 横谷巡君の一般質問

2番（横谷 巡君） おはようございます。議長のお許しをいただきましたので、通告に従い、2番議員、横谷巡から一般質問を行います。

ブラジルリオでのオリンピック、史上最高のメダルを獲得し、日本選手団の活躍ぶりに日本中が湧きました。2020年にはいよいよ東京オリンピックです。この真夏の祭典から、9月に入りますと、暑さ寒さも彼岸まで、稲穂の色など秋の訪れを感じさせる季節となりました。

一方では、熊本地震の復興もままならない中、地震、台風、大雨と続く自然災害により、日本各地で甚大な災害が発生しております。改めて防災意識の向上と防災対策の必要性を痛感しているところでございます。

通告しております一般質問の1点目、総合公園の建設についてであります。このことについては、昨年9月定例会において、建設目的など質問したところであります。総合公園とは、住民が休息、鑑賞、散歩、遊戯、運動など、施設を含めて総合的な利用に供することを目的とする公園で、1カ所当たり10ヘクタールから50ヘクタールを標準とするとされています。今、この総合公園については、委員会等で検討を進められ、村民へのアンケート調査を行い、基本計画を作成されると思



いますが、ここで改めて総合公園の必要性和意義について、村長の見解を伺います。

議長（秋丸安弘君） 北田企画調整課長。

企画調整課長（北田愛介君） 総合公園についての建設に対する意義についてのご質問でございます。

まず、本村におけます現在の公園の状況を申し上げますと、まず丸岡公園、それから小山田農村公園、古代の杜公園、それにふれあいパーク蓑原などがございます。この公園は、それぞれに使用される目的によって、その用途が異なっておりますけれども、丸岡公園は、サクラとツツジなどを楽しむ自然公園と、農村広場を活用したスポーツ等を行う多目的な公園でございます。それから、小山田農村公園は、遊具を備えておりますが、規模が小さく、地域の憩いの場としての性質を持っております。それから、古代の杜公園は、メタセコイヤの観察など、自然を学ぶ目的の公園でございます。また、ふれあいパーク蓑原は広場を活用しました公園で、グラウンドゴルフなどのスポーツが楽しめ、地域のお祭りなども開催されております。

このように、村内には公園としての整備はございますけれども、先ほど申されましたような総合公園と称されるような遊具が備え付けられ、スポーツができ、小さい子どもから高齢者までが憩えるというような公園はないような状況でございます。

現在の山江村の総合振興計画を策定しました折に、村民アンケートを実施しておりますけれども、アンケートの中では、「今後の村づくりの将来は何に力を入れるべきか」というふうな問いがございまして、「公園や村民憩いの広場などの整備」と答えられた方が19%ございました。それから、毎年開催しております村政懇談会におきましても、「小さな子どもを遊ばせる公園がなく、遠くまで出かけなければならないので、公園の整備をお願いしたい」というふうな要望が挙がっております。また、さらに地方創生の総合戦略の策定時にアンケートを実施しておりますけれども、このアンケートの中に、「結婚、妊娠、出産、子育てに対してどのような支援、対策を行えば子どもの数が増えるか」というふうな問いをしております。この問いに対しまして、上位10項目のうちに「子どもが遊べる場所の整備」という要望が6番目に位置しております。また、自由意見におきましても「子どもを遊ばせる公園を整備してほしい」との要望が挙がっております。このように、村民の公園整備への要望が多くあることは事実でございます。

地方創生の大きな柱であります若い世代の就労、結婚、子育ての希望の実現というふうな面におきましては、そのような環境整備としての公園の必要性、整備の意

義は大きいものであり、重要であるというふうに考えております。

以上でございます。

議長（秋丸安弘君） 横谷巡議員。

2番（横谷 巡君） 今、必要性和意義について、課長のほうから答弁がありましたけれども、果たして住民の総合公園に対する本当の意識はどうか、やっぱりこのところは重要だと思います。そういった中で、私がなぜ必要性和意義について見解を伺ったのは、この必要性和意義が村民の議論の原点であるからです。この土台が基本でしっかりとしていないと、今後の結果、つくった後、大きく左右していくからであります。

総合戦略、地方創生、少子高齢化がさらに進展し、人口減少を少しでも食い止める努力がされるとしても、人口減少は避けがたいと予想されます。そのような中、「今時総合公園をつくる必要があるのか」、ほかに「この少子高齢化の中で、村民の切実な要望を優先すべきではないか」など、多くの村民からこの総合公園の計画についてはしっかりと議論し、検証してほしいとの意見が届いております。このような村民の声を聞き、生かすことが議論の原点であり、最も重要なことだということを受け止めていただきたいというふうに思います。

既存施設である公園等について、説明がありましたけれども、丸岡公園、ここは人吉球磨盆地を一望でき、ツツジ、サクラの名所として、また多目的運動場もありトイレ等も完備しております。各種補助金により散歩道路の整備や、子どもの遊べる遊具、広場スペースを設置したら利用度の向上が見込めます。また、小学校部活動の学校教育から社会体育への移行時、その受け皿としても多様な利用方法が考えられます。

山江村の現状から建設事業費、後の維持管理費、利用度などを考慮し、丸岡公園をリニューアル化し、総合公園として活用する考えはないか伺います。

議長（秋丸安弘君） 村長。

村長（内山慶治君） 総合公園についてのご質問でございます。

この総合公園につきましては、総合振興計画をつくる折にですね、これは平成21年につくった、今からですから7年前につくった計画であります。次がこれが平成26年につくった、最近つくられた、これは議員が村長だった頃つくられた総合計画であります。

双方とも、特に7年前は、村民の方々、これは地域懇談会もしましたし、アンケートも取りましたし、その計画策定委員会もやっておりますし、ほか各種団体のヒアリングも行っております。それから、職員によるプロジェクトも設置しまして、もろもろの意見を聴取しながらこの計画はつくった。後期計画もそのようなやり方

でつくられたということでもありますけれども、その中身を眺めてみますと、公園を望む声というのが、先ほど企画調整課長のほうが非常に多いということでもありますけれども、29項目ある中で、一番多いのは高齢者、障害者などの福祉施設や医療費などの福祉対策の整備がもちろん、この超高齢化社会の中でそれを望む声が大きいということで、これにももちろん今現在、地域医療検討委員会でその将来の介護の問題をどうするのか、医療の問題をどうするのか、そして一番大事な健康を取り戻す予防医療の問題をどうするかと今検討を行っているところでありますが、もろもろある中で、公園や村民憩いの広場などの整備が19%ございました。これが上位から数えますと9番目であります。そして3年前につくられた中では、一番多いのは、今回が企業誘致が12.37%でありました。そして障害者、高齢者等の施設へ医療費の福祉対策が10.98%、そして公園は4.38%、それとスポーツ、運動施設の整備が2.78%、合わせますと7.16%に上がり、これは上位5番目に位置付けられるというような村民のニーズがございます。

そういうことを受けまして、実は私もここ3、4年、村の中を回らして、特にお母さん方の声が、子どもたちが親子でゆっくり遊べる場がない。どこに行っておられるかという、皆さんですね、人吉球磨の子育てで公園に行くとするれば、八代市の坂本村に行っておられる。ほとんど行っておられる。役場職員もそうですし、小さい子どもをお持ちの方は、ほとんど向こうのほうに足が向かれるというような状況でありました。

人口減少対策、地域活性化対策と先ほど申されたわけですが、まさにそういう子育て支援、また活性化の政策としての位置付けは、小さな子どもさんからその保護者の皆さん、そして高齢者の皆さんまでが憩える公園の整備、そしてその公園が経済的に寄与するような機能を持った公園、また物産販売もありましょうし、公園に来られた方が山江村に滞在しながら山江村を周遊される。そのための今、フットパスの事業、山江を周遊する事業も行っているところでありますけれども、そういうことにいわゆる人口減少対策、活性化対策にも寄与する公園だというふうな位置付けで、今進めているところでございます。

従いまして、今、議員の意見を聞きますと、いかにも役場がイニシアチブを持って、いろんなことを決めているというふうに聞こえますけれども、そういうことを総合計画等々の意見も基にしながら、現在は検討プロジェクト委員会に丸投げしております。村民の方々にもアンケートを取っているということですから、ボールは今、村民の方々にあるわけです。村民の方々の意見を収集しながら、どういう公園が本当にこの山江村として、この総合計画に出て来た方々の意見を集約できるかということは今、集めているという段階であります。

従いまして、今、執行部のほうは、ある意味では白紙の状態、これは前回も答えましたけれども、白紙の状態でその村民の方々に、またこれは100人委員会もありますけれども、その100人委員会も含めて、村民の方々にその絵を書いてもらっていると。これはもう2回ほどそのニュースレターも出しまして、アンケートも取らせてもらいながら進めているということでもありますので、その付近のところをよくご理解いただきながら、ご支援も賜ればと思うところでもあります。

従いまして、既存のリニューアルの活用の考えということも含めて、当然そのメニューの中に入っております。山江村全体が公園だというような発想も、実はその村民の方々の委員会から話が出ているところでもありますので、その付近も含めて今後固めていきたい、基本計画をつくっていききたいと思いますし、いずれその基本計画をつくるという段階において、公園の形が見えてきた折には、議員の皆さん方、また村民の皆さん方にもいろいろとまたご相談できるというようなことになろうかと思えます。

お尋ねのリニューアルの活用の考えについては、企画調整課長のほうから答弁を申し上げます。

議長（秋丸安弘君） 横谷巡議員。

2番（横谷 巡君） 企画課長の答弁は結構でございます。このなぜ丸岡公園を使った方がいいかというと、山江村の人口、将来的には何もしなければ2,200人程度になるということが予想されています。私は後で聞きますけれども、財政的なこともあるし、国の財政事情も考えると、非常に村でこのような大きな総合公園を持った場合に、村民の行政サービスが落ちるんじゃないかと懸念しております。アンケート等については、建設ありきの内容ですから、私がなぜ議論の原点が大切と言ったのは、本当に山江村として総合公園という大きな総合公園、身の丈に合った公園じゃなくて、なぜ総合公園が必要なのか、そのところだったんです。

2点目にその広域事業でつくれないかということもお尋ねしようというふうに思っておりましたけれども、やはり若いお母さんから子育ての皆さんは、子どもが安心して遊べる公園として、高齢者を含めた一般の方々は、癒しと健康づくりの公園として、大きな公園よりも身近に気軽に利用できるイノベーションというのは、今あるのを整備して活用する。だから丸岡公園はどうですかというふうにお聞きしたわけであります。

村長はよく南九州3県を視野に入れ、郡市民のシンボル施設として、また郡市の経済的浮揚策として、公園を位置付けたいと言っておられます。そのことを考えると、村単独よりも隣接の市町村にも何らかの形態で参加してもらって、人吉球磨に一つある大きな総合公園として、広域事業としての体制が私はいいんじゃないかと

いうふうに考えております。

先ほど、財政計画についてということでは言いましたけれども、財政計画について伺います。昨年の国への村の陳情、要望では、総合公園の要望が1番目に挙がっていました。まだ中身がないのに何で挙がるのかなと私は思っていました。今年の要望には挙がっていません。やはり行政として、総合計画に挙がっている以上は、総合公園建設のプロセスを固め、さらに続く今後の公共施設のあり方については、十分に把握され、計画されていると思いますが、現在の本村の施設をそのまま存続することは極めて困難だと思います。現在のまま存続させるのは困難というのは、いわゆる建物の箱物をはじめ道路、橋梁、簡易水道、集落排水、ケーブルテレビなどの維持管理費が困難になってくるということでもあります。また、自然災害など、予想外の出来事による出費、高齢化社会を迎え、国民健康保険や介護保険など社会保障費が増大し、運営が難しい局面も考えられます。

そういった中、総合公園を建設した場合、10年後、20年後の財政の見通しと財政計画、本当に大丈夫なのか。建設事業費、維持管理費、利用度など今後の対応を含め考えについて伺います。

議長（秋丸安弘君） 村長。

村長（内山慶治君） それではお答えします。

基本的に言いますと、先ほど申し上げましたとおり、丸岡公園の活用も視野に入っている、総合公園という言葉に行政的な形で議員はお思いでしょうけれども、自由なフランクな総合的な公園としての位置付けとして、今、住民の方にその企画をお渡ししているという状況であります。

総合公園をつくと財政的に非常に厳しくなるというふうに聞こえました。果たしてそうでしょうか。何もしないで社会保障費だけが増える状況の中で、要するにその対策だけをしていたら、山江村の活性化は成し得ないと思います。人が暮らすということは、もちろん社会保障的な福祉の問題もありますし、教育的な学びの場もあります。そして経済的な活動もしなくちゃいけないということでもありますし、また憩いの場も必要であります。これは子育てにも必要でありますし、高齢者の方々の健康をしっかりとつくる場として大事だろうかと思います。いわゆる人が暮らすということについては、いろんな条件の中で多面的な条件の中で人々は生きているわけでありまして、その暮らしの総合的ないろんな整備をしていくというのは、当たり前だと思います。

ケーブルテレビをつくりました。そのケーブルテレビ事業が思わしくないようなふうに私聞こえましたけれども、ただそのケーブルテレビ事業の情報のインフラをつくることによって、ずいぶんといろんな情報を家にいながら、村民の方々得られ

ることができますし、そういう生活インフラの話であります。従いまして、そういう意味で、村民の暮らしそのものを一つずつ充足していくんだというようなことでの今回の総合公園の建設であります。

先ほど言いましたとおり、考え方は丸岡公園を中心としながら、各地区に小規模の公園をつくって、山江村が全体的な公園となるようなという案も出て来ておりますので、そういうことを含めて、どういう形がいいかということにつきましては、さらに検討をしていきたいと思っております。

財政についてでありますけれども、私の耳にこういう話が入って来ました。学校給食費を無料化したから国保税が上がったんだと。何ら関係ない話でありまして、特別会計でありますから国保税は。それと今から6年前、横谷村長に村政をお渡ししたときに、非常に財政的には豊かだったはずですよ。今回も30億円の予算をつくっておりますけれども、基金が20億円を超えました。いわゆる30億円に20億円の基金を超えたということは、家で考えますと300万円1年間に暮らすのに要するところに200万円貯金があるというようなことでもあります。従いまして、何かあったらその200万円を取りくずしながら、また余ったらその200万円に貯金をしていくというようなことを繰り返しながら、財政運営はしているということではありますが、今まで歴代の村長が鋭意努力をされてきてですね、山江村の財政状況は非常にいいということでもあります。このことにつきましては、監査委員の報告にあったとおりでありますし、そういう視野に、考え方に立ちまして、今後とも財政運営には当たっていかなくちゃいけないというふうに思っているところでございます。

議長（秋丸安弘君） 横谷巡議員。

2番（横谷 巡君） 行政が名前を使う総合公園、この定義をしっかりとしないとどのような公園が分からず、ランクにも小さい公園から大きい公園まであるので、駄目ですよ。総合公園というのは私が最初に言いましたように、ちゃんと標準はこういうものだというのがあるから、総合公園をつくるというのは、運動競技場とか遊具とか村民がいろいろ散歩するとか、鑑賞するとか大きな公園なんですよ。ですから行政が使う言葉は、例えば山江村の自然公園とか、子どもたちのためにお母さんたちが要望する公園とかしないと、総合公園というのをポーンと出して、昨年の陳情要望のときには一番に挙がっていました。それで私はちょっとこれはどうかなあということから、やはり国とか何かに上げるときには、しっかりとある程度の行政で描きながら、そして住民の要望も聞きながらこうしていくのが私はプロセスかなというふうに思いました。

私が心配するのは、やはり維持管理費なんですよ。やはり家庭と一緒に村民を守

らなければなりません。やはり維持管理費が、つくって入ってくればいいんですけども、果たして郡市民の経済浮揚策としてなるのか。国民世論調査によりますと、やはり一番働く場がほしいという経済政策、2番目に介護、医療、福祉、3番目に子育て、教育面なんですよ。そういったことで私はケーブルテレビを不要と言いません。ただ維持管理費、今年度3,000万円、修繕するのに要っている。だから補修費と運営費がだんだんと集落排水とか簡易水道とか道路とか建物に要ってくるから、そののところがしっかりとしていかないと大変になりますよと。そういったところに大きな総合公園をつくったら、果たして村民はどう思うか。そこを議員として投げかけたところであります。

次に、2点目に入ります。村長の政治姿勢について伺います。本村の学校給食費は無料であります。このことは保護者に限らず全村民が将来を担う子どもたちの健全な成長のために協力と応援をさせていただいているところであります。その学校給食おける地産地消の推進に係る食材の提供等を行う地産地消コーディネーター業務委託についてであります。この業務委託について、いつ、誰が、どこに、幾らで、どのようにして決められたのか伺います。

議長（秋丸安弘君） 平山産業振興課長。

産業振興課長（平山辰也君） 地産地消コーディネーターの業務委託についてということでございます。

まず、地産地消コーディネーターは、山江村地域活性化協議会で作成されました山江村将来ビジョンに位置付けられておりまして、学校給食等における地産地消の推進を目的としております。

学校給食の地産地消コーディネーターの業務委託の内容についてですけれども、山江村の学校給食等の地産地消を推進し、全般的な仕組みをサポートし、顔の見える安心・安全な食材の提供及び農家所得の向上を図るため、村内の生産者等から農林産物等を出荷し、学校等へ納品するなどの業務を行っております。将来的には、この地産地消を皮切りに、都市部との農林産物の流通を開拓し、農林家の所得の向上を目指すものであります。

この地産地消コーディネーターの募集は、平成28年5月16日から6月10日までの応募期間を設けまして、村内に住所を有し、村内の地理に詳しい者、食材の収集、運搬を行うのに必要な人員及び財政的基礎を有する者、そして集荷、運搬に必要な車種及び免許を有する者の応募資格を設定し、公募をしたところでございます。その結果、応募があったのは1件でありまして、選考委員会により決定したところでございます。なお、業務内容に対します必要経費を考慮しまして、国の農村集落活性化支援事業補助金を活用しまして、現在月10万円で委託しているところ

でございます。

今後流通を拡大し、農家所得の向上及び事業収益の増加に向けていくことを補助事業が終了します平成31年度までに構築したいと考えておるところでございます。今後、ますます地産地消化の推進を図り、流通を拡大し、村民所得の向上に努めていきたいと考えておりますので、皆様のご理解とご協力をお願いしたいと思います。

以上でございます。

議長（秋丸安弘君） 横谷巡議員。

2番（横谷 巡君） どこに業務委託されたんですか。

産業振興課長（平山辰也君） 業務委託先は、株式会社山江元気村でございます。

議長（秋丸安弘君） 横谷巡議員。

2番（横谷 巡君） 応募者が1社であったということですよ。私はこれは地産地消の安心・安全な食材を学校に届けるというのは、非常に子どもたちにとって良く、農家の方も喜ばれると思います。私は1社じゃなくて、もう少し時間をかけて幅広く応募の声掛けや体制づくりなど、努力と配慮による業者選定をしてほしかったと感じています。

農産物出荷協議会の拠り所である株式会社山江物産館は、なぜ応募しなかったのですか。その理由をお願いいたします。

議長（秋丸安弘君） 平山産業振興課長。

産業振興課長（平山辰也君） この公募しましたのは、インターネットと村内に対します回覧でありまして、なぜ応募されなかったというのは、ちょっとこちらでは分かりませんけれども、今回は応募がなかったということでございます。

議長（秋丸安弘君） 村長。

村長（内山慶治君） 補足して説明をいたします。

その応募をするかしないかというのは、その物産館の考え方でありまして。ただ、この事業はですね、平成27年度の農村集落活性化支援事業、これは5カ年にわたる国の事業であります。交付金事業、いわゆる100%国がお金を出すという事業であります。この農村集落活性化支援事業の中の条件として、地域活性化協議会委員を置きなさいとなっております。

学校給食の地産地消化を進めるということは、これは私10年ほど前にこの事業をやってほしいというふうに要望したわけでありましてけれども、なかなかうまく進まないというのがこの事業でございます。その理由はですね、学校があります。学校の栄養士があります。調理職員があります。そして農家がおられます。農家が何をつくるかというのがあります。もちろん行政としては産業振興課、教育委員会等



々が絡んできて、それを学校側が今日20キロ人参をくれといったときに、その20キロ分だけちゃんと届ける。月曜から金曜まで400人の学校給食を届けるわけですけれども、その作業が極めて面倒であったというようなことでありましたから、勢いでは、市内のスーパーにその食材を注文してやっているというようなことであります。

集落活性化、要するにこの事業はこの事業を興すことによって、農家の方々を活性化する、要するに所得を確立させるというような事業であります。その委員の中には、実は物産館も入っております。構成団体としては、山江村の認定農業者会の代表、山江村の機械利用組合の代表の方、山江村環境保全型農業推進協議会の会長、それから山江村社会福祉協議会、これは将来的には保育園もそうですけれども、福祉施設あたりにも届けたいという思いがありますので、社会福祉協議会。それから、教育委員会代表としては藤本教育長、それから村内の学校栄養教諭、そして学校給食の調理会の代表の職員、そして山江村物産館、そして山江村の認定農業者会から株式会社山江元気村、そして山江村の地域づくり研究所から東京大学の研究員、それとあと企画調整課、教育委員会、産業振興課の課長と担当者が2人ずつ入っているというようなことでありまして、そういう組織をとりながら意見交換をしながら、今後5年間にわたってこの事業は予算が来ますので、その中で今、学校給食の地産地消率といいますか、山江村の食材は17、18%だったわけですけれども、これを倍以上に上げていくというような計画の中で進めさせてもらっているところでございます。

従いまして、この事業はどこが面倒だということになると、農家の方々のやっぱりしっかりした所得、子どもたちにとっては食育もありますし、郷土愛を育むという事業でもあるわけですけれども、根本的な補助を取りにいった、国から予算を取ってきたその大きなその声を高らかに言ったところは、農家の方々の集落の方々の所得を安定化させるということでもあります。

ただ、学校給食に食材を届けるのみでは、学校給食費の補助金が今1,800万円ですから、食材分が1,200、1,300万円でしょうか、ということでもありますし、当然ですね、各農家にその食材を出してもらっておりますけれども、例えば、今日は人参が200キロ全部で要りますとした場合に400キロ集まった、で、200キロは返すのかというような課題も出てきます。このときには、やはり流通が必要になってくるということでもあります。また、学校給食に地産地消として納めるということと同時に、後期の総合計画には地産他消と書いてありました。要するにその山江でとれたものをよそに売っていきこうということでもあります。よそに売っていきこうということは、流通に乗せるということです。ある意味では、私、山

江元気村にありましたけれども、山江元気村は、全国のスーパーに卸せます。全国の市場と繋がっております。全国といわず特に西日本ですね。東京から西日本です。に繋がっていないながらということになりますと、あとはその現在農地情報を集めておりますけれども、どこの土地で何がどれぐらいとれて、それを何月何日にどれぐらいの収穫量があるから学校に持って行って、残りはしっかりとした量が分かったら新しい流通に乗せるというような地産地消の学校教育の流通に乗せる、それとよそに売っていくという流通をつくる、それともう一つはですね。

議長（秋丸安弘君） 村長、簡潔に言ってください。

村長（内山慶治君） いやいや、これは大事なもんです。もう一つはですね、東京、都市の消費者と直接そのネットワークをつくってやるというようなやり方、この三つのやり方を模索しながら、今、この協議会は立ち上がりやっているということがあります。

議長（秋丸安弘君） 横谷巡議員。

2番（横谷 巡君） 私がなぜ株式会社やまえ、物産館は応募しなかったというのは、村長は社長なんですよ。今、株式会社やまえは本当に私も責任があると思えますけれども、赤字続き、膨大な投資をしてもなかなか経営がうまくいかない、そういったときに物産館を中心に、私は農家出荷協議会代表、一般農家代表、株式会社やまえ、元気村などで、新たなチーム山江として組織体をつくって、そして農業分野の多機能産業、農地の活用とか、あるいは食品、食料の生産、環境保護、水質保全、そういった多機能産業をつくって、そこで総合戦略の「まち・ひと・しごと」の目的がある地方創生の事業によって、就農人口や当面する農業問題の解決につなげるような組織体をつくる。そこに補助金、交付金を現金払いじゃなくて、その組織体につくったならばオール山江でできるんじゃないかというふうに私は考えます。業務委託が村民の多くがかかわる物産館ではなくて、1社だけ応募した、（株）山江元気村というところに私は不透明さを感じています。

そこで、（株）山江元気村と村長のかかわりについてお尋ねをいたします。学校給食に係る地産地消コーディネーターの契約先である（株）山江元気村は、村長が役員をされていたということは広く村民が知るところであります。山江村の倫理条例、これは平成27年12月11日、条例第20号で昨年つくりました。第1条、目的。この条例は、「村政が村民の厳粛な信託によるものであることを認識し、その担い手である村長、議会議員が、その権限または地位による影響力を不正に行行使して、自己または特定の者の利益を図ることのないよう必要な措置を講ずることにより、村政に対する村民の信頼を確保し、もって公正で開かれた民主的な村政の発展に寄与する」となっています。第2条、村長及び議員の責務。「村長及び議員

は、村民全体の代表者として、自らの行動を厳しく律し、人格と倫理の向上に努め、地方自治の本旨に則り、公正かつ清廉な活動を通じて、その職務を全うするように努力しなければならない」。第3条、政治倫理基準。「村長及び議員は、次の各号に掲げる政治倫理基準を遵守しなければならない。1、村民全体の代表者として、品位と名誉を損なうような行為を慎み、その職務に関して不正の疑惑を持たれる恐れのある行為をしないこと。2、その権限または地位を利用して、金品その他、いかなる自己の利益を求めず、また受理しないこと。3、村が行う許可、認可、または請負、その他の契約に関し、特定の企業、団体等のために有利な取り計らいをしないこと」などどうたっています。そして、地方自治法の第142条、地方自治法第142条では、「村長が当該会社に対して、名目上何の役職についていなくとも実質的な影響力を有している場合には、極力避けなければならないと解す」とあります。村長が村から業務委託を受けた会社に対して、実質的な影響力や支配力があり、地方自治法第142条に違反しているとはいえないが、会社と村長のかかわりの密接度、村からの業務委託執行の公正を害するか否かの判断により、倫理上の問題がないとは言い切れないのではないかと解釈されます。

私はこのようなことから、多くの村民から意見が来ています。地産地消コーディネーターの業務委託を白紙に戻すつもりはありませんか。

議長（秋丸安弘君） 村長。

村長（内山慶治君） 見解の違いでありましようけれども、私はこの事業を興すときに、純粹にですね、山江村の農産物をしっかりとした流通に乗せながら、山江村全体の活性化を図っていきたいというようなことを考えております。物産館の話もしましたけれども、今日は株式会社やまへの職員も後ろで聞いておりますけれども、物産館のほうでは、非常に今、このような状況でもあり、今急ぐのは特産物という栗まんじゅう、それからびっくり団子は今つくっておりませんけれども、そういうものは非常に儲かる部門でありますから、そこをしっかりとやりながら利益を上げていくことだということが大事だと思いますし、例えば、学校給食等々に納める場合においてもですね、余った商品を新しい流通に乗せるという能力が今のところはないと。先ほど三つ言いましたけれども、産直の部分につきましては、物産館の得意とするところだろうと思いますけれども、そのいわゆるスーパーの流通だとか、市場の流通だとかは今ノウハウを持っていないというようなことであります。従いまして、物産館のほうは応募しなかったんだろうというふうに考えます。

ただ、あといろいろその倫理のこと言われましたけれども、私は一切そういう例えばもちろん金品の云々というのありませんし、山江村全体がどう活性化するかということを経営に村政を考えているところであります。ちなみに、私は26年7

月10日に会社を辞めております。別に会社に勤めながら議員になられる方もおられますけれども、当然その生きていくためには、何らかの会社に勤めていくということでもあります。私は5年前、請われまして農業生産法人を錦のほうに立ち上げるから手伝ってくれというようなこともあり、その設立においていろんなお手伝いをした、報酬をもらいながら仕事をしたということでもあります。ただ、そのことがおかしいということであれば、私にはよく理解できないところでもあります。

議長（秋丸安弘君） 横谷巡議員。

2番（横谷 巡君） このことはですね、コンプライアンス、法令遵守とは何かということを考えさせられます。私もよくこのことでは全国のあれも調べてみました。不適切だが違法性なし、様々な疑惑を残したまま舛添前東京都知事は幕を下ろしましたが、私は自分が感じるころは、最大の置き土産はこの言葉ではなかったかと思っています。つまり社会的な規範の遵守についての認識と特別な便宜強要や言動にも配慮が必要ということではないでしょうか。

次に、最後の3点目。株式会社やまえについて伺います。二つ通告しておりますけれども、経営収支状況については、6番議員の谷口議員が同じような質問しますので、私は割愛させていただきますが、(株)やまえは今厳しい経営の下、収支原価等の管理と把握のための役場行政職員による仕事、派遣をしております。住民サービスを低下までして、物産館ゆっくり山田店を閉店され、今、経営改善に取り組んでいる最中であります。しかし、社員の経営意識は、どうも笛吹けど踊らずのよう感じられます。

そこでお尋ねをいたします。7月の中旬に(株)やまえの責任ある重要な立場にある幹部社員が、私的に2日間、会社の車を無断で使って家族旅行をしたということは事実ですか。お答えください。

議長（秋丸安弘君） 村長。

村長（内山慶治君） その日にちは覚えておりませんが、そういう事実があったということは、私は村民のほうから聞こえてきたところでありまして、本人に確認したところ、そのような事実があったと申しております。なぜその報告をしなかったのかと、報告と言いますか、行く前に何で相談しなかったのかということをお申しましたけれども、本人は社用車を使って宣伝のつもりで行ったと言ったわけでありまして、ただ非常に問題があるというようなことは申しております。先を取締役会でその中身について審議させていただいたところでもございます。

議長（秋丸安弘君） 横谷巡議員。

2番（横谷 巡君） 今、議会でもですね、なるべく利用して株式会社やまえの経営改善に協力しようということではしています。今回の議会の反省会も実は別のところ

やったけれども、今の時期だからやっぱり温泉センターを使って応援しようということで応援をし、今回はやはり温泉センターを使うわけですよ。社長たちが号令をする、しかし、その現場の重要な責任のある立場の人がそういうことをするという事は私は本当に信じられません。やっぱり社長にちゃんと理由を言って許可を得るとか、やっぱりそのことを社長が知らないのは監督責任とか、やはり任命責任もこれはありますよね。私はそう思っておりません。今、こういう公用車とか社用車を使った場合、例えば熊本県警の警部が捜査車両を私的に使っていたということで懲戒処分を厳重な処分をされた。また、舛添前東京都知事はいろんな所に家族を連れて公用車を使っていた。これも金額を返還したなどと、やはり公的、民間を問わず、この私的利用は本当にしてはならないことです。そして住民もいろいろとそういう面には僕たちより早く耳に入ってくるし、やっぱりこういうことがあると本当にきついです。

そういったことでですね、私は村長の社長の任命責任、監督不行届き、どうお考えか。そしてまたこの幹部社員にはどのような対応、嚴重注意とか嚴重指導とかあったと思いますが、その点も伺いたいと思います。

議長（秋丸安弘君） 村長。

村長（内山慶治君） 支配人の任命につきましては、昨年、一昨年の12月に広く公募をいたしました。その公募の中で8名程度の方が支配人として受験されたということでありまして、その中から取締役3人で面接を行いまして、元ホテルの経験もあるというようなことも含めて決定させたということでありまして。

ただ、今回の件につきましては、厳しくそのなぜ相談しなかったのかというようなことを申しましたが、本人の判断で動いているようでありまして、私も知るよしもなく、そういう事件とまでは、事例が発生したということでありまして。その後、やはりその支配人でありますから、逆に職員を指導する立場にあるというような職責を有しておりますので、進退願について考えなくちゃいけないよということをお申しました。ご本人からある書類は届いておりますが、その書類に基づきまして、去る9月3日だったと思いますが、取締役会を開催いたしまして、処分を決定いたしております。

議長（秋丸安弘君） 横谷巡議員。

2番（横谷 巡君） 社長としてやっぱり本当にこういうことが起きれば大変だということは十分私も感じております。やはり今後は会社の社用車に限らず、施設備品など、私的利用を慎むように周知徹底を図ることが私は経営改善に向けての会社規範を守る第一歩になるというふうに思います。こういった不祥事は、やはり株式会社やまえに限らず、私たち役場、行政、議会等でもあってはならないことでありま

す。万一、無断でつことって大きな事故、死亡事故でも起こしたら、本当に大変なことになる。再度、従業員、社員に対する会社規範の周知徹底と意識改革をお願いしたいと思います。

以上、3点について一般質問をいたしました。私たちは村民が持つ、おかしいという疑問に対し、真摯に答えていかねばなりません。特に村長にしても議員にしても、村民の選良をいただいてここにいるわけですから、やはりしっかりと村民の疑問に対しては真摯に対応し、答えていく必要があると私は思っています。ガバナンス、管理監督の徹底と、コンプライアンス（法令遵守）の大切さの認識をお願いして、一般質問を終わります。ありがとうございました。

議長（秋丸安弘君） お諮りいたします。

ここで暫時休憩をしたいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋丸安弘君） 異議なしと認めます。再開時間を11時05分といたします。

- - - - -

休憩 午前10時56分

再開 午前11時05分

- - - - -

議長（秋丸安弘君） それでは、休憩前に引き続き再開いたします。

村長。

村長（内山慶治君） 議長の許可を得て、取締役会を9月3日と申しましたけれども、正確には9月5日に開催しておりますので、訂正させていただきたいと思えます。

議長（秋丸安弘君） 次に、6番、谷口予志之議員より1、株式会社やまえについて、2、買い物弱者対策について、3、林業振興についての通告が出ております。谷口予志之議員の質問を許します。谷口予志之議員。

#### 谷口予志之君の一般質問

6番（谷口予志之君） おはようございます。議長のお許しをいただきましたので、6番議員、谷口予志之より通告に従い、一般質問を行います。

まずもって、近年日本全土に災害をもたらす異常気象、今年も熊本地震をはじめブーメラン台風とも言われた台風10号は、東北、北海道方面に甚大な被害をもたらしていました。被災されました方々にはお悔やみとお見舞いを申し上げます。また、一日も早い復興を願っておるところでございます。また、最近台風16号の進

路にも今後気を付けていかなければいけないかなというようなことで、大変心配をしているところでございます。

今回、私通告は3件いたしております。まず1点目は、株式会社やまえについてであります。先ほど横谷議員のほうから質問されましたので、同じような質問は省略し、違う視点から質問をいたします。

本年度も9月となり、温泉センターでは上半期を迎えようとしています。昨年度27年度の決算では、約820万円程度の赤字であったというようなところでございます。今回、4月に発生しました熊本地震が4月に発生でございますので、その後、余震がいまだに収まっていないというようなことで大変心配をしているところでございます。その影響で、県内外の観光地も宿泊等のキャンセルが相次ぎ、厳しい運営を強いられているというような報道も聞いております。

当(株)やまえについても、その影響があったかと思いますが、本年度28年4月から9月までの上半期の損益の状況についてお尋ねをいたします。まだ決算ができていない月につきましては、予想で結構でございます。

議長(秋丸安弘君) 北田企画調整課長。

企画調整課長(北田愛介君) 株式会社やまえの上半期の状況でございます。

まず、4月から7月までの監査が終わっておりますので、その結果についてご説明を申し上げます。まず4月につきましては、約26万円ほどの赤字決算でございます。5月はやはり約255万円の赤字、6月は約190万円の赤字の状況でございます。7月は若干好転いたしまして、約14万円の黒字でございます。これは営業利益でございますので、営業外利益等を加えますと、4月から7月までの累計では約282万円赤字でございます。これは赤字でございますけれども、去年同期と比較いたしますと、かなり改善はいたしております。

先ほど議員申されましたように、本年度は4月に発生いたしました熊本地震の影響で、軒並み宿泊や宴会などのキャンセルが相次いでございました。また、物産の販売の主力であります高速道路サービスエリアにおきましても、高速道路の通行止めの影響で売上が極端に減少いたしております。

しかし、勤務体制の見直しとかによりまして、残業の削減、それから商品原価の見直しをいたしまして経費節約等をやっております。それと宿泊クーポン券の発行によりまして、その効果によりまして若干宿泊客の増加が見られておりまして、現在は徐々に回復しておるような状況でございます。7月期は若干の黒字を計上しておりますが、8月の見込みでございますけれども、会社のほうの予測によりまして、夏休みやお盆などで宿泊客等が増加いたしております。8月につきましては、現時点では最低でも200万円の黒字を見込んでいるというふうな報告を受け

ております。

本年度上半期の状況は、以上でございます。

議長（秋丸安弘君） 谷口予志之議員。

6番（谷口予志之君） やはり報道と同じく、地震の影響を受けてキャンセル等が相次いで、4月でございましたので、当初から厳しい状況で運営をされたというようなことでもございました。また、経費の削減とか経営の見直しをされて、回復しつつあるということもございます。お客様によって商売を成り立たせることは、いかに集客をし、また来ていただいた方々がこの施設はいいというような良い印象を持っていただくことが大事だと思っております。様々な改善をされているところですが、より一層職員、従業員の意識改革に取り組んでいただきたいと思っております。

ここで、答弁いただきました経営状況について、社長である村長について、どのような見解をお持ちかお尋ねをしたいと思います。

議長（秋丸安弘君） 村長。

村長（内山慶治君） お答えいたします。

見解といたしますが、内容につきましては、企画調整課長が答弁したとおりであります。震災で4月、5月非常に苦戦をしたということでありまして、7月が190万円ほどの黒字に、8月も200万円程度というようなことを報告受けておりますので、今後、さらに経営努力しながら、本年度黒字決算ができるよう社員とともにですね、頑張っていきたいと思っております。累計いたしますと、見込みが80万円の赤字ということでありまして、さらに経営努力していきたいと思っております。

議長（秋丸安弘君） 谷口予志之議員。

6番（谷口予志之君） 経営を見直しながらやっていって、大体今、累計で80万円の赤字ということで、だいぶ改善をしてるかなというふうに思います。

先ほども言いましたとおり、一応商売するのに集客というようなことでもございますけれども、集客するには営業も大事なことでございますけれども、近年から大型のクルーズ船が八代港のほうに寄港しております。そのクルーズ船のお客さんを受け入れる体制というか、その対応について、どのようにお考えかお尋ねをしたいと思います。

議長（秋丸安弘君） 北田企画調整課長。

企画調整課長（北田愛介君） ここ数年、八代港へ大型のクルーズ船が寄港しております。以前は熊本市や阿蘇方面に観光をしておりました。しかし、4月の熊本震災以降は、県南地域への観光が多くなっております。本村におきましても、温泉入浴とか昼食等で受け入れを検討いたしておりましたが、今週9月17日土曜日にク



クルーズ船の乗客160名を受け入れる予定でございます。先般、県南の観光担当者会議におきまして、既に大型クルーズ船の乗客を受け入れている地域の情報がございましたが、文化や慣習の違いで若干問題が起きているようでございます。

現在、そのような情報に基づきまして、受入体制を整えているところでございまして、17日は160名でございますので、2班に分かれて来るということでございますけれども、一応貸切状態になっておりまして、午後1時まではこの乗客のほうの対応に集中したいというふうに現場のほうでは準備を進めております。

また、このクルーズ船につきましては、大人数で来られるということでございますので、単独の施設では到底対応できないということもございまして、人吉球磨地域全体です、地域の特色を生かしたおもてなしといいますが、そういったことをやっていく必要があるんじゃないかなというふうに考えております。

また、地方創生の交付金を受けまして、広域連携事業ということで、県南地域の広域観光連携事業を県の県南広域本部を中心にしながら、県南地域で取り組みを始めたところでもございます。今後、予想されますクルーズ船の乗客につきましても受け入れるような方向でいきたいと思っておりますけれども、今回初めてのことでございますので、いろいろ研究をしなければならないというふうには考えております。

以上でございます。

議長（秋丸安弘君） 谷口予志之議員。

6番（谷口予志之君） クルーズ船のお客さんが県南への観光客が多くなっているというようなことでございます。これも一つのチャンスだと思っております。先ほども言われましたとおり、お客のほとんどが外国の方でございますし、いろいろと問題があるということも聞いております。しかし、今回このような機会を逃さず県南の特色を生かすということとともに、人吉球磨でもです、地域全体で受入体制を整えて、多くのお客さんを取り込んでいただきたいと思いますと思っております。

また、先ほど9月17日、160名程度を受け入れるというようなことで、80名ずつ2班に分けてというようなことでございますけれども、こういうお客さんが帰られて、あそこはよかよと言われるような対応の仕方をしていただければというふうに思っております。

次に、株式会社やまえに備え付けてあります定款や規定、また規則等の整備状況について質問をいたします。

（株）やまえは株式会社であります。定款をはじめ規定や規則を定められているとは思いますが、どんなものが整備されているか。また、その整備された規定や規則は職員、従業員にどのように周知をされているかお尋ねをいたします。

議長（秋丸安弘君） 北田企画調整課長。

企画調整課長（北田愛介君） 株式会社やまえにおける諸規定等でございますけれども、まず株式会社やまえの定款が当然でございます。それから、株式取扱規定、組織規定、就業規則、これは正社員とパート用両方ございます。業務分担規定、決済規定、給与規定、それから従業員懲戒等審議会規定がございます。また、その周知についてでございますけれども、事務所に備え付けておきまして、いつでも見れるような状態になっておきまして、職員には見るようにということで周知はしているようでございますけれども、実際研修会等を開いてやるということまでやるべきではないかなと一応考えているところでございます。

議長（秋丸安弘君） 谷口予志之議員。

6番（谷口予志之君） 定められました定款とか規則関係は、その職場の規律を正すものでもございます。また、周知については勉強会等でもやっていかなければいけないというようなことでございますけれども、実際、そのようにしてもらったほうが職員の方々も、「一応見ておいてください。」と言われても、なかなか見られないのではないかなというふうに思っております。定款等につきましては、会社の事柄でございますけれども、規定、規則は業務執行上に必要な事柄、いわばルールを定めたものだと思っております。そういうルールは職員、従業員の方々には特に理解すべきことですので、先ほど言われましたとおり、そういう勉強会のほうも開いていただくようによろしく願いしておきたいと思っております。

ところで、株式会社やまえにはマイクロバスのほか、何台かの車両がありますが、所有車両にはいろいろなリスクがつきものだと思います。先ほどの答弁の中には車両に関する規定がなかったように思いますが、そのような規定は実際に整備されていないのかお尋ねをいたします。

議長（秋丸安弘君） 北田企画調整課長。

企画調整課長（北田愛介君） 株式会社やまえに現在所有しております車の状況を申し上げますと、まず、マイクロバス2台をはじめワゴン車2台と軽自動車3台の合計7台を要しておきまして、また一部リースもございます。車両の管理規定につきましては、確認いたしましたところ規定等は定めてないということでございまして、マイクロバスにつきましては、毎日運転日誌を付けて、それによって管理しているようでございます。管理規定等につきましても整備すべきとは思っております。

以上でございます。

議長（秋丸安弘君） 谷口予志之議員。

6番（谷口予志之君） このように車両がたくさんある中で、車両管理規定等がない

のもちょっと問題ではないかなというふうに思います。今、どういう車を所有されているかというようなことで報告受けましたけれども、一応マイクロバス2台ということで定員が11名以上というようなことでございます。定員が11台以上の車を所有する場合は、安全運転管理者というのを備え付けねばならないというようなことが義務付けされておりますけれども、その安全運転管理者は専任されておられますか。

議長（秋丸安弘君） 北田企画調整課長。

企画調整課長（北田愛介君） 株式会社やまえは、安全運転者を設置しなければならない事業所ということでございまして、現在、総務部長のほうで講習を受けまして安全運転管理者を務めております。従いまして総務部長を任命しておるような状況でございます。

議長（秋丸安弘君） 谷口予志之議員。

6番（谷口予志之君） 安全運転管理者、一応専任されているということでちょっと安心をしております。この専任されていないと罰則規定もあるようですので、まあ良かったかなと思います。

車両は先ほども言いましたけれども、日々の業務の中で欠かせないものであります。その利用によっては会社に対するリスクもつきものだと思っております。その軽減のためにも会社所有の車両利用に関して、先ほどつくるべきというようなことでございますので、会社内の一定のルールと運用、厳格化した車両規定を整備してきちんと守って、車両の運用を管理すれば、先ほど横谷議員からありましたけれども、いろいろなそういう不祥事がなくなるのではないかなというふうに思っております。この管理規定について、今、課長のほうはつくる予定というようなことですが、村長のほうもそのことでいいですか。社長のほうもそんなことでつくるというようなことでございます。

今、まさに温泉センターのほうも経営改善に取り組んでおられる中であります。定款をはじめ整備されている規定や規律等で決められた事柄を再認識させる、そのことが職員や従業員の意識改革につながり、経営の安定につながっていくものだと思っております。そういうことで今後、努力をされまして、温泉センターの経営がうまくいきますように願っているところでございます。

次に、2点目としまして、買い物弱者支援対策について通告をしております。

少子高齢化や社会情勢の大きな変化に伴いまして、地域内の商店や交通機関など日常生活に不可欠な生活インフラが弱体し、山江村でも日常雑貨や生鮮食料品を取り扱っておられた商店が姿を消し、また本年6月をもって住民サービスの一端を担っていた株式会社やまえ物産館山田店も閉店をしております。今では民間の商店は

村内に2軒かなと思っっているところす。山江のほたる物産館を含めると3軒になるかなと思っます。

こうした中、食料品等の買っ物が困難な状況に置かれてる買っ物弱者といわれの方が増加し、日常生活に支障を来してるとが現状ではないかと思っます。買っ物弱者といわれの方々は、ほとんどが高齢者の方々だと思っますので、まず各地区の高齢化率について、どのようになっっているかお尋ねをしたいと思っます。

議長（秋丸安弘君） 一二三健康福祉課長。

健康福祉課長（一二三信幸君） それでは、各区の高齢化率についてお答えいたします。

高齢化率につきましては、村内総人口に占める65歳以上の高齢者人口の割合となります。なお、数値は28年7月31日現在、少数点第2位を四捨五入してあります。第1区が28.8%、第2区31.8%、第3区38.5%、第4区28.4%、第5区34.9%、第6区34.4%、第7区37.2%、第8区18.5%、第9区20.8%、第10区39.8%、第11区41.9%、第12区48.3%、第13区24.8%、第14区37.2%、第15区38.6%、第16区56.8%となっております。山江村全体の高齢化率は31.7%で、約3人に1人が高齢者ということになります。高齢化率の最も高い行政区は第16区の56.8%、最も低い行政区は第8区の18.5%となっております。人吉市から離れた山間地の行政区ほど高齢化率が高くなっっている状況です。

以上です。

議長（秋丸安弘君） 谷口予志之議員。

6番（谷口予志之君） この高齢化率につきましては、9月12日の人吉新聞のほうにも郡市の高齢化比率というふうなことで出てあります。郡市の高齢化比率は大体34.8%というふうなことで、全体からすれば山江村のほうが高いかなというふうには思っっているところがございます。

先ほど言われましたとおり、山江村の各地区の高齢化率では、やはり山間地に行くほど高いようでございます。山江村でも全体で3人に1人が高齢者、65歳以上というふうなことでございます。

このような高齢者の多い地域では、先ほど言いました山間地域といいますけれども、年を追うごとにその比率は高くなっっていくと思っます。この買っ物弱者支援について、以前アンケート調査をされたと思っますけれども、そのときどんなことを聞かれ、どんな結果だったかについてお尋ねをしたいと思っます。

議長（秋丸安弘君） 一二三健康福祉課長。

健康福祉課長（一二三信幸君） それでは、前回のアンケート調査の結果についまし

てお答えいたします。

平成24年3月に山江村社会福祉協議会と共同で、75歳以上の独居及び高齢者のみの世帯104世帯を対象に、買い物弱者支援に関する調査を行っております。調査項目は、「買い物に行く人はどなたですか」「買い物に行く手段は何ですか」「配達サービスがあれば利用しますか」など、8項目ほどを調査しております。買い物に行く人の質問に対しては「本人」が65%、「同居の方」が6%、「別居の親族」が21%、「その他」が8%となっています。買い物に行く手段としては、「自家用車」が41%、「タクシー」が7%、「まるおか号」が10%、「その他」が42%となっております。買い物する場所については、「主に村外」が93%、「主に村内」が7%となっています。買い物の頻度としては、「週1回未満」が19%、「週1回」が25%、「週2回から3回」が50%、「週4回以上」が6%となっています。配達サービスを利用するかの質問に対しては、「利用する」が12%、「自分で買い物をしたい」が40%、「利用しない」が48%となっています。

前回の結果では、「配達サービスを利用しない」が48%、「自分で買い物をしたい」が40%という結果が出ておりまして、配達サービスに関しては、ニーズについてはあまり感じられなかったという結果が出ております。

以上です。

議長（秋丸安弘君） 谷口予志之議員。

6番（谷口予志之君） 報告で24年に75歳以上の独居世帯とか高齢者のみの世帯104戸に対してアンケート調査をされたというようなことで、その結果から今の報告を見てみますと、「サービスを利用しない」48%で、「自分で買い物をしたい」が40%という結果でございまして、この結果からみますと、週に二、三回、自分の車で自分の目で見ても買い物をするというような結果かなというふうに思います。

村内でも車を所有されていない方もおられますし、また最近では高齢になると危険というようなことで、運転免許証を返納される方もいると聞きます。そうなるとう買い物に行きたいが行けないということになります。買い物は地域の暮らしに必要なものでございます。地域の高齢者は増加していくばかりです。買い物弱者支援だけでなく、通院弱者とかそういうのもありますし、生活や医療に対しての支援は避けては通れないものだと思います。

そこで山江村として、買い物弱者への何らかの支援策についての考えはないかお尋ねをしたいと思います。

議長（秋丸安弘君） 一二三健康福祉課長。

健康福祉課長（一二三信幸君） それでは、本村の取組状況並びに今後の支援対策に

ついてお答えします。

現在、村で行っている買い物弱者支援は、直接的なものはありませんが、山江村在宅高齢者介護予防生活支援事業において、週3回程度の食事を届ける配食サービスやヘルパーが買い物を代行するなどの日常生活に関する援助を行う軽度生活援助サービス、それから肢体不自由などにより公共交通機関を利用することが困難な高齢者などが病院や買い物などに行く場合に利用できる外出支援サービスを委託事業として行っております。

前回の調査では、配達サービスのニーズは非常に低かったところですが、自分で買い物をしたいという意見が多かったことを見ますと、買い物に利用しやすい交通体系の整備や買い物支援バス等の運行を検討していく必要があると考えます。現在、まるおか号の運行見直しを行っておりますが、利用者にとって買い物や通院など、生活にかかわるところで、よりよい利便性の高い路線の整備など、人吉球磨地域公共交通活性化協議会とも協議をしながら進めていきたいと考えております。

また、山江村地方創生情報化戦略では、2020年までに買い物弱者に対応した注文システムを構築する計画としております。前回アンケートを取ってから4年が経過しておりますので、ニーズ等も変化していると思います。再度、状況、課題等を把握した上で、買い物弱者支援対策に取り組んでいきたいと考えております。

以上です。

議長（秋丸安弘君） 谷口予志之議員。

6番（谷口予志之君） この買い物弱者支援対策につきましては、今、課長からの答弁では、2020年までには買い物弱者に対応した注文システムを構築するというような計画でございます。この買い物弱者支援の対策について、村長はどう考えておられるかお尋ねをしたいと思います。

議長（秋丸安弘君） 村長。

村長（内山慶治君） 先ほど議員は高齢化率をお聞きになりました。一番低いところは8区の18.5%、高いところは16区の56.8%であります。このことは二つのことを意味しております。一つは、町部に近い、要するに村営住宅等々があるところにおきましては、特にひとり親が多いという傾向もありまして、子育て支援の対策が必要だというようなことであります。もう一方、役場から離れた山間部に行きますと、要するに新しい人が入って来ない所につきましては、高齢化が今後ともどんどん進んでいくんだということでありまして、その対策を打たなくちゃいけないということでもあります。

内容につきましては、先ほど課長が答えたとおりでありますけれども、もろもろの買い物支援を含め、その支援策はあろうかと思っておりますけれども、家にいながら、

その品物が自分で頼んだものが届くというようなシステムについて、今後ますます必要になってくるんだろうということでもあります。ただ、やっぱりそういうシステムがないものですから、今のところですね。どうしてもやっぱり自分の目で見て、自分で買い物したいというようなことではありますが、そういうことをどういう形にするのか、紙、ペーパーでやるのか、また、そういう支援員さんがいて支援員さんに頼むか、また、ある意味では山江村内には全て光が入っております。学校の生徒たちが使いますようなタブレットで、ちょっとポンポンポンと押すとそのものが届くというようなこともできようかと思しますので、ただ、そういうことを全体的にですね、買い物支援のみならず、その山間地域にお暮らしになる方々のサービスを考えていかなくちゃいけないということを思っておるところであります。

議長（秋丸安弘君） 谷口予志之議員。

6番（谷口予志之君） 今、村長言われましたとおり、やはりその地区地区によってサービス提供の種類が違うというようなことでございます。やはり山間地のほうは高齢化というようなことで、そういう先ほど言いましたように、買い物支援とか通院支援とか、そういう福祉のほうの支援が大切になってくるのではないかなと思っております。

先ほども村長も言われましたとおり、買い物弱者の支援については、いろいろと調べてみますと三つぐらいの方法があるようでございます。高齢者でも歩いて行ける身近な場所に店をつくるとか、また注文配達型や移動販売型により家まで商品をお届けるとか、基礎的な生活サービスを提供する小さな拠点を整備し、人々が出かけやすくなるようなことで、この三つというようなことで書いてございました。

また、やはり買い物される方は自分の目で見て買いたいというようなことで、まるおか号の見直し等もされております。まるおか号の利用も一つの手ではあるかと思えます。今回の見直しで見てみますと、何か途中で一回乗り換えないと目的地まで行けないようなことも聞きますし、利用される方につきましては、心身、また身体が不自由な方もおられます。

また、本年度実施されました地区の座談会には、買い物支援等の要望はなかったようでございます。この買い物弱者問題は、単なる買い物不便に留まらず、高齢者の食育、健康問題とも関係します。地域での暮らしがしにくくなったりとか、そういうことを思いますと住民の流出の要因にもなりかねません。こうことを踏まえ、先ほどから2020年度までには、そういうシステムを構築するということでございますので、住民の意見を聞き、その対応策に取り組んでいただきたいというふうに思います。

次に、3点目でございますけれども、次は林業の振興についてでございます。林

業の振興につきましては、幾度となく一般質問でしております。これは山江村だけでいろいろと考えても、なかなか向上するものではございませんけれども、山江村の基幹産業は農林業であります。山江村の林業については昔から盛んで、木の恵みを受けてきたと言っても過言ではないかなと思います。しかし、外国産の輸入木材に押されまして材価が下がり、採算性の悪化から生産量が減り、木材を切り出して生計を立てておられる方も少なくなってきました。また、林業後継者や従事者の減少も著しくなってきました。

そこで、山江村の公有林、村有林ですけれども、成熟をしているかと思えます。それに伴いまして蓄積も成熟し、年々増加していると思えますけれども、公有林の昨年度の整備状況についてお尋ねをしたいと思います。

議長（秋丸安弘君） 平山産業振興課長。

産業振興課長（平山辰也君） 公有林の整備状況というご質問でございます。

まず、本村全体の森林面積からいいますと、約1万600ヘクタールほどあります。そのうち公有林が9,400ヘクタールであります。整備状況ということでございますが、公有林の整備状況は年次計画で行っております。昨年度は下刈りが19ヘクタール、間伐が7ヘクタール、人工造林が1.3ヘクタール、防護柵が2,000メートルを補助事業を活用して実施をしております。ちなみに私有林につきましては、下刈りが43ヘクタール、間伐が11ヘクタール、人工造林が13ヘクタール、防護柵が8,300メートルが実施をされております。

森林は公的機能を有しまして、そして地球温暖化防止としても大変重要な資源でありますので、今後も計画的に年次計画で整備していきたいというふうに思っております。

以上でございます。

議長（秋丸安弘君） 谷口予志之議員。

6番（谷口予志之君） 森林を活性化されるというか、森林はその成長過程に合わせてまた適切な手入れをしていくことが重要でございます。村有林におかれましては、年次計画を立てて計画的に整備をされているということでございますので、山江村も模範となるような森林になるのではないかなと思います。

答弁の中で、私有林の整備面積も言われましたが、何か間伐面積が少ないような気がするところがございます。これを聞くところによりますと、造林補助金とありますが、林業の補助金がいろいろと減額されてなかなか入って来ないというようなことで、そういう結果かなというふうに思いますけれども、そこで、本年度28年度の国・県から交付される林業補助金の現状と山江村が独自に林業関係に対する支援、また補助の内容について、どのようなことになっているかお尋ねをしたいと思います。



います。

議長（秋丸安弘君） 平山産業振興課長。

産業振興課長（平山辰也君） 平成28年度の国・県の林業に対します補助金と本村独自の林業関係の補助金の状況とはということでございます。

林業補助金につきましては、下刈り、間伐、人工造林、鳥獣害防止施設などの人工造林の整備に係る経費につきましては、国・県で約68%の補助率で交付をされております。村有林におきましては、平成27年度、昨年度の補助金は850万円ということでありました。今年度、平成28年度は、要望額は900万円を要望しましたけれども、そしてそれに追加ですね、合計の1,250万円の内示が付いたということでもあります。これはあくまでも村有林に対します補助金の追加内示ということでもあります。民有林に対しましてもこれだけが付いたということとは限らないということでもあります。

また、本村独自の支援策ということでございます。例えば、特用林産物でありますタケノコやワサビ、花木などを鳥獣被害から防ぐためのネットの設置の補助をしております。また、住宅または建築物の新築、増築及び改築を行う方に対しまして、地域材を利用された方に対して、その使用率に応じて補助金を支給しております。

後継者に対します支援策といたしましては、林業従事者支援対策としまして、就業するのに必要な機械、例えばチェーンソーとかの機械の購入に対して補助を行っております。

また、森林は公的機能を有しまして、そして先ほども申しましたが、地球温暖化防止対策としても大変重要な資源であります。従いまして、現在の森林整備の進捗の状況から考えますと、作業道の整備がまだまだということでもありますので、その作業道の開設に対しまして、国・県の補助金が65%ありますけれども、村がその68%に22%を上乗せしまして、受益者の負担が10%に抑えられるような森林の整備の支援を行っております。

以上が本村独自で行っています支援であります。

議長（秋丸安弘君） 谷口予志之議員。

6番（谷口予志之君） 公有林に対する補助金が要望額を上回る内示があったというようなことで、今年も計画的な整備ができるものと思います。村独自の支援策も特用林産物とか、作業道開設とか、林業従事者の林業機械購入に対しても支援をされているようでございます。このように、木材価格が長期低迷している中でございますので、今後も引き続き支援をお願いをしたいと思っております。

最後でございますけれども、昨年私また林業の振興というようなことで一般質問

をしております。そのとき森林経営を行う上で、収益性の高い新規作物等について、情報や資料を収集し、支援を含めたところで検討するとの答弁がなされておりました。こういう答弁をされておりますので、その後の進捗状況について、いろいろとそういうことをされたかお尋ねをしたいと思います。

議長（秋丸安弘君） 平山産業振興課長。

産業振興課長（平山辰也君） それでは、お答えします。

まず、農業に対しましても林業に対しましても、本村の基幹産業であります。現在森林が持つ水源涵養、そして山地災害の防止などの公益的機能の維持増進を図るため、平成17年度から熊本県が水と緑の森づくり税、いわゆる森林環境税としまして、個人から年額500円を課税しまして、その総額が約4億円ということであります。それが森林整備に今現在、財源として使われております。

農業にしましても、林業にしましても、自給率の向上を図る必要があります。木材の自給率は平成に入りまして、今までは20%台だったんですけども、30%台に回復したとは言いましても、70%ぐらいは外材であります。やはりこう自給率が半分ぐらいにいかないとはですね、今後の農林業が衰退していくのではないかとということでもあります。

最近の国の流れや政策によりまして、農林家の方は、今後の林業経営に不安を感じていらっしゃる方もいらっしゃるというふうに思っております。国の政策はそれはそれとしまして、今後の国の政策に注目しまして、身近な足元対策として、市町村でできることは市町村でしっかりと支援していかねばならないと思います。

今後は、森林、木材は長期間の収入源でありますけれども、今後は短期間で収入源となります、例えば花木とか、特用林産物の振興にも力を入れていかねばならないと認識をしているところでございます。

行政、森林組合、林家の方が一体となってよく話し合い、今後どのような林業経営をしていくのか、今、現場においてはどういうことが必要な支援策なのかということは今後しっかり話し合っただ協議していきたいというふうに思っております。

議長（秋丸安弘君） 谷口予志之議員。

6番（谷口予志之君） 一応具体的なことはまだできていないようでございます。なかなか難しいもので何がいいというようなことで、すぐに判断ができるようなものではないかなというふうに思います。

木材価格が安いために林業での生業ができない。ある村の議員は、このような厳しい林業情勢の中から議会の一般質問の中で、村長に対し「山林は固定資産ですか」というようなことで聞かれたこともあるというふうに聞いております。村長のほうは「固定資産です」というようなことで答えたそうでございます。

そういうことを言わせるように、木材価格というのが安くて山の価値がないということでございます。その割には森林というのは、地球環境の保全とか水源涵養機能、また生物多様性保全など多面的な機能を有しています。その機能を維持させるためにも、林業離れをさせないような手立てをする政策が必要でございます。この政策も長くたちますと、やはり今、後継者もございませんので、先ほど言いましたように林業離れというより、林業から手を引くというようなことになってしまいますので、早急な対応をお願いし、質問を終わります。

議長（秋丸安弘君） お諮りします。

ここで暫時休憩をしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋丸安弘君） 異議なしと認めます。再開時刻を午後 1 時といたします。

-----  
休憩 午前 11 時 51 分

再開 午後 1 時 00 分  
-----

議長（秋丸安弘君） それでは、休憩前に引き続き再開いたします。

次に、10番、松本佳久議員より1、ICTの活用の地域づくりについて、2、山江村例規集全般についての通告が出ております。

松本佳久議員の質問を許します。松本佳久議員。

#### 松本佳久君の一般質問

10番（松本佳久君） 10番議員、松本佳久です。9月議会、一般質問を行います。

スポーツの秋です。ブラジルではリオ五輪の後に、現在はリオパラリンピックが開催されており、ともに日本人選手が大活躍でとてもうれしく思っております。役場前の体育館の壁を見ますと、山江村でも熊本高専の横山さんが全国高専バドミントン大会団体の部で優勝されており、また中学生の山口君、あるいは嶽元さんは、中学生陸上投てきの部で全国大会へ、石山君は陸上800メートルの部で九州大会への出場が決まっていると書いてあります。

若い方々の活躍を見ますと、なぜか私たちも大変うれしくなってきます。これは恐らく歴史には継続性があり、そしてまた連続性もあるということで、今の私たちも何とか努力しておりますけれども、それを若い方が引き継ぎ、さらに発展させてくれるのではないかなと無意識的にわかっているんじゃないかなと大変うれしい

ところでは、私たちは今後も、さらに若い方の応援をしっかりとしなければならないと考えております。

今日は9月15日で中秋の名月です。夜には何とか晴れてくれるようにと皆さんとともに祈りたいと思います。満月のお月さんを愛でて、自然の風情を楽しむ心の余裕を持ちたいものであります。

さて、質問の1点目は、ICT活用の地域づくりと通告しております。この件に関しては、私の後に質問される中竹議員が全体的なことを質問されるようですので、私からは具体的な2点について質問をします。

まず、役場やその他の公共施設に、誰でも利用できるような無線LAN機能、公的にWi-Fi環境を整備する考えがないかを質問したいと思います。今やインターネット全盛時代です。山江村では全村に張り巡らしてある光ファイバーを利用してケーブルテレビを見ることもできますし、パソコン等でインターネットを利用することもできます。ルーターというのを我が家に付ければ、自宅でもWi-Fi環境、コードを接続しなくてもパソコンや印刷機を使用でき、スマートフォンのようなIT機器にも利用することができます。

そこで、山江村役場やその他の公共施設に無線LANを張り巡らし、Wi-Fi環境を公的に整備して、誰でも利用できるようにする考えはないか、執行部の答弁を求めます。

議長（秋丸安弘君） 北田企画調整課長。

企画調整課長（北田愛介君） 現在、スマートフォンやパソコン、タブレット端末を活用したSNSによる情報発信が急速に普及しております。そういった情報の発信が議員申されますように主流になっております。

山江村におきましても、公式フェイスブックのサイトも立ち上げまして、SNSを活用した情報発信を行っております。また現在、村内の観光地や公共施設などの情報は、ARという技術を使いまして、動画により施設案内をやっております。本年度におきましては、フットパスのコースを整備しておりますけれども、山江村フットパスサイトにおきましても、インターネットを活用して、コース周辺の施設を動画にて配信を始めたところでございます。

主要な施設周辺では、携帯電話のLTE回線とか、3G回線が使用可能でございます。このようなサービスは、この回線を使いますと使用できる状況にありますので問題はないかとは思っております。しかし、最近では外国の観光客の方が外国製のスマートフォンをお持ちになるとか、タブレット等で情報を入手されておるようでございますので、こちらのほうにはWi-Fi環境が必要であろうというふうに思っております。また、災害時の避難所などにもですね、整備が必要と考えておりま

すが、各公民館にはケーブルテレビのインターネットの端末が設置されておりますので、無線ルーターを設置することで、緊急の対応はできる状態にはなっております。現在、村の施設におきましては、役場の一部と山江村図書館、それから地域づくり研究所、温泉ほたるにWi-Fi環境を整備しております。このほか村内の小中学校には、体育館に授業用として整備してございますけれども、施設によってはアクセス制限をかけてございます。このほか、今回25日に開催を予定しております粟まつりにおきましては、会場の山江村体育館へWi-Fiの設備を設置する計画でございます。事前に通信の試験を行っておりますけれども、体育館に設置しますと役場一帯はカバーできるようになっております。

このように、村のいろいろな情報をSNSを使っていろいろな方へ拡散していただくという点では、非常に有利な道具となっておりますので、施設の整備につきましては、施設の設置目的とWi-Fiの使用目的等を十分勘案しながら、今後検討を進めてまいりたいと思っております。

以上でございます。

議長（秋丸安弘君） 松本佳久議員。

10番（松本佳久君） 村内各地である程度のところではWi-Fi環境が整っているということではないかと思えます。私の質問の意味は、例えば役場のWi-Fi環境をセキュリティのこととか、アクセス制限のこととかいろいろあるとは思いますが、訪れた人がパソコンなんかでもそのWi-Fi環境を利用できるようにはできないかとか、あるいはその誰にでもかれにでもできないちゅうならば、村民の中の登録した人だけでも利用できるようなにはできないかというような意味でありましたが、このようなことは考えておいでですか。

議長（秋丸安弘君） 北田企画調整課長。

企画調整課長（北田愛介君） やはり誰もかれもが使うということになりますと、やはり深夜の若者のたまり場になったりとかですね、長時間使用ということもございまして、先ほど言われましたように、使用時間、長時間の使用をですね、制限したりとか、登録しながら誰が使うのかというふうな安全性を保ったような使い方をしていく方法があると思えますので、その点は検討をさせていただきたいと思っております。

議長（秋丸安弘君） 松本佳久議員。

10番（松本佳久君） 本当にインターネットの検索機能といいますが、パソコンの検索機能とかはとても便利で、今はこの分厚い例規集もパソコンで引くほうが早くなっております。そういうときにもパソコンでつながっていないと見れませんので、その点、タブレットとかスマートフォンだったらですね、空から情報が降って

きますのでいいんですが、今後検討されてですね、セキュリティも考え、アクセス制限も考えながら、できれば村民の中で登録した人ぐらいは利用できるような、もちろん時間制限も付けてですけど、そのようなことをぜひ検討していただきたいというふうに考えております。

それでは、ICT活用の地域づくりについて2点目の通告をしております。それは先ほど来話してもおりますけれども、ケーブルテレビにしる、パソコンにしる、スマートフォンにしる、扱い方がなかなか難しゅうございます。今は山江村もICT教育に大変力を入れておりますから、小中学生からその教育を受けた方々は大変上手ではあると思いますが、私たちというか、私みたいになかなかうまく動かせない人もおります。それで、例えばパソコンでも1カ所引っかけるとそれから先にはなかなか進みません。叩いても進みませんし、叩けば壊れるということで、そういうときにですね、例えばケーブルテレビでもリモコンのスイッチがテレビのほうから動いてはおりませんかとか、ここをこうしてくださいとかいう、とてもわかりやすい説明がっております。そうしないとどうしていいかわからんからですね。

そのようなケーブルテレビでもパソコンでもスマートフォンでもですね、何かあったときに相談するようなところ、ITお助けマンとかどうか知りませんが、ICT相談員というのを設けられることはできないかを質問したいと思えます。私も一度お願いしましたが、ケーブルテレビでもすぐに駆け付けて来てくれて、簡単なことを解決してくれてはおります。しかし、あんまりみんながしょっちゅう頼むとケーブルテレビのほうも忙しいだろうし、先ほど来申しておりますように、ICT相談員、ICTお助けマンのようなものを整備する考えはないか、答弁を求めます。

議長（秋丸安弘君） 北田企画調整課長。

企画調整課長（北田愛介君） ICT相談員というご提案でございます。

現在、山江村未来塾「100人委員会」におきまして、情報発信部会が設置されておりまして、その中でいろいろと山江村の情報発信について研究を行っていただいております。村民の方々の中でですね、地域におけるICTの推進委員のような方々を組織していただくとか、そういった方々が支援をする仕組みというのができればというふうに思っております。

地域づくり研究所におきましても、今後、研究を行ってまいりたいと思っておりますし、また現在地域おこし協力隊を募集中でございまして、ICTに詳しい人材を募集いたしております。着任後は、地域おこし協力隊の活動の一環としてですね、そういったICT支援員の制度が確立できればというふうに思っております。そういうことで、今後はやはりICTの普及を図るという意味では、そういった方

々、支援員の設置が必要かと思っております。

議長（秋丸安弘君） 松本佳久議員。

10番（松本佳久君） 小中学生が日本一を目指して頑張ってるわけですから、私たち村民も、少しでも小中学生を見習って頑張らなければならないと思っておりますし、また役場のほうでも地域づくり研究所や100人委員会、それからその地域おこし協力隊ですか、そのような方もお願いしながら、できれば村民全体のICTレベルが上がっていくような政策をとっていただければというふうに考えております。それを期待しております。

それでは、2番目の質問に移ります。通告は山江村の例規集全般としております。実は今、議会には議会活性化調査特別委員会というものがあります。そこで今後の議会のあり方、どのようにしたら活性化するのか、改革の方法はないのかということをいろいろと調査、研究しているところです。

その中で、例えばですね、議会の傍聴規則などを研究しました。これはもうずいぶん前に制定されて、そのまま読みますと、今ではあまり使用されていない言葉なども出てきたりして、これは何という字かなというのもありましたので、今の時代に合わせて改正案を研究し、今年の6月議会に提案し改正したところです。

この分厚い例規集の中の議会の部分はもうこれぐらいです。32ページぐらいです。これぐらいを私たちが研究して、変えたほうがいいんじゃないかなあということを考えましたので、そのほか執行部の部分はこれは何百ページあるかわかりませんが、このこと全体を考え直すべきではないかと思っております。

その中で、一つ目に、時代に合わなくなった条例、規則、ちょっとこれは表現がおかしいですが、もう本当はこれは今は要らないんじゃないかとか、これはずいぶん変わっているのになあ、おそらく制度が変わるたびに変更はされているはずですから、そういうものはないとは思いますが、条例を決めるのは議会ではありますけれども、私たちがこれを全部この調査するのもほぼ無理だろうと思うし、また詳しく知っている方は担当の方でもありますし、役場全体としてこの例規集の見直し、点検をする必要はないかということをお尋ねします。

また、2番目に、古い条例などでですね、もう今はこれは不必要じゃないかというのものもあるんじゃないかと思っております。具体的にはわかりませんが、そういうものをやはり将来のためにもとっておく必要があるのか、あるいはもうどこかの時点でそれは外してしまうのか、そのようなことは考えておられないか質問をします。

3番目に、それぞれの条例には全部じゃないと思っておりますけど、例えば地方自治法とか介護保険法とか、そのような上位法があります。上位法の改正に合わせて、その都度改正されているとは思いますが、例えば上位法が20条だったのが削除され

て19条が繰り上がったとか、いろんなそういう条数が変わったり、あるいは字句の変更等もあっております。その都度改正されているとは思いますが、そのようなものはないか、一度、これは総務課あたりでなく、それぞれ自分の係で係の方が調査してもらってはどうかというふうに考えております。

例えばですね、歴史民俗資料館の設置条例があります。この中に、別表第2 使用料というところがあるんですが、ここには多目的ホールや研修室などの使用料を書いてあります。しかし現状としては、多目的ホールは、えほんの森図書館になっておりますし、研修室は地域づくり研究所になっております。このようなところは、変えるべきではないかなと思います。あるいは前のほうに、山江村専門員の設置に関する条例があります。その中に山林委員や土木委員や衛生委員を置くところがありますが、これらの方はおられるのでしょうか。また、これは改正したほうの例ですけど、消防団の設置条例があります。その中の根拠法として、消防組織法第何条の規定によりということがありますが、これは実は消防組織法のほうはちょっと前に変更されておりました。消防組織法の15条の1項で、各自治体に消防団を置くとなっているのが、その消防組織法が15条の1項が18条の1項に変更されて、しばらくしてから、これは平成26年3月14日に改正してありますが、担当の方がいろいろ探されたんだろうと思います。

そのようなこともありますので、全体としてこれはチェックすべきではないかというふうに考えております。そこまでのところで答弁をお願いします。

議長（秋丸安弘君） 豊永総務課長。

総務課長（豊永知満君） それでは、お答えをいたします。

現状でございますが、条例の制定、改正につきましては、関係する課によって行っております。上位法の改正による条例改正につきましては、国・県からの条例案が示されますが、その条例に合う条例案により改正をしております。村独自の条例につきましては、準則と県条例、他の自治体の条例を参考に条例案を作成するというようにしております。

それから、改正の時期であります。上位法の改正によるものは、案が示された条例につきましては、できるだけ次の議会定例会のほうに提案し、条例案が示されなかった条例につきましては、条例改正のほうが遅れることもありますが、できるだけ早く議会へ提案するようにしております。また、改正漏れが見つかった条例につきましては、その都度条例改正の提案をするようにしているところでございます。

それから、例規集の整備ということで、時代に合うように整備すべきではないかということですが、山江村の例規集は、平成5年に縦書きから横書きに変更



してあります。それから、平成14年には例規集サポートシステムを導入し、役場の職員はネット上で例規集を見ることができるようになっております。また、平成23年からは、誰もがネット上で山江村の例規集を見ることができるようになっております。データ化したことにより、用語の検索から関連する条例、規則等を確認することができるようになっております。このことから、この機能を移し替えながら、改正をしてきているところでございます。しかしながら、システム導入以前の村独自の条例につきましては、時代に合わない条例もあるかと思われまますので、未改正の条例がないかも併せて調査をしたいと考えております。

それから、上位法の改正による村条例の改正の再調査ということでは、先ほど答弁をいたしました但、例規集サポートシステムの導入により、用語の検索ができませんので、条数の変更であったり、字句につきましては、未改正の条例ではないかも合わせて調査したいというふうに考えております。

それから、先ほどご指摘がありました条例につきましては、改正すべきところだと思ひます。関係課で速やかに対応したいということで考えております。

それから、お尋ねの専門委員ですが、この委員の委嘱状が近年交付されたということはありませんので、存在はしておりませんので、他の条例に関係しないかを調査をしながら、併せて廃止、改正の手続きをとりたいというふうに考えております。

それから、見直しの条項、時限立法ということでありまますけれども、村独自の条例を制定する場合には、一定期間で条例の目的とする効果を出したいときなどの条例については、終期を付けた条例を制定しているところでござひます。終期を設けた条例につきましては、終期前にその効果を見て、終了するか継続するかを判断するようにしているところで、継続する場合には、効果内容等を考慮して改正を行っております。定期的に見直しをとひう条項を付けるということにつきましては、他の自治体では5年から10年という期限を設け、見直しを行うという規定をしているところもあるようです。政策の基本となるものでありまますので、常に見直しが必要かどうかを見ておく必要があるのではないかとひうに考えております。

以上でござひます。

議長（秋丸安弘君） 松本佳久議員。

10番（松本佳久君） この分厚い例規集がですね、縦書きから横書きになったとか、それからサポートシステムのほうに変更してきたとか、その間の移り変わりも答弁していただきましたが、答弁にありまましたように、このサポートシステム導入前の条例については、変更されていない部分があるかもしれないということでありまますので、ぜひ総務課のみならず、各係、各担当でチェックしていただければと思ひ

ます。

先ほど歴史民俗資料館や専門委員や消防法のことを言いましたけど、たまたま全部見たわけじゃありません。たまたま見てそうあったもんですから、ほかにもないかなということをご提案したところであります。また、その定期的な見直しについても検討する、他の自治体も見て検討するというところでございますので、そのようにお願いしたいと思います。

何と申しましても、日本国には憲法があり、そして憲法の目指す理想のものを実現するために法律があります。また、地方自治ももちろん憲法にも書いてありますが、そのために地方自治法があって、私たちはそれらに守られてというか、縛られてというか、法律に守られて暮らしているところであります。ぜひ、山江村の憲法である条例についても、全職員一丸となって点検していただければというふうにご考えております。

例規集についての全体的なことを聞いてまいりましたが、具体的に通告している点についても質問を行います。まず、やまええほんの森条例を制定する考えはないかについて質問をいたします。現在、山江村には図書館設置条例はありません。図書館関しては、この山江歴史民俗資料館の設置及び管理に関する条例の中で、条例施行規則がありますが、その中で若干図書室についての記述があるだけです。歴史民俗資料館は、平成10年度の事業によって完成したと記憶しております。落成式が平成11年11月11日でした。そろそろ20年も経過しますし、何よりもえほんの森図書館としての近年の利用者が多いこともあります。教育委員会にお尋ねしましたところ、昨年1年間の歴史民俗資料館の入館者は777名であったということでありました。これに比べて、えほんの森の利用者は5,300人であったということでありました。もちろん資料館は有料ということもありますし、えほんの森は無料ということもあるかもしれませんが、それでも多くの方が利用されているということは事実であります。民間といいますか、村民のグループであるお話グループおひさまの活躍もありまして、定期的なイベント等も行われております。

それでですね、ここでしっかりとした条例を制定して、山江村全体として子どもたちは絵本からそして読書へ、そして私たち大人までですね、読書に親しむような雰囲気をかもし出すべきだと考えます。やまええほんの森条例を制定する考えはないか、執行部の答弁を求めます。

議長（秋丸安弘君） 蕨野教育課長。

教育課長（蕨野昭憲君） それでは、お答えいたします。

まず、公の施設とは、住民の福祉を増進する目的をもって、その利用に供するための普通公共団体の施設でございまして、教育文化施設としましては、博物館、美

術館、図書館、資料館、公民館、コミュニティセンターなどが挙げられます。また地方自治法では、公の施設の設置及びその管理に関する事項は条例で定めなければならないと規定がございます。

やまええほんの森は、平成26年7月に絵本を中心とした図書の充実を図り、親子のふれあいの場を創造することを目的として、山江村歴史民俗資料館の一室に開設をいたしました。平成27年度は来館者が5,338人、本の貸出人数が2,177人、貸出冊数が8,888冊でございます。イベントの開催時は、絵本の読み聞かせなど、村内グループはもとより村外からの参加協力依頼を行い、来館者の増加に努めているところでございます。

この図書室の設置、開館時間及び休館日につきましては、先ほど議員申されましたとおり、山江村歴史民俗資料館設置及び管理条例施行規則の中で規定をしております。また、資料館に付随する図書室の円滑な運営を図るため、資料館運営委員会の下部組織といたしまして図書委員会を置いております。

そのようなことから、現時点ではやまええほんの森の設置及び管理に関する条例は制定していない状況でございます。ただ、読書をすることにより集中力、文章力、感受性、コミュニケーション力のアップ、それからストレスの軽減など多くの効果が期待できますので、今後は絵本が中心ではございますが、小学生から大人まで読書に親しめるような図書室全体の充実を図る必要があるのかなというふうにも思っているところでございます。

条例の制定につきましては、現在図書室でもございますが、他の自治体でもですね、類似的な自治体もあるかと思えます。そのような状況も参考にしながら、今後検討していきたいと考えているところでございます。

議長（秋丸安弘君） 村長。

村長（内山慶治君） えほんの森図書館の設置及び管理条例を制定する考えはないかということでありました。中身につきましては、教育課長が答えておりますけれども、私からは今後の方針としてですね、図書館はやっぱり村民の生涯学習の拠点の施設だというふうに思っております。従いまして、そのえほんの森のみならず、子どもからその保護者、また今でもですね、中学生、高校生が学習する場として活用しておりますけれども、一般の方々がいろんな調べ物をしたり、学習、本を読んだり、高齢者の方々も含めてですね、そういう古い歴史を調べられたりということで、総合的なその図書館の設置についてはですね、これは必要になってきてるんだなというふうに考えているところであります。

歴史民俗資料館の中におきまして、図書委員会は設置されておりますものの、その現在ある図書の整理を含めて、将来的には司書の設置も含めてですね、その図書

館のあり方を模索していきたいと思っているところでありまして、その条件を見次第、いろんな調査研究をし次第ですね、もちろん隣の地域づくり研究所もですね、そういう調査機関でありますし、いろんな資料が置いてある場所でもありますので、そこの連携もありますから、併せてその図書館のあり方については、検討してまいりたいと思っております。

議長（秋丸安弘君） 松本佳久議員。

10番（松本佳久君） 私の提案は、別に立派な図書館をつくれというものではございません。今、あるものを利用して、それでその子どもから大人までみんなで学習するような村を目指すべきではないかという提案であります。今後、教育課長を中心に、検討していくということでございますので、大変ありがたいと思っております。

いつも、今日は藤本教育長もおいでですが、藤本教育長が山田小学校の校長先生のと時からですね、教育はデジタルとアナログ両方必要なんだということを繰り返し繰り返し、私たちもわかるように言っておられます。パソコンやインターネット、大事なものも使いながら、やはり読み書きそろばん、黒板やノート、本を読む、これなしには教育は進まないんだということを言っておられますので、ぜひそのような方向で進めていただきたいと思います。

実は、8月29、30、31日と、私たちは東京と富山県の研修に行っていました。東京には村長も一緒においでいただきましてありがとうございました。富山市では現在市議会の方の問題が大きくなっておりますが、私たちは小さな村の取り組みや富山市全体の取り組みを研修してきたところです。

富山市においては、図書館とガラス美術館がありました。そして同じ施設内に銀行もありましてですね、詳しいのは皆さん報告書出しておりますからそこに書いてありますが、もうたくさんの方が、学生が勉強しているのはもちろん、私たちみたいな大人も高齢者の方もぞろぞろおられました。そういうような運営に方法もありますし、片や舟橋村、ここは面積的には日本で一番小さい村ですけども、その図書館にも駅の中にある図書館であり、交通の便がいいし、商工会も一緒に入っておりました。やはり高校生らしい若い人や私たちみたいな大人、高齢者の方も平日なのにこんなにたくさん人が来られるのかなあというぐらい利用されておったところです。

そういうところはもう先進地ですから、そういう将来の夢を描いて、まずは山江村からできることを着々と築いていただければと考えております。

次に、体育館についての質問をします。山江村体育館の設置及び管理に関する条例があります。この第1条にその目的が書いてありますが、それには、山江村体育

館は、体育、スポーツ及び文化活動の普及、振興を図るために山江村体育館を設置するとあります。利用状況、これも教育委員会から聞きましたが、27年度中の利用者は約1万5,000人ととても多いです。保育園児から小中学生、高校生、大学生、一般の方など、多くの方がスポーツや文化のために使用されており、中には四半的の大会や剣道大会など、対外的な大きな試合等にも使用されています。来年の熊本県民体育祭の会場にもなっているんじゃないでしょうか。10日後に開催される山江栗まつりの会場でもあります。10月には山江村文化協会主催の山江村文化祭もここを使用される予定です。

その中で利用者の声として、「トイレとは別に専用の洗面所がなくて不便である」との声を聞きました。なるほど体育館ですから、利用者の方は汗びっしょりになって運動をされます。トイレにも洗面所はありますけれども、顔を拭いたり、タオルを湿したりするような専用の洗面所が必要だと思いますが、いかがお考えでしょうか。人吉のスポーツパレスはここはまた特別立派な施設ではありますが、あそこには無料の温水シャワー設備もあります。本当はシャワー付き洗面所が良いのかもしれませんが、少なくとも手洗い専用の洗面所などが必要ではないかと考えますが、執行部ではどのようにお考えですか。

議長（秋丸安弘君） 村長。

村長（内山慶治君） 先ほどの図書館の件ですけれども、今の施設を活用しているんな方が利用できるような機能を持たせたいという意味でありまして、総合的に図書館を別につくるというふうに私申しておりませんで、誤解を与えたようでありますので、訂正させていただきます。

また、そういうものは先ほどWi-Fiの件も言われましたけれども、今補正予算を調べております。財政の問題も先ほどから言われましたが、いろんな国からのお金を持ってきながらですね、いろんな施設環境を整備していきたいということをお大前提にいたしております。

実は山江村の体育館の修繕工事につきましても、来年はハンドボールが会場になっておりますので、しっかりとした施設整備が必要だということでもありますので、その施設を整備するに当たって、教育委員会のほうで動いてもらっているということでもありますので、その内容につきましては教育課長のほうからお答えさせていただきます。

議長（秋丸安弘君） 蕨野教育課長。

教育課長（蕨野昭憲君） それでは、お答えいたします。

昭和60年度に建設いたしましたこの山江村体育館は30年以上経過し、老朽化が進んでおり、整備についても検討しているところでございます。子どもから高齢

者まで誰もが身近にスポーツを楽しめる環境づくりや先ほど申されましたとおり、平成29年度には県民体育祭人吉球磨大会のハンドボールが会場として予定されているということから、競技水準向上のための環境整備なども必要になるかと思えます。

平成27年度にスポーツ振興くじ、t o t oといいますが、その助成金を申請いたしました。この事業は、スポーツくじの売上金から、収益の3分の2をスポーツ振興を目的とする事業資金とするものでございまして、そのうちの3分の1をスポーツ団体に、残りの3分の1を地方公共団体等に助成するものでございまして。補助率につきましては、補助対象経費の3分の2以内でございまして。整備内容といたしましては、体育室、床やラインの補修、それから照明のLED化、トイレのウォシュレット化、男女シャワー室の設置、ミーティング室等のエアコン設置、玄関の一部自動ドア化、暗幕の交換などを考えているところでございまして。

結果的には平成27年度につきましては、採択をされませんでした。本年度につきましてもこの助成金の申請を行いたいと考えております。昨年度要望しました整備計画を一部変更して申請することも可能であるかと思えますので、利用者の意見や先ほど議員の意見等も含め、関係者の方々からのご意見など参考にしながら、体育館利用者がスポーツに親しみやすい環境整備に努めていきたいというふうに考えているところでございまして。

議長（秋丸安弘君） 松本佳久議員。

10番（松本佳久君） どの質問も別にどなたとも打ち合わせたわけではありませんが、この体育館についても教育課長と打ち合わせたわけではありません。既に平成27年、それ以前からそのようなt o t oの補助金等の申請獲得に向かって動いておられるということには感謝します。ぜひそれに今年は当たりますように願っているところです。そのような補助事業を活用されて、よりよい体育館設備となることを願っております。

建設は昭和60年という報告でありましたけれども、最初は雇用促進事業団の体育館であったと思っております。それを山江村が払い下げを受けました。実はこれは10万円で払い下げをしております。とても格安な物件であったと思っております。残存価格から解体費を差し引いた残りとかいう説明だったと思っております。10万円の体育館であれ、私たちはこれを大切に使いたいと思っております。また、屋根には太陽光発電も載せてあり、今風にも適合した良い体育館だと思っておりますので、ぜひ整備をよろしくお願ひしたいと思います。

次に、農業関連で1点だけ質問を通告しております。山江村には環境保全型推進条例というのは今はありません。ありませんが、環境保全型農業推進助成金交付実

施要項というのを策定されて、環境保全型農業の推進に力を入れておられるようでもあります。

国においては、平成18年に有機農業の推進に関する法律を制定しており、減農薬あるいは低農薬から、できれば有機農業へ進めていくというような方針を示されているようでもあります。

山江村でも村長繰り返し申しますように、山江村産の農産物を学校給食にも生かしたいんだ、安心・安全な作物をつくりたいということでもありますので、ここは今の環境保全型農業推進助成金交付実施要項をもう一步進められて、山江村有機農業推進条例というのか、山江村環境保全型農業推進条例というのか、名前はともかく安心・安全な農産物をつくる山江村なんだという方針を打ち出す必要があると考えますが、執行部ではどのように考えておられますか、質問をいたします。

議長（秋丸安弘君） 平山産業振興課長。

産業振興課長（平山辰也君） 環境保全型農業ということでございます。これにつきましては、地球温暖化防止や生物多様化保全に積極的に貢献していくために、より環境保全効果の高い営農活動の普及、推進を図る必要がありますことから、村でも推進をしております事業であります。

国の事業といたしましては、先ほど議員申されましたが、化学肥料、化学合成農薬を県の慣行レベルより半分以下、5割以下、それに加えて、カバーロックといいますが、緑肥の作付けですけれども、これを行う方に1反当たり8,000円以内の交付金を交付されております。ちなみに平成27年度、昨年度は、本村では7名の方ですね、面積に対しまして10ヘクタール、それに交付金としまして約77万円を交付をいたしております。昨年度は7名の方でしたけれども、今年度は既に12名の方が取り組んでおられる状況でございます。

また、村独自では、水稻のみを対象としまして、山江村環境保全型農業推進助成金交付実施要項というのを制定しまして、環境保全型農業に積極的に取り組む農業者に対しまして、反当たり2,000円の助成金を交付しているところでございます。昨年度はこの交付金は9名の方に対しまして、面積に対しまして約135アール、1町3反程度ですけれども、助成金としまして27万円を交付をいたしております。また、この環境保全型農業のほかにはですね、エコファーマーにも取り組んでおられる方が21名、そして県が認定します有作くん、これが9名の方が取り組んでおられます。

本村でも現在進めております学校給食等の地産地消化の推進を図る上でも大変重要な制度でありまして、安心・安全で環境にやさしい農業の推進を図る必要があると確かに認識をしているところでございます。いろいろな環境にやさしい農業の推

進制度はありますけれども、それを一本化しました村独自としてもですね、この制度の制定に前向きに検討していきたいというふうに思っております。

以上でございます。

議長（秋丸安弘君） 村長。

村長（内山慶治君） 産業振興課長、答えましたけれども、私のほうからも追加といいますが、申し上げさせていただきたいと思います。

今、環境保全型農業、それからエコファーマー、有作くんに取り組みされている農家の方、それぞれおられるというようなことでありまして、今回の学校給食につきましてはですね、そういう方々を中心に、安心・安全な農作物を学校に届けるというふうになっているところでございます。

当然その後にはですね、この3本を一本化した山江村の基準をつくりながら、山江村の認定のシールの中で流通に入れていくという姿が望ましいということでありまして、なかなか踏み切れないという点がありまして、その課題につきましては、トレーサの問題があります。いわゆるトレーサビリティであります。農家の方々が何月何日、どういう作業をしてきたのかという生産履歴がその安心・安全につながっていくと、その作物の保証につながっていくということになりますので、その農家の方々の協力なしにはですね、要するに役場が先にもうできもしない基準をつくってもということでありまして、そういうことにつきましては、現在学校給食での農産物の取り引きが始まっておりますので、またそういう方々と相談しながら、山江型の環境にやさしい農業の推進のための制度、条例を整備していければと思っております。

議長（秋丸安弘君） 松本佳久議員。

10番（松本佳久君） 今、制度が三つぐらいあるんですか、それらをまとめた形で農家の方とも協力しながらやっていきたいということでありました。どのような交付金だったかは忘れましたが、農業のIT化、タブレットを使って田んぼから直接発信するとかいうことを以前に村長は申しておられたようであります。そのようなこともすればですね、今日はどういう仕事をしたんだというのも立ちどころに動画でもわかるようになりますので、そちらのほうも進めていただければというふうに考えております。

子どもたちに農業を教えることも大事です。例えば、議会棟の横ですかね、歴史民俗資料館の前には山田小学校が体験農業として稲を植えております。また、万江小学校は万江保育園とともに万江小学校のプールの後ろに田んぼをつくっております。そのようなことから考えますと、例えば緑の少年団があります。もちろん緑の少年団も田植えもしてくれるとは思いますが、名前は何というかわかりません。農



業少年団というのか、栗の実少年団というのか、小さい頃に体験をしていただくということがですね、中には農業を志す人もいるだろうし、あるいは都会へ就職して行っても、私のふるさとで田植えしたことがあるというようなこともきっと大きなものになるというふうに考えますが、そのような将来のことを考えて、緑の少年団らしい農業少年団のようなものを創設される考えはないか、どこかわかりませんが、そういう考えはございませんか。

議長（秋丸安弘君） 村長。

村長（内山慶治君） 私のほうからじゃあお答えいたしますけれども、全く想定外の質問でありまして、農業の少年団あたりの設置につきましては、もちろん学校との兼ね合いもあるかと思えます。カリキュラムとの問題で、緑の少年団も実は学校教育外の教育活動として活動をされているという状況でありますので、そういう指導者も含めて、できるかどうか。確かに私冒頭の挨拶で申し上げたとおり、いろんなこの山江村に子どもたちが残るということについては、ふるさと教育が必要であるかと思えますし、ふるさとにおけるいろんな体験も重要だろうかと思っておりますので、おっしゃったことの意味をしっかりと理解させてもらいながら、関係機関といいますが、まず庁内で検討させていただければと思います。

先ほどタブレットの話もされてましたけれども、実は農家に対するですね、タブレットの講習会はもう既に行っておりますし、そのタブレットによりまして簡単に生産履歴が付けられるような講習会をしております。実は子どもたちもですね、今、タブレットは子どもたちが上手なわけでありまして、この子たちが大きくなったら、必ずやいろんなものにつきましてもタブレットで管理するんだらうなということも思いを馳せながらですね、今からそういう準備をしていきたいと思っております。

議長（秋丸安弘君） 松本佳久議員。

10番（松本佳久君） ある村民の方がですね、私の議会活動について、「そら松本さんのライフワークじゃもんな」と言ってくださいました。これはもちろん冗談だったろうとは思いますが、私はとてもうれしかったです。今後もですね、村政の課題に関して、積極的に質問や質疑や提案もして、また議会においては議会活動の活性化等を目指す議員でありたいと決心しているところです。

役場では若い職員もそれぞれ担当を持って仕事をしていただいております。ですから、少なくとも自分の担当分野については、誰にも負けないほど勉強し、村民の幸せを実現させるために計画を立て、仕事をし、チェックし、次の行動へ移すプロの公務員であってほしいと願っています。平成27年度は自治大学校への入校はなかったようですが、こんなところへもですね、職員自ら積極的に研修に出向かれ、

帰って来て村民のために働いてほしいと願っています。

公務員は憲法にも公務員法にも書いてあるとおり、全体の奉仕者です。職務専念の義務もあります。全員そのことを宣誓して役場に入って来られたとっております。どうぞそのことを片時も忘れることなく、仕事に励んでくださるようお願いいたします。もちろん私たち議会議員も全体の奉仕者として働かねばならないことは言うまでもありません。何と言いましても、私たちの報酬、職員の給与は村民各位の日々の働きの中から頂いているということを忘れることなく、全体の奉仕者として働くようではありませんか。

昨年のことですが、平成27年当初予算を決定した昨年の3月議会において、内山村長は、「平成27年度は山江村政元年である」と申されております。それで言うなら今年は山江村政2年目です。どうぞ赤ちゃんから高齢者の方まで、みんなが幸せで楽しい日々を過ごすことができますようお祈り申し上げます、一般質問を終わります。ありがとうございました。

議長（秋丸安弘君） お諮りいたします。

ここで暫時休憩をしたいと思います、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋丸安弘君） 異議なしと認めます。再開時間を2時5分といたします。

-----  
休憩 午後1時54分

再開 午後2時05分  
-----

議長（秋丸安弘君） それでは、休憩前に引き続き再開いたします。

次に、8番、中竹耕一郎議員より、1、ICT施策について、2、地域づくり研究所と山江未来塾についての通告が出ております。

中竹耕一郎議員の質問を許します。中竹耕一郎議員。

#### 中竹耕一郎君の一般質問

8番（中竹耕一郎君） ちょうど今日の予定は7人ということで、真ん中になりました。時間も限られておりますので、手短かに質問に入りたいというふうに思います。

通告内容としましては、村民の方の意見も尋ねてきたわけではありますが、ICT施策について、それからもう一つは先般発足いたしました地域づくり研究所を山江未来塾について、この2点について質問させていただきたいと思っております。

まず、質問に入ります前に、今回台風12号につきましては、手前のことばかり

言っではなりません、直撃を免れまして、クリ、ほかの農作物に被害がなかったことは何よりであります。しかしまだ16号が近づいておるので、大変こう心配をしているところであります。

さて、先般皆さんご存じだと思いますが、リオデジャネイロのオリンピックの閉会式のときにですね、日本から地球の中をくり抜いて、競技場を中心に緑の土管からマリオに扮した安倍首相が出て来るシーンがありました。最初は私はよくわからなかったんですが、よく考えてみるとようできてるなというふうに考えたわけですが、こんなことができるんだなと唖然として見ておりました。まさにこう日本のソフトパワーをですね、見事に世界に見せつけたんじゃないかなと、そういう一場面じゃなかったんじゃないかなというふうに思います。

また、最近はですね、この間も東京で見えておりましたら、至る所でポケモンゴーですか、のゲームにはまってる様子が見られます。私たちの時代はゲームがなかったのですね、ほとんどわかりませんが、このポケモンゴーはですね、アメリカのベンチャー企業と日本の任天堂が共同開発した代物でありまして、GPSを使っているので、非常にこう臨場感があるらしいですね。だからその辺が相当こうゲームする者にとっては、相当人気があるようであります。まさにですね、ICTがふだんの暮らしの中に、便利な道具としてどんどんこういうふうに入って来ている、これは誰でも利用できる社会になってるんだというふうに思います。

そこで、国のほうもですね、いろいろユビキタス社会実現に向けて、様々な研究実践をしておりますが、村民の中にですね、ICTで何じゃろかと、難しかっじゃると、何のためなっとじゃろかと、そのような話もちらほら耳にするわけです。

そこで、今日は村民の方の不安を少しでも解消するという意味からもですね、私もICTについて、もう一度再度確認をして考えてみたいと思ひまして、今日質問するわけであります。

ここでですね、まずICTの質問に入る前にですね、本村の現状なんです、特に教育関係は先に進んでおりまして、その辺の教育関係のICTについてお尋ねをしたいと思います。平成23年からですね、学校現場に導入されて、ご存じのとおり児童、生徒の学力が飛躍的に上がるというような相当の成果を上げておるわけですが、その都度研究発表会もありましたし、継続的にですね、各地からの視察も続いている状況であります。この学校教育でのICT教育の実際についてですね、経緯について、また子どもたちがどのように反応が変わってきたのか、また先生方も相当ご苦労が多いと思うんですね、先生方の対応、また一方保護者の反応、それからまたICTがですね、熊本県では山江は進んでやってるわけですが、全国的な動き、県内の動き等々含めて、どのような状況なのかをお尋ねをまずしたいと思います。

す。

議長（秋丸安弘君） 藤本教育長。

教育長（藤本誠一君） それでは、お答えいたします。

本村では平成23年度に文部科学省より、国内のICT教育活用好事例の収集、普及促進に関する調査研究事業の研究指定を受けまして、電子黒板3台を導入いたしまして、授業における効果的なICT活用について研究を始めたところでございます。その後、平成24年度に学識経験者等で構成いたしますICT機器導入検討委員会を立ち上げまして、ICT機器導入の年次計画を作成いたしまして、順次、導入を図っているところでございます。

現在の導入状況でございますけれども、校務用パソコンが教員1人1台、タブレットパソコンが児童、生徒1人1台、全教室、それから特別教室に電子黒板をそれぞれ1台、それから全教室無線LANの整備を行っているところでございます。

これらの導入によりまして、いろんな意見が聞かれておりますけれども、まず子どもたちからは、「授業が楽しい」、「いろんな資料がすぐ見られ役に立つ」という意見や実際授業の様子を見られた保護者からは、「タブレットを使って子どもたちが堂々と発表している姿に驚いた」、また「ICT教育の継続を望みます」等の意見をいただいているところでございます。また、教師からは「教材を大きく提示できて子どもにわかりやすい」、それから「授業に必要な情報がすぐ提示できて、授業がスムーズにできる」などの意見を聞いているところでございます。

また、全国のICT環境整備状況でございますけれども、文部科学省の全国調査によりますと、平成27年3月でございますけれども、教育用コンピューターが児童、生徒6.4人に1台でございます。それから電子黒板の導入率ですが、全教室に入っている割合でございますけれども9.0%、それから普通教室の校内LAN、この整備率は89.1%、そのうち無線LANの整備率が27.2%という結果になっております。熊本県の市町村別のICT環境状況につきましては、教育用コンピューター1台当たりの児童、生徒数でございますけれども、山江村は0.75人ということで、全国で7位、熊本県では2位ということでございます。

熊本県教育委員会におきましては、このICTを活用した未来の学校創造プロジェクト事業を県下の市町村立学校39校を指定しまして、ICT教育の推進を図っているところでございます。

以上でございます。

議長（秋丸安弘君） 中竹耕一郎議員。

8番（中竹耕一郎君） 今、ご答弁いただきましたが、非常に山江村の場合はですね、機器の整備状況も非常に先端をいってる、同時にですね、県内でももちろん指

定されてる全国39校の中でもトップを今、走ってるんじゃないかなというふうに思います。非常にこれはそれぞれですね、先生方の努力の賜でもあり、また子どもたちもそれにうまく適用して一生懸命やってる結果だろうと思います。

経過についてはですね、今答弁いただいたとおりであります。電子黒板、それからタブレット、それからまたデジタル教材、こういった様々な用具が使われているわけですが、どうもその具体的にどのような方法でどのようなテクニックと云うか、授業のやり方をですね、ここじゃちょっと機械を持って来てするわけにはいきませんので、わかる範囲内でできればどういうふうにこのテーマについて学習するときはこのような方法でやりますと、わかる範囲で結構なんです。その技術的なところをちょっとお話できませんか。

議長（秋丸安弘君） 藤本教育長。

教育長（藤本誠一君） それでは、お答えいたします。

まずでございますけれども、デジタル教科書を授業で使っておりますけれども、その中から一例ご紹介したいと思います。まず、例えば4年生の角と大きさという単元がございます。そこで角度の測り方を指導する単元でございますけれども、従来でしたら、教師が大きい分度器を使いながら、分度器で線を書いて当てて、測り方を説明したわけでございます。それではなかなかわかりにくい部分もございました。しかし、このICTを使うことにより、その角度の測り方が動画で示されますので、順番もずっとこういうふうに当てます、こういうふうに測りますというふうに順番に流れてまいりますので、子どもたち非常にわかりやすい、そういう動画を使った教材がございます。

同じようにいたしまして、5年生の社会科の自動車工業の盛んな地域という単元がございますけれども、その単元でございますけれども、その中ではですね、今までは資料集の1枚の写真を使いまして、こういうラインで自動車がつくられるんだという説明を教師がしておりましたが、今はそのICTの活用によりまして、自動車の一連の生産ラインが動画で見れます。その動画を見ながら実際に工場見学をしなくても、理解が深まりまして、制作過程での利点、あるいは課題と、こういうのも明確に把握することができます。

ほかにもいろいろそういう教材がございますけれども、学年の発達段階や強化の特性に応じたデジタル教材をただいま活用しているところでございます。

以上でございます。

議長（秋丸安弘君） 中竹耕一郎議員。

8番（中竹耕一郎君） 動画等を使ってですね、よりわかりやすく授業が進められるということがわかったわけでありませう。

ところで参考のためにお尋ねをしたいと思います、児童、生徒は現在携帯端末ですね、それからゲーム機器も含めてどれくらい持っておるのかですね、調査されたことはありますか。そしてまたその所有状況でですね、ICT教育に取り組む前と後とでその辺の変化があったかどうかをお尋ねしたいと思います。

議長（秋丸安弘君） 藤本教育長。

教育長（藤本誠一君） 私のほうから携帯電話でよろしいでしょうか。携帯電話の所持につきましてでございますけれども、学校では基本的には禁止となっております。保護者との連絡用として持たせてあるところもございます。現在の携帯電話所持率でございますけれども、小学校で23.7%、また中学校においては所持率が16.3%となっております。小学校での所持率がなぜ多いかということでございますけれども、それは保護者がやっぱり1人しかいないということもございまして、そういう連絡用に持たせております、いわゆるキッズ携帯といわれるものでございまして、いろんなWi-Fiとかそういうのは使えないというような状況のキッズ携帯を小学生は多く持たせられておられますので、そういうふうにして小学校が所持率が高いというようになっております。中学校ではスマートフォンの所持率が多くなっております。

それからICT教育に取り組む前の状況と現在の状況で顕著な違いといいますか、それにつきましては、そんな変化は見られませんが、大体先ほど申し上げましたように、約20%前後で推移しているというところでございます。

以上でございます。

議長（秋丸安弘君） 中竹耕一郎議員。

8番（中竹耕一郎君） キッズ携帯というのはですね、やっぱり連絡だけに使えるやつですね。そういうような状況だということがわかりました。

次にですね、じゃあこのICT教育にもう5年経つわけですが、取り組んでこられた結果、もちろん良かった点は先ほど言いましたように、飛躍的に学力が伸びたということ、技術的にわかりやすい授業ができる形態になったということがあるわけですが、悪くなった点はないと思うんですけども、課題があるとすればどうということが考えられますか。何かこう非常に、これはもう少しこういうふうになればいいがなど、ありましたらどうぞ。

議長（秋丸安弘君） 藤本教育長。

教育長（藤本誠一君） それでは、お答えいたします。

まずICT教育に取り組んだ成果として良かった点ということでございますが、これは子どもたちの授業への興味、関心が非常に高まったということでございます。意欲的に授業に取り組むようになりまして、集中して話を聞くことができるよ

うになりました。

また、情報活用能力及びスキルが向上いたしまして、自分に必要な情報を判断して、それをプレゼンテーション等を使いまして、的確に友達に伝えたり発表したりする表現力が一段と向上したように思います。

また、教師におきましては、ICT機器を授業改善のツールとして、一連の授業過程の中に取り入れておりまして、授業力の向上が見られております。そして子どもたちにわかりやすく説明したり、思考させたりする力が身に付きまして、1時間1時間の授業がより充実したものとなっているところでございます。

これらのICTを活用した教師の指導と子どもたちの学びによりまして、先ほどからありますように、その成果といたしまして平成26年度、平成27年度の全国学力学習状況の調査におきまして、全国1位の秋田県を上回る正答率を示しております。特に活用に関する学力の正答率の向上が見られましたのは、ICT教育の効果ではないかというふうに考えております。

次に、課題についてでございますが、本村の小中学校におきましては、21世紀型能力の育成を念頭に置きまして、教育を展開しておりますけれども、ICT教育におけます小学校から中学校までの連携プログラムの作成が必要かと考えております。それによりまして、9年間を見通した情報活用能力を育成していくことが必要じゃないかと考えているところでございます。

また、年々教師用のデジタルコンテンツも質、それから量ともに増えてきております。それに対応できる教員の研修の機会を設けることが必要かと思っているところでございます。また、子どもたちの情報活用能力の向上によりまして、情報機器を正しく使う、いわゆる情報モラル教育、これも重要ではないかと考えているところでございます。子どもたちがいろんな事件に巻き込まれませんように、情報モラル教育をさらに充実していくことが重要だと考えているところでございます。

以上でございます。

議長（秋丸安弘君） 中竹耕一郎議員。

8番（中竹耕一郎君） ありがとうございます。確かに情報モラル、これは大事なことだろうと思います。情報がどんどん発達してまいりますと、そういう情報を振り分ける能力がないとそういうふうなことがいろんなトラブルが出てくる可能性もあるわけですので、情報モラル教育と言うのは非常に大事なことだろうと思います。ありがとうございました。

次にですね、一つ気になることがあるんですが、一応そういうふうにはいいことはもちろんいいように進んでいくわけですが、必ずしもやっぱり子どもたちも同じ能力じゃないと思うんですよ。それにうまく取り込める子どもたちはいいんですけど

ど、なかなかうまく取り込めない子どもが多分いると思うんですよ。その辺の対応については、何か特別な対応をなされていますか。

議長（秋丸安弘君） 藤本教育長。

教育長（藤本誠一君） それでは、お答えいたします。

本村では先ほど申し上げましたように、平成23年度からICT教育に取り組み始めまして、各教室1台の電子黒板、それから1人1台のタブレットパソコンを配備しているところでございます。そのために、いつでも使える環境にございます。授業等でも毎日使っている状況でございます。そのため本村では、全ての子どもが機器操作にも慣れまして、発達段階における機器操作においては困り感を持っている子どもはおりません。むしろわれわれ大人も携帯電話とスマートフォン等の操作についてはいろいろ使いながら操作方法を身に付けておりますけれども、子どもたちも常に身近にありますので、それを非常に使っておりますので、そういう困り感を持っている子どもはおりません。むしろ考え方につきましては、やはりこれは教師として指導していく場面もございまして、機器操作についてはそういう子どもはおりませんので、大人以上により高い操作能力を身に付けているのではないかと考えているところでございます。

以上でございます。

議長（秋丸安弘君） 中竹耕一郎議員。

8番（中竹耕一郎君） 次に、この教育を進める上でのですね、財源についてお尋ねをしたいんですが、それなりの経費がかかるわけでありまして、過去5年間でかけた経費が幾らぐらいなのかお尋ねいたしたいと思います。

議長（秋丸安弘君） 蕨野教育課長。

教育課長（蕨野昭憲君） それでは、お答えいたします。

日々加速する情報化の流れの中で活躍する地域人材を育むためには、このICTを活用した教育方法が有効であると考えております。そのような中で、本村が取り組んでいるICT教育の充実を図るために、電子機器や指導者の育成などのICT環境の整備に努めているところでございます。

ご質問の平成23年度からこれまでかけた経費についてということでございますけれども、予算ベースでお答えをさせていただきます。無線LANの環境整備、電子黒板、タブレットパソコン及び指導者用デジタル教科書の整備、それから指導力向上やICT教育支援のための経費など、ICT教育推進関連の概算予算額につきましては、平成23年度が210万円、平成24年度が1,120万6,000円、平成25年度が1,530万1,000円、平成26年度が1,765万1,000円、平成27年度が2,913万2,000円、平成28年度が現時点の予算で3,



790万2,000円で合計いたしまして、1億1,329万1,000円ほどでございます。

議長（秋丸安弘君） 中竹耕一郎議員。

8番（中竹耕一郎君） 今、経費についてお答えいただきましたが、5年間で1億1,300万円ですか、の経費がかかってるんだということであります。主に機器のリース料とか使用料、こういったものがもうほとんどだろうと思うんですが、今後その機器使用料については、国とか県のほうの補助とか起債で対応できるとか、その辺の国等の支援の動きはありますか。経費について。

議長（秋丸安弘君） 蕨野教育課長。

教育課長（蕨野昭憲君） それでは、お答えいたします。

機器の使用料につきましては、大体全体予算の75%程度が機器の使用料ということで、平成23年度からですね、トータルいたしまして、約8,000万円程度を見ているところでございます。今後につきましても、児童、生徒用デジタル教科書の導入も検討しておりますので、リース等で導入した場合は、機器の使用料はさらに増加すると見込んでいるところでございます。

それから、国・県の動きということでございますけれども、平成28年度の文科省関係の予算の中で、ICT関係予算のうちの約3億円がICTを活用した教育推進自治体応援事業でございます。本村は平成27年度から本年度までの2年間、この事業を活用してICT教育を推進しているところでございます。ICT環境の整備を進め、ICTを活用した特徴的な教育に挑戦する自治体を支援するICT活用実践コースというものに取り組んでおります。これはモデルカリキュラムですね、いわゆるモデル的な指導計画を策定及び実践することにより、この取り組みに携わる先生方の指導力の向上、それからモデルカリキュラムを国が公表することによりまして、全国的な知名度も広がるというふうに考えております。

県につきましても、同事業の中の指導力パワーアップコースというのを取り組まれておりまして、その中で複数の実証校を設置するということになっておりますが、村内の学校では山田小学校が実証校に認定されている状況でございます。

それから、もう一つは、平成26年度から4年間、教育のIT化に向けた環境整備4年間計画というのが文科省のほうで作成されまして、これに基づきまして、単年度1,678億円の地方財政措置を講じておりまして、正確な数字はちょっとわかりませんが、1学校当たり300万円から500万円程度の地方交付税措置があるようでございます。

さらに本年度につきましては、教育の情報化加速化プランというのを策定いたしまして、2020年代に向けた教育情報化の加速化を推進する動きがあるようでござ

ざいます。これまで整備しましたICT教育推進経費のうち、国の補助金につきましては、約5%ほどでございます。約80%がですね、過疎債を充当しております、そのうち約70%は地方交付税の措置はありますけれども、今後ですね、推進するに当たりましては、本村の財政状況が悪化しないよう国の動きも見ていながら、何らかの財政措置を検討していく必要があると考えているところでございます。

議長（秋丸安弘君） 村長。

村長（内山慶治君） 予算の件につきましては、私のほうからも補足させていただきたいと思います。

現在まで予算化しました予算が1億1,000万円程度ということでありまして、実際使用しているのは、8,000万円を超えるぐらいだということに聞いております。その80%が過疎債ということでありまして、 $8 \times 8 = 64$ の $7 \times 6 = 42$ 、4,500万円ぐらいは国からの補助事業が来ているということでございます。ただ、このICT教育、非常に予算がかかるんだというようなことでありまして、ただこのICT教育がその効果としてですね、先ほど教育長も申し上げましたとおり、基礎問題よりも応用問題が強くなる、要するに自分でいろんなことを考える、表現できる、プレゼンできるという能力が高くなるというような報告は、実は茨城県のつくば市のほうからも報告が上がっているところであります。

現在、教育行政のみならず、首長行政もですね、このICT教育のほうには非常に動きがございまして、全国的にですね、ICT教育首長協議会が本10月に設立をされようとしております。文科省を巻き込んでということでありまして、山江村は過疎の村でありますから過疎債が使えますけれども、例えば人吉市は山江村の10倍の児童、生徒数を持ってあります。で、過疎債がなかなか使えないということになりますと、単純に計算しますとですね、人吉市は10億円近いお金が要ってその裏の補助金はないという状況で、大きいところはこのICT教育には非常にこう課題が残るというようなこともあります。そういうことも含めて、その協議会のほうでしっかりと文科省を相手にその予算化についてですね、制度事業化について、ものを申していこうと。文科省のほうもその成果については、今、認めているところでもありますし、何らかの動きが出て来るんだろうと期待しているところであります。

いずれにしても、このICT教育は、維持管理の経費ではなくて、やっぱり子どもを育てる投資的経費だと思っております。その投資をすることによって、子どもたちが将来大きく人材として伸びて、その子どもたちがまた何らかの還元をしていくというようなことでもありますので、20年まではしっかりと教育委員会のほ

うはこのICT教育に取り組むという方針でございますので、しっかりと支援をしていきたいと思っているところでもございます。

議長（秋丸安弘君） 中竹耕一郎議員。

8番（中竹耕一郎君） 国の動きについても今、ご答弁いただいたところでありませう。大体、そうですね、先ほど教育課長のほうから答弁がありました、もう80%ぐらいは地方債で今賄っていると。ただ、過疎債の充当があるということで、非常に過疎地域にとっては進めやすい面があるのかなというふうに思いますが、しかし、取り組んだら途中でやめるわけにはいきませんので、チャレンジしていくわけですので、その辺の動きをですね、文科省あたりにも要望して首長会あたりですね、どんどん要望していただいて、予算の確保をして、この分の投資に回していただくということが大事だろうというふうに思います。その辺については、よろしくお願ひ申し上げたいと思います。

次に、一応学校教育については終わりたいというふうに思いますが、最後に教育長にちょっと答弁をお願いしたいと思いますが、今まで学校教育の中でICTツールが使われてきたわけですが、そのほかで学校教育以外に学校の中で使えるような教材、ICT教材があるのかですね、お尋ねをし、また総合的な観点から、今後こういうふうに学校のICT教育が進んでいくんだというふうなことが何かあれば、コメントをいただきたいと思ひます。

議長（秋丸安弘君） 藤本教育長。

教育長（藤本誠一君） それでは、お答ひいたします。

ICT活用で目指すものにつきましては、平成23年に文部科学省から教育の情報化ビジョンというのが示されております。これは平成23年度から32年度の計画でございます。それによりますと、教育の情報化が目指すものとして、まずは子どもたちの情報活用能力の育成、それから各教科等の目標を達成するための効果的なICT機器の活用、それから教員の事務負担の軽減の3点を示しております。そしてそれらを通して、教育の質の向上を目指すものとされているところでございます。そのビジョンに沿いまして、本村でもICT教育に取り組んでおるところでございます。

その中で、授業以外での活用ということでございましたけれども、例えば具体例を挙げますと、小学校低学年では、歯磨きの仕方や手の清潔な洗い方等の動画教材がございます。ですから、それを動画教材を使いながら、子どもたちは給食時間の前に手を洗い、それから給食を食べたらその後動画を見ながら歯磨きをするといったようにして、非常に正しい歯磨きの仕方とかもですね、非常に身に付けているところでございます。

それから、また五、六年生及び中学校の全学年では、家庭学習の充実の面から週1回のペースでございますけれども、タブレットの持ち帰りを行っております。デジタル教材を使った家庭学習に取り組んでいるというところでございます。内容は、機種内容の復習であったり、次の学習の予習等を行っているところでございます。そういう家庭学習に取り組みながら、日々の授業に主体的に取り組んでいるところでございます。

今後の方向でございますけれども、現在、国におきましては、次期学習指導要領の改定に向けまして、審議がなされているところでございます。その中で新しい時代に必要となる資質や能力の育成が述べられておりますけれども、いわゆる生きて働く知識、技能の習得や思考力、判断力、表現力等の育成でございます。本村では、平成23年度よりICT教育に取り組んできて、思考力、表現力の育成を目指したICT活用の取り組みを行っているところでございます。

今後さらにグローバル社会に向けて、ICT教育の重要性は増していくのではないかと考えておるところでございます。子どもたちの情報活用能力の育成やICTを活用した授業改善による思考力、判断力、表現力の育成など、21世紀をたくましく生き抜く山江村の子どもたちの育成に努力してまいりたいと思っております。

以上でございます。

議長（秋丸安弘君） 中竹耕一郎議員。

8番（中竹耕一郎君） 着々と進んでいるわけですが、素晴らしい成果が得られて、全国的に山江村を発信できることを期待をしたいと思います。

次に、今まで学校教育についてお尋ねしてまいりましたけれども、これからふだんの生活にですね、便利さを与える。利用の仕方によっては有効で、より効果的、効率的なものがあるというふうに思います。これは技術開発の進歩によって出て来るといふふうに思いますが、村長は中央で全国的なシンポジウムのパネラーとか、一歩進んだ先を見越したIT戦略に挑戦をされているわけですが、今後、行政運営上ですね、一つの戦略となることから、情報化、ICTの動き、利活用の方法について、お尋ねをしたいと思います。

まず、平成28年から使えるようになりましたマイナンバー制ですね、これによって身分証明とか住民票交付、それから税証明、戸籍証明、それからオンライン申請、こういったものができるようになるんですが、本稼働は今からでありますけれども、ほかの活用方法としてですね、村民の健康とか医療とか、介護とかのそういった情報のビッグデータをつくるためにこのICナンバー制度というのは使えないのか、その辺についてまずお尋ねをしたいと思います。

議長（秋丸安弘君） 北田企画調整課長。

企画調整課長（北田愛介君） 生活に使えるＩＣＴということで、まずマイナンバー制度の活用でございます。マイナンバー制度につきましては、現在ナンバーカードの交付事務を行っているところでございますけれども、先ほど申されましたようにこれはいろいろな用途がございます。先ほど申された社会保障の給付に基づく申請におきましては、添付書類が省かれてその利用者の負担が軽減されると、手続きも簡単になると。介護福祉等でもいろいろと活用ができます。また、もう一つ大きな目的がございます、近年多発しております大規模災害の際の被災者に対する事務ですね。これとか、被災者生活再編の支援金の支給事務、こういったものが大きな目的でございます。現在、多目的に利用するというところで研究がされております。しかしそれにはセキュリティの問題であるとか、個人情報の取り扱い、介護医療等につきましては、先進的には他の地方で研究が進んでおりますけれども、こういった個人情報の取り扱い、いろんな部署で取り扱う場合のガイドラインというところが整備されてないというところで、今後、そういうところは研究が必要になってくるんじゃないかなというふうに考えているところでございます。

議長（秋丸安弘君） 中竹耕一郎議員。

8番（中竹耕一郎君） このマイナンバーについてはですね、様々な制約もあるわけですが、まだ今からの活用ですので、十分こう検討していただいて、使えるものについてはですね、使っていただきたいなというふうに考えます。

次に、高齢者用の緊急通報装置、今使われてますね。住民課関係でされてると思いますが、それからお元気ボタン、こういったものはもう既に活用されているわけですが、防災・減災の伝達手段としてですね、消防団への災害情報の提供とか、それから伝達手段として安全一斉メールを発信するとか、そういったものにもＩＣＴが有効に使われるんじゃないかなと思います。また、子どもの保護者に対する安全情報ですね。それから子育てに関する一斉配信、こういったものも色々使えると思いますが、何か現に今使っておられるもの、それからこれから保育関連についてもですね、先ほど質問でありました高齢者の買い物支援についても、十分このＩＣＴが使えるわけですので、その辺の何か計画があればお尋ねしたいと思います。

議長（秋丸安弘君） 北田企画調整課長。

企画調整課長（北田愛介君） まず災害情報、減災等の伝達手段でございます。これにつきましては、村のほうでもホームページのほうで一斉メールの配信ということで、以前にやっておりました。こちらのほうは電話番号、携帯等を登録いただきながら、情報を発信するものでございまして、防災情報であるとか、観光情報であるとか、いろいろな行事等を選択して、こちらから発信するようなシステムでござい

ました。しかし、これにつきましては、あまり活用がございませんので、今はもう観光情報等に限っております。

防災・減災につきましては、現在国のほうと整備を進めております災害情報共有システム（L - A L A R T）というのがございます。先般の台風12号の際にも台風12号の接近に伴う避難準備情報等を一斉メールにより配信をいたしております。このシステムは国や県、市町村の防災情報をデジタルテレビ、ラジオ、インターネット、携帯電話の多様なメディアを活用いたしまして、発信するものでございます。また、今後GIS等を活用いたしますと、動画による地図上で災害現場の発生状況を視覚によって見ていただくというふうな情報発信もできるわけでございます。こういうものはどこでどういう災害が起きているというのが、視覚的に確認できますので、将来は安全な避難経路を知らせて安全に誘導することも可能というふうに考えておりますので、こういった方面への活用の方法も考えられるようでございます。

議長（秋丸安弘君） 中竹耕一郎議員。

8番（中竹耕一郎君） それから、先ほど図書館の話も出ておりましたが、体育館の例えば借用申請とか、図書館の登録、それから本の貸し出しとか変換とか、そういったものもICTを使えばですね、時間の短縮にもなるし、いつでも申請できるし、人件費の削減にもつながってくるというふうに思われますので、その辺についてもご検討をいただきたい。何か検討されたことがありますか。

議長（秋丸安弘君） 北田企画調整課長。

企画調整課長（北田愛介君） 各施設とか図書館等の活用でございます。施設の申請につきましては、申請書の様子をネットでダウンロードできるというふうにはなっておりますけれども、確実に予約をするというシステムはまだ導入しておりませんけれども、将来的にはそういった電子申請、それと施設の空き状況といいますか、使用状況ですね、そういうものをネットを通じて確認いただけるというふうなことは可能であるというふうに考えておりますので、今回策定いたしました情報化戦略等でもですね、そういったものの導入、省力化といいますか、そういったものに非常に効果的でございますので、そのようなことも検討してまいりたいというふうに考えております。

議長（秋丸安弘君） 中竹耕一郎議員。

8番（中竹耕一郎君） 時間が迫ってきますけれども、先ほど来農業関係にもICTを十分使える分野があるという話をされてましたが、たまたま今日はですね、熊本県の準備予算として700万円、熊日についておりましたが、法人のですね、農園のいろんなICTを使った生産管理、そういうものを行っていくというようなこと

が記事で出ておりましたが、私たちの村でも気象情報のデータとか、それから市況の状況、それから収穫時期の予測、こういったものも全てICTを使えば十分対応できるというふうに考えますので、先ほど来いろいろ説明がありましたが、その地産地消のコーディネーターがですね、うまく活用できるようなICTの活用方法があるというふうに思いますので、その辺もぜひご検討いただきたいというふうに思います。

最後にですね、いろいろネットを使った仕事の支援とか、働き方のスタイルの検討、そういったものもあると思うんですが、最後に村長にお尋ねしたいと思いますが、今後のICT施策についてですね、全体的にどのように取り組んでいかれるのか、どのような地域づくりをICTを使って展開していくのか、その辺をお話をいただいて、一応行政運営について期待をしたいと思いますので、先ほど松本議員のほうからですね、ICT支援員の設置、これも非常に大事なことだろうと思います。どうぞ、その辺も考慮いただいてですね、住民が安全で安心で便利な生活を維持できるようにですね、ICTの施策を進めていただきたいと思いますので、その辺の今後の持っていく方について、村長のほうから所感を伺いたいと思います。

議長（秋丸安弘君） 村長。

村長（内山慶治君） ICT施策でどういうことが可能なのか、また便利になるのかということであります。ただ、大事なのが我々人間、人はアナログでありまして、そのアナログが生きていく、また暮らしていくことに対して、どうしたらどのようなことが困っているのか、困っているところを補っていくというのがICTが得意とするところだと思っております。例えば、私人吉下球磨消防組合の代表管理者を務めておりますけれども、消防署で今回無線がデジタル化になりました。いわゆるICT化になったということでもあります。今まで電話を受けて、どこでどうあるんですかということを一いち聞き取りしながら、その聞き取った情報を現場のほうに伝える、それを繰り返すというようなことであつたわけですが、今、デジタル化、ICT化されて電話がかかってきた場所が一暫に特定できる、場所を特定するということがなると、一瞬にして各救急車、消防署にその情報が伝達できる。いわゆる動きながらその情報を享受しながら、その現場まで行ける。

ご案内のとおり、消防署またこれは消防車も白色の救急車も同じでありますけれども、1分1秒でも早く現場に到達するというようなことが求められておりました、そういうことについて非常にこのICTは効果を発揮しているというようなことでございます。

ほか、先ほどどういうことに山江村内として考えられるかということでもありますけれども、先ほどから出ておりますとおり、本当に高齢者の方々が買い物支援、本

当に我が家にいながらですね、欲しいものが画像で見られて調達できるというような手段もICTを使えばできるというようなことであります。

それから、高齢者の方、認知の人も今後どんどん増えていくというような予想が出ておりますけれども、今、携帯電話のGPS機能を持ってあります携帯電話を持ってもらえば、その位置が特定できます。深夜徘徊とかで非常に困っている方々にとりましては、例えばよく消防団あたりが人捜しとして各地区で出ておりますけれども、そういう位置もですね、実はもう技術がありますので、やろうと思えばそういうこともできるということでもありますし、医療につきましても家にいながらその医療機関をお医者さんと話をしながら、安心された暮らしをするというようなことも実は始めている市町村もあるということでもあります。

それから、産業面でも今山江村でも取り組んでおりますけれども、農地の情報を集約するということになると、いわゆる豊臣秀吉の太閤検地ではありませんが、太閤検地は税金を取るためだったわけですが、その流通を良くするために、例えば全てのクリの土地を情報化して、その土地に何年生ものが例えば利平が何本植えてある、筑波が何本植えてある、早生の丹沢が何本植えてあるというようなことで、その何年生からどれぐらいこの畑とれるということが予想つくわけでありまして、そうなりますとその情報を細分化すれば細分化するほど、何月何日、どこの農地でどれぐらいのクリがとれるということはずいぶん、非常にこの流通にとって、また今後のクリ生産を増大させるということにとって、可視化、もう見える化しながらこう農家の方々とするということもできます。できますということですが、これは実際もう取り組んでいることでもあります。

先ほど言いましたとおり、防災面でも利用できるということでもありますし、通信性につきましても、将来ですね、通信性ができるようなことで取り組んでいくんだろう、またそういうふうには時代は変遷していくということも先んじて、そのICTの可能性、先ほど言いました人が暮らす、生きるということに対して、いかに便利になるかと、便利な暮らしができるかということについて、課題を整理して取り組んでいければと思っております。

議長（秋丸安弘君） 中竹耕一郎議員。

8番（中竹耕一郎君） 時代はどんどん進んでまいります。特にもう無人化した車も走って、実験段階も終わっている段階だと思います。既にイギリスではですね、無人のタクシーが四、五台ですかね、走っているという話もありました。そのようにICTを使った機械がどんどん出てきますので、これ否応なく出てくるわけですので、できる範囲で生活に便利な使い方をさせていただきたいと。そのような進め方をさせていただきたいなと思います。



最後になりますけど、次に第2点目、今行政の仕事はですね、新たな段階になってるんじゃないかと思います。私も携わっておりましたから、余計感じるわけですが、昭和40年、50年代はですね、まさにルーティンワークが多かったわけですが、いわゆる日常業務が多かったんですが、その後、地域経済の発展に伴いまして村おこし事業とか地域おこし事業とか、そういった事業が出てまいりました。今は地方創生になってるわけですが、しかし事業はいつも広く住民の意見を聞く、そのようなスタイルで進められてきたわけです。

今年1月に発足しました地域づくり研究所、これはですね、地域問題の解決のための調査、研究をするとか、ICTを活用するとか、情報の提供をするとか、そのような専門的な役割を持つ研究所だというふうに認識してるんですが、そこでお尋ねをしたいと思います。一方、山江村の未来塾も4月になって発足しております。この二つのものについてですね、事業がどのように進んでいるのか、今の段階で結構ですので、事業の進み具合をお尋ねしたいと思います。

議長（秋丸安弘君） 北田企画調整課長。

企画調整課長（北田愛介君） 現在の地域づくり研究所と未来塾の100人委員会の進捗状況でございます。

地域づくり研究所につきましては、平成27年度におきまして、歴史民俗資料館の資料室を活用いたしまして、研究所を開設いたしております。東京大学との共同研究の拠点として、ICT活用等を中心とした山江村情報化戦略というものを昨年策定いたしまして、本年度はその地方創生加速化交付金を活用いたしまして、その情報化の実践における調査とICTの活用による研究について実際に着手をいたしております。また、同交付金を活用いたしまして、研究所の備品とか通信環境の整備、それから村民の方々が使用できるような機器の整備ということで、タブレット等を整備いたしております。毎週金曜日には開放いたしまして、村民の方々が活用できるような体制を整えているところでございます。現在のところ9月25日に開催いたします栗まつりにおきまして、研究所のコーナーを開設する準備を進めております。これまで研究所が調査いたしました山江栗に関する調査、学術的なパンフレットをつくっておりますので、こういったものを展示しながら、研究所の役割等を説明してまいりたいというふうにも考えております。

それから、山江村未来塾100人委員会でございますけれども、昨年から開設へ向けた講演会等を開催してまいりました。本年度になりまして、地方創生の同じ加速化交付金を活用いたしまして、全体会議等開催と部会の立ち上げということで、ワークショップを9回ほど会議を開催してまいりました。現在、九つの部会が立ち上がりまして、現在は部会ごとの会議をそれぞれ開催していただいております。今

後は、部会ごとに実践的な活動を進めていかれるものというふうに考えております。

以上でございます。

議長（秋丸安弘君） 中竹耕一郎議員。

8番（中竹耕一郎君） 私たち議員もですね、その100人委員会に参加をしております、各部会それぞれ所属をしているわけですが、最終的にですね、この事業の目標とそれからスケジュール的にいつぐらいまでにどのような形をつくり上げるかと、その辺のことに具体的に何かできておればお尋ねをしたいと思います。

議長（秋丸安弘君） 北田企画調整課長。

企画調整課長（北田愛介君） 地域づくり研究所と未来塾の役割、目標でございます。まず、地域づくり研究所と未来塾につきましては、非常に密接な関係がございまして、未来塾100人委員会におきましては、村民の誰もが元気で楽しく暮らしやすい村づくりのために、村民自らが行動を起こすということ。そして自らのゆめの実現に向けて、自ら行動するというふうな村づくりを目指すというのが目的でございます。現在、先ほど申しました九つの部会、集落営農・地産地消部会、それから山江栗ブランド、観光交流部会、食の提供部会、情報発信部会、環境・防災部会、福祉部会、健康・スポーツ部会、文化・教育部会などが発足いたしております。こういう部会につきましては、それぞれに活動の内容、それから目標達成までのスパン、行程につきましてもですね、それぞれでやっていただいておりますけれども、地方創生の目的といたします2、3年のスパンではですね、その目標に向かった行動を起こしていただきながら、その目標達成に向けた成果を上げていただきたい。今年発足したばかりでございますので、2、3年程度の事業期間というふうに考えているところでございます。

議長（秋丸安弘君） 中竹耕一郎議員。

8番（中竹耕一郎君） 補助事業ではあるわけですが、財源についてはその補助事業を活用されているわけですが、大事なことはやっぱり時期的に素晴らしい委員会が立ち上がったわけですので、これが参加する人が少なくなるとか、中身が薄くなるとか、そういったことになってくると非常にこういけないわけでありまして、やっぱり村民を巻き込んで、できるだけもうみんなで作りに上げていく、それが地方創生につながっていくわけですので、その辺の配慮をぜひお願いをしたいというふうに思います。

ものごとは挑戦することから始まるわけですが、昔は石橋を叩いてから渡ったんですが、今もう叩きながら渡るといって、とにかく時間が少ないんですよということだろうというふうに思います。地方創生に向けて、お隣、相良村さんですね、い

ろんな事業を立ち上げておられますし、どこの自治体も一生懸命、必死にやっているわけでありまして。自分たちの村は自分たちで、ここに住んで良かったなと最後に言えるような、そういうふうな村を後世に引き継ぐことが大事だろうというふうに思います。方向は間違っていないと思いますので、なお一層のですね、精一杯のご奮闘をお願いし、一般質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

議長（秋丸安弘君） お諮りいたします。

ここで暫時休憩をしたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋丸安弘君） 異議なしと認めます。再開時間を３時１０分といたします。

-----  
休憩 午後３時０１分

再開 午後３時１０分  
-----

議長（秋丸安弘君） それでは、休憩前に引き続き再開いたします。

次に、１番、赤坂修議員より、１、山江村建築物耐震改修促進計画について、  
２、国営川辺川事業総合土地改良事業計画変更案についての通告が出ております。  
赤坂修議員の質問を許します。赤坂修議員。

#### 赤坂 修君の一般質問

１番（赤坂 修君） １番議員、赤坂でございます。議長より発言の許可をいただきましたので、今回、山江村建築物耐震改修促進計画についてともう１点、国営川辺川総合土地改良事業ということで通告をしておりますので、よろしく願いいたします。

６月の定例議会では、３名の方が熊本地震に関連した質問をされておりますが、山江村でも平成２５年３月に山江村建築物耐震改修促進計画が策定されております。これは、山江村の防災計画における予防計画の実施のための計画として位置付けをされておりますが、この計画について、計画年度が平成２５年度から平成２７年度、平成２８年３月３１日までとなっておりますので、山江村における耐震化の進捗状況、今後の方針等について質問いたします。

この冊子の中に、計画の必要性として、読んでみますと、平成７年１月に発生した阪神淡路大震災は、死者６，４３４人、被害を受けた家屋約６４万棟（内全壊１０万５，０００棟）という甚大な被害をもたらしました。中でも倒壊した建築物の多くが昭和５５年以前、いわゆる新耐震基準の施工以前に着工された建築物だった

ため、既存建築物の耐震診断、耐震改修を促進することを目的として、平成7年12月に建築物の耐震改修の促進に関する法律が施行されました。これを機に、道路や建築物の耐震化が推進されるようになり、国を挙げて取り組みがなされるようになりました。しかし、近年の新潟県中越地震、福岡県西方沖地震をはじめとした各地での地震の頻発を受けて、平成18年1月26日に改正法が施行され、建築物の所有者に対する耐震化の努力義務や指導等の拡充が行われています。また、国の基本方針では、住宅や多数の者が利用する一定規模以上の建築物の耐震化を目標として、耐震化率の現状を約75%から平成27年度までに90%にすることが示されています。しかしながら、費用、技術的な問題や情報不足、危機意識の低さなどによって建築物の耐震化が思うように進んでいないのが実情です。そのような中、平成23年3月には、東北地方太平洋地震が発生し、死者、行方不明者1万9,000人以上に上り、防災への意識がさらに高まりつつあります。

ということで、国の政策を基にして、耐震改修促進計画が策定されているようですが、このような背景の中、4月14日から16日にかけて熊本地震が発生し、熊日新聞に毎日載っておりますが、今朝の新聞では直接死、関連死も含めて98名が亡くなられ、負傷者2,390名、被災家屋につきましては、16万9,200棟余り、うち全半壊が3万7,400棟余りではありますが、被災をいたしました。

そこで、冒頭申し上げましたが、耐震改修促進計画の期間として平成27年度までとなっております。基準年の平成25年の耐震性がある戸建て住宅が40%、耐震性がないと思われる住宅が60%となっており、山江村の耐震化率は40%でありました。この耐震化率40%を平成28年3月31日までに80%まで向上されるということで計画をされております。戸数で見ますと、平成25年、耐震化促進計画策定時点の村内の住宅件数が1,272戸であり、そのうち耐震性がある住宅が505戸となっております。耐震化率を80%まで向上させるためには、数字だけで見ますと、あと512戸が新耐震基準を満たしている住宅に新築、または改修等を行うことが必要になります。

そこで、計画終了年であります平成28年3月31日現在で、山江村の戸建て住宅の耐震化率はどのような状況になっているのか、お伺いをいたします。

議長（秋丸安弘君） 白川建設課長。

建設課長（白川俊博君） それでは、ご質問の3月31日現在の耐震化率、耐震化の進捗状況ということでございますけれども、まず新耐震基準以降の住宅ということで、これは昭和56年6月以降に新築または改修済みの住宅でございますけれども、戸数としまして422戸となっております。それから新耐震基準以前での改修

済みの住宅が20戸、それから新耐震基準以前で、耐震性問題なしの住宅が70戸ということでございまして、耐震性のある住宅は512戸となり、耐震化率は40.3%と若干ではありますけれども、微増となっている状況でございます。

議長（秋丸安弘君） 赤坂修議員。

1番（赤坂 修君） 今、耐震化率、計画当初が40%ということで載っておりますけれども、現在の耐震化率が40.3%ということで、わずかではあります向上しておりますけれども、耐震化率向上については、それぞれに事情がありまして難しい問題だとは思いますが、この耐震化計画の3ページに、熊本県地域防災計画の震災対策指針で、球磨郡で地震が発生した場合の被害の程度が推計でされております。発生状況としては、季節は冬で夜中、ほとんどの住民が住宅にて就寝中に大規模地震、これは阪神淡路大震災と関東大震災の中間規模、マグニチュード6.9程度、また超大規模地震、阪神淡路大震災と同程度の地震規模でマグニチュード7.3程度の地震が発生した場合の被害の想定として、建物5万2,250棟のうち建物倒壊数として大規模地震で2,277棟、超大規模地震で4,723棟が倒壊し、死傷者が大規模地震で712名、超大規模地震で1,317名と、甚大な被害が推定されております。

今回の熊本地震は、14日の前震がマグニチュード6.5であり、16日の本震がマグニチュード7.3ということでありますので、この震災対策指針で想定されて大規模地震と超大規模地震が3日間のうちに起きたということになります。球磨人吉にも人吉盆地南縁断層という活断層があります。まさか熊本でと誰もが思っていた地震が発生した現在、住宅の耐震化は地震に対する防災対策として大変重要なこととなってきました。

そのような状況の中で、この耐震化促進計画は平成28年3月31日までとなっておりますので、今後継続して推進されるのか、どのように考えておられるのかお伺いをいたします。

議長（秋丸安弘君） 白川建設課長。

建設課長（白川俊博君） それでは、促進計画の今後の継続か推進かということのご質問でございますけれども、山江村建築物耐震改修促進計画につきましては、議員申されましたように、平成24年度に策定しまして、計画年度が平成27年度となっております。本来であれば、27年度末に改定すべきところでございますけれども、国・県の規定方針が今年度中に改正されると現在見込まれておりますので、その基本方針を踏まえて、本村も計画書の見直し作業を進めておりまして、今年度中に耐震促進計画を行う予定でございます。

議長（秋丸安弘君） 赤坂修議員。

1番（赤坂 修君） 引き続き計画について推進していただくということでございますけれども、平成25年から27年度までの耐震化促進計画化について、この計画の中には耐震化率の向上に向けて、いろいろな基本施策と取り組みが載っておりますが、私はこの計画に載っております取り組みについて、耐震化促進に向けての積極的なメッセージがあまり聞こえてこなかったように感じております。

耐震化率を上げていくためには、例えば個人情報とかいろいろな問題もあるかと思っておりますが、山江村が管理する家屋台帳から住宅の建築年度、構造等が把握できると思っておりますので、対象となる住宅所有者の方へ積極的な情報提供による耐震診断、改修へのいわば動機付けといたしますか、自治体としての何らかの積極的な勧誘も必要ではないかと思っております。また、住宅の耐震化と併せて促進計画にもありますように、家具の転倒防止対策も重要と考えます。

今回の熊本地震、2回目の本震で私の家は特に揺れが大きかったようで、寝室が2階なんですけど、大きなタンスは壁に固定していたんですけど、1メートル50ぐらいの整理ダンスについては固定をしていなくて頭の上のほうにあったんですけど、それが倒れまして、今現在ここでこうして一般質問できることが不思議なぐらいの状況でございました。

こういうようなことで、過去の地震に対する被害では、建物に特別な被害はないのにかかわらず、家具の転倒や散乱によって逃げ遅れ負傷した人も多く出ております。最低限の備えとして家具の固定と室内に置かれている家具類のレイアウトは大変重要なことであります。家具の固定については、実際は家具の固定をするに当たっては、大切な家具や家屋に傷が付いてしまうことで敬遠されるとか、一人暮らしの方やお年寄り二人暮らしの方などは、そういう方は転倒防止器具の選定、取り付け方法等、有効な取り付け方法ですね、わからないのではないかと思います。

そこで、家具の転倒やガラスの飛散による住宅内での被害を最小化するための取り組みとして、例えば消防団の秋の火災予防運動の折にでも、各分団に協力をいただいて、各家庭の家具類の転倒防止器具の設置状況、チラシ配布等設置の啓発、自力で器具を取り付けることが困難な世帯への手助けなど、地域の信頼も厚い消防団としての活用、そういった部分も含めてですね、実態の把握、検討をしていただければと思っておりますが、その点についてはいかがお考えでしょうか。

議長（秋丸安弘君） 豊永総務課長。

総務課長（豊永知満君） それでは、お答えいたします。

耐震化についての取り組みということで、家具転倒防止についてでありますけれども、建築物の耐震改修の促進に関する法律では、第3条第4項に国民の努力義務として、国民は建築物の地震に対する安全性を確保するとともに、その向上を図る

よう努めるものとする」とあります。自分自身で安全の確保を図るよとということ  
が規定されているところがございます。

耐震化促進の取り組みとして、家具転倒防止策を消防団活動の一つとして位置付  
け、活動できないかということでございますが、以前住宅火災警報器の設置義務が  
なされたときは、地域の消防団が警報器の販売をしたところがあるかと思ひ  
ます。家具転倒防止対策の活動としましては、家庭によって家具の大きさ、種類  
のほうが変わりますので、火災警報器のように同じ機材で対応できないのではな  
いかというふうに思われます。消防団での活動となると、防火啓発活動に併せた家具等の  
転倒防止方法についての啓発活動になるのではないかとこのように考えておりま  
す。

議長（秋丸安弘君） 赤坂修議員。

1番（赤坂 修君） ただいま答弁をいただきましたけれども、建築物の耐震改修促  
進に関する法律では、自分自身で安全の確保を図るよとと規定されているとい  
うことですが、村としてですね、今後も29年度になりますか、耐震改修促進計画を  
策定されるということですので、これまでの現状を踏まえて積極的な情報提供、啓  
発をお願いするところであります。

また、家具類の転倒防止対策については、答弁にもありましたように、火災報知  
器の設置の義務化の場合とはちょっと違っているように思ひますけれども、地震災  
害に対する危機意識の向上だと考えます。消防団におかれましてはご苦労だと思ひ  
ますけれども、家具の転倒防止対策の啓発、実態の把握ですね、秋の火災予防活動  
の折にでも実践していただければと思ひますので、よろしくお願ひいたします。

次に、耐震改修促進計画の14ページに、公共建築物の耐震化状況が記載されて  
おりますが、学校、保育所、村営住宅の耐震化はほとんどが完了してありまして、  
対象家屋193件のうち2カ所のみが耐震改修がされてないようであり、耐震化率  
は98%であります。民間建築物で、避難所となっている各地区公民館の耐震状況  
については、23カ所のうち12カ所が昭和55年以前の建物、いわゆる耐震性が  
ないと思われる住宅になり、耐震化率は47%で50%にも達していない状況であ  
ります。また、山江村地域防災計画書、これは6月に開催された山江村防災連絡会  
議の資料ですが、指定緊急避難場所として18カ所が指定されておりますが、その  
うち6カ所の公民館が昭和55年以前の建物であり、耐震性が低いと思われる建物  
になります。この地域防災計画書の中に緊急避難場所の指定についての要件とし  
て、公民館、体育館等の公共施設等を対象に、災害の影響が比較的少ない場所に管  
理者の同意を得た上で災害の危険が切迫した緊急時において緊急避難場所として指  
定する。またその基準の中に、耐震性があることとなっております。

今回の熊本地震では、家屋の倒壊により37名の方が亡くなっているようです。4月14日の余震で、住宅が倒壊しなかったということで大丈夫だと思って帰宅され、4月16日の本震で住宅が倒壊し、命を落とされた方が30名おられます。このような今までになかった想定外の地震が発生した場合、避難場所に指定されております耐震性のない公民館の場合、さらに被害は大きくなると想定されますが、この点についてはどのように考えておられるのか、見解をお願いいたします。

議長（秋丸安弘君） 豊永総務課長。

総務課長（豊永知満君） それでは、お答えいたします。

災害が発生、または発生する恐れがある場合に避難するところとして、指定緊急避難場所と指定避難所がありますが、災害基本法第49条の4と同条の7に規定をされております。

指定緊急避難場所は、災害が発生し、または発生する恐れがある場合にその危険から逃れるための避難場所と規定されており、異常現象ごとに安全性等の一定の基準を満たす場合に村長が指定すると規定されております。指定避難所は、災害の危険性があり、避難した住民を災害の危険性がなくなるまでに必要な間、滞在させ、または災害により家に戻れなくなった住民等を一時的に滞在させるための施設とされており、災害種に限らず安全性等の基準を満たす施設を村長が指定するとなっております。災害の種類によって指定できるのが指定緊急避難場所、全ての災害について指定するのが指定避難所となります。

このような規定から、指定しております6カ所の公民館につきましては、土砂警戒区域からは外れておりますので、土砂災害を想定した避難場所として指定をしているところであり、防災会議資料で指定緊急避難場所の説明をしているところでございます。

今後、どのように考えていくかということですが、あらゆる災害に対応できるよう、指定避難場所、指定避難所、地域の避難場所として耐震基準を満たす改築、耐震診断による改修を地域にお願いしていきたいというふうに考えております。

議長（秋丸安弘君） 赤坂修議員。

1番（赤坂 修君） 今、答弁を伺っておりますと、災害の種類によって指定できるのが指定緊急避難場所、全ての災害について指定するのが指定避難所ということですが、災害の種類によって指定する指定緊急避難場所17カ所のうち、昭和55年以前の建物、いわゆる耐震性がないと思われる6カ所の公民館については、答弁によりますと、地震発災の場合には避難所に指定しないので問題はないというふうに受け止めるわけですが、しかし、防災計画書の中に指定緊急避難場所の指定基準



に、耐震性があることと規定されておりますので、対応方、今後よろしくお願ひしたいと思ひます。

個人住宅の場合の耐震化が進まないことについての原因といひますが、要因は、住宅所有者の高齡化や後継者の方が就職等で家を出ておられるためにですね、新築や改修が進まないこと、新築や改修に必要な工事費等の経済的な問題など、耐震化の促進に当たっての大きな阻害要因はいろいろあるかと思ひますけれども、国としても耐震対策緊急促進事業として、昭和56年5月以前の戸建て住宅の耐震化診断と耐震改修の補助金について、地方と連携して耐震化診断が国、経費の3分の1、地方3分の1、耐震改修、国、工事費の11.5%、地方11.5%で、補助限度額として82万2,000円の補助があるようであります。球磨人吉では、この地方部分の補助として、人吉市が耐震診断と耐震改修、あさぎり町と多良木町が耐震診断に対して国の補助金に上乗せする助成金制度を設けておられるようであります。また、8月22日のニュースで、タイトルが「耐震補強補助金30万円上乗せ増額へ」ということで、記事が載っておりました。これは読んでみますと、国交省は古い住宅の耐震改修工事を行った人への補助金を増額する方針を決め、今年度の第2次補正予算に盛り込むことで調整に入った。昭和56年以前の古い耐震基準で建てられた耐震性が十分でない住宅は約900万戸、全体の17%に上っていて、耐震改修の工事を促すため、国と自治体が工事を行った人に費用の20%を補助しておられます。これについては、今言ひましたように地方部分の11.5%の上乗せについては、人吉市が助成金制度を設けておられるようであります。

しかし、熊本地震で激しい揺れを観測した熊本県益城町で古い耐震基準の木造住宅に被害が目立ち、耐震化の加速が改めて課題になったことから、国交省は費用の補助を最大で、1戸当たり30万円上乗せする方針を決めた。耐震改修の工事には数十万円から数百万円の費用がかかるが、例えば200万円の工事を行った場合、従来からの46万円の補助に最大で30万円が加算され、約3分の1が補助金で賄われることになる。国交省は、上乗せに必要な費用を近くまとめる政府の今年度の第2次補正予算案に盛り込むことで、財務省などと調整に入った。補助金の加算は再来年の3月末までに行う工事を対象とする方針で、国交省は9年後の平成37年には、耐震性が十分でない住宅を国内からほぼなくすことを目標にしているということ載っておられます。この記事については、熊日新聞でも8月23日の朝刊に載っておりました。

そこで、人吉球磨におきましても活断層として、湯前から人吉市大畑町に至る約22キロの人吉盆地南縁断層が存在し、今後30年の間にマグニチュード7.1の地震が発生する確率が高いと予測されておられます。災害に対する基本的な考え方

は、自分の身は自分で守るということだと思いますが、村民の生命、財産を守ること、安心・安全な村づくりは重要な政策課題だと考えます。国の耐震対策緊急促進事業の補助金を30万円増額するという事で、耐震化の向上については重要課題として位置付けをされているようであります。住宅の耐震化は、地震に対する予防的な防災対策として重要であり、山江村としても平成27年度の事務報告によりますと、リフォーム事業助成金を申請された方が9名おられます。

そこで、リフォーム、またはバリアフリーですね、それを兼ねて住宅の耐震化を図っていただくということで、その支援として今、国も力を入れております耐震診断、耐震改修に対する地方部分の補助金制度の制定の考えはないか、執行部としてはどのように考えておられるのか。

また、公民館についても、日頃の地域住民のコミュニティ活動の拠点であり、非常時の備品、非常食等の保管もされており、防災の拠点であります。現在公民館の新築、改修については、工事費の50%の補助制度がありますが、所得の上がない中、高齢化が進み、特に戸数が少ない地区においては50%は地区負担となり、各家庭の負担金額も多額になり、耐震化が進まない要因になっているのではないかと考えます。

村当局におかれましては、今までの補助率で公民館の建設をされた地区との兼ね合いもあると思いますが、補助率を引き上げることによって防災拠点であり、避難場所でもある公民館の耐震化を促進する考えはないか、併せて伺いをいたします。

議長（秋丸安弘君） 白川建設課長。

建設課長（白川俊博君） それでは、まず国の耐震対策緊急促進事業についてですが、内容としましては、地方公共団体に補助制度が整備されておらず、国が単独で直接的に補助する場合と地方公共団体に補助制度が整備されており、国と合わせて補助する場合があります。

建築物の所有者である民間業者が実施する耐震改修に対し、国が事業に要する費用の一部を助成するものでございます。その補助要件としましては、先ほどから出ておりますけれども、昭和56年5月31日以前に着工した建築物、それから対象建築物が病院などの不特定多数の者が利用する建築物、それと老人ホーム等の避難弱者が利用する建築物などが対象となっております。

つきましては、個人住宅への補助制度の制定としまして、本村としましては国の事業を参考にしながら、山江村建築物耐震改修促進計画によりまして、耐震化を進めるとしておりますので、国・県が進める耐震化計画に併せた社会資本整備総合交付金事業を取り入れながら耐震診断及び耐震改修事業の補助制度の要項等を制定し

まして、平成29年度から進めたいと考えているところでございます。

議長（秋丸安弘君） 蕨野教育課長。

教育課長（蕨野昭憲君） それでは、お答えいたします。

本村の公民館建設に対する補助につきましては、建設または改修後15年を経過したものを対象とし、先ほど言われましたとおり、新築、改修等に要した経費の2分の1以内で300万円を上限として補助金を交付しております。

この補助金につきましては、要項に基づき交付をしておりますが、制定してから20年ほど経過をしておりますので、現在の社会情勢に即した内容に見直す必要があると考えているところでございます。

現在の交付金の交付対象に加えまして、地震対策としまして、公民館の安全性を評価するための耐震診断に要する経費の補助、その結果を受けまして安全な構造となるための耐震改修に要する経費の補助を加える必要があると考えているところでございます。そのほかにも高齢者などの社会参加の促進を図るためのバリアフリー改修に要する経費、それからエネルギー推進を図るための太陽光発電システム設置に要する経費、それから消費電力の削減を図るためのLED照明器具設置に要する経費、それから住民が避難など行った場合、快適に過ごすためのエアコン設置の補助などが考えられるかと思っておりますので、それぞれの補助率や限度額などもございますが、財政状況等も考慮しまして総合的に判断し、本村に適合した補助金交付要項を検討したいというふうに考えております。

議長（秋丸安弘君） 赤坂修議員。

1番（赤坂 修君） 個人戸建て住宅については、29年度から実施をしていただけるということで、また公民館についてもですね、それぞれ教育委員会のほうでご検討いただいているということでありありがとうございます。よろしくお願ひしたいと思ひます。

熊本地震も発生してから5カ月になりますが、8月31日には震度5弱の大きな地震が発生し、いまだに余震が続いております。災害はいつ起きるかわかりません。特に地震に対する余地は難しいと言われております。熊本地震をはじめ過去の防災を教訓として災害に強い村づくり、安心・安全な山江村の実現に向けて、この促進計画の中にもですね、基本施策として耐震診断や耐震改修に対する補助を実施しますと掲げてありますので、戸建て住宅や公民館の耐震化の向上を図る上ですね、早期に実現できますように要望いたしまして、耐震化計画についての質問を終わりたいと思ひます。

次に、本定例会にも議案第46号、国営川辺川土地改良事業建設事業費の負担区分についてとして提案されておりますが、7月の全員協議会の折に九州農政局、

県、村当局により説明がありました国営川辺川総合土地改良事業計画変更案に基づきまして質問いたします。

計画変更案の冊子の中に、計画変更等の必要性ということで、国営川辺川総合土地改良事業は、球磨川北部、人吉市、錦町、あさぎり町、多良木町、相良村、山江村の農地等3,110ヘクタールを対象に川辺川ダムを水源とした農業水利施設を整備するとともに併せて農地造成及び区画整理を行うこととして、昭和58年度に着手した。これまで本事業の計画変更や新利水計画などに対していろいろな意見があった中で、地域の合意形成を図るべく最善の策を模索し、協議を重ねてきたが合意に至らず、地域の一体的な農業水利施設の整備は困難になった。このため、平成25年8月の行政連絡会議、国、県、6市町村長において、事業の終息に向けた取り組みを進めることが確認され、1、農業用排水事業の廃止、2、農地造成事業及び各整理事業は計画変更し、事業を完了することとなったとあり、造成農地への水の手当としては、既に設置されている暫定水源、井戸、ポンプ等に替え、現在使われている水量と同程度の水量が得られる水源を新たに整備するとあります。

そこで、計画変更案についての概要、事業費の負担割合、受益農家の事業費負担額、維持管理費に対する援助等について、どのようになるのかお尋ねをいたします。

議長（秋丸安弘君） 平山産業振興課長。

産業振興課長（平山辰也君） それでは、お答えいたします。

今回の川辺川総合土地改良事業の計画変更の概要は、先ほど議員が申された経緯ですけれども、一番大きく変わりましたのは、農家、いわゆる受益者負担率が変更となったということであります。

この事業に対しましては、大きく三つに分けられまして、農業用排水事業、いわゆる灌排事業ということと、それと農地造成事業、それと区画整理事業ということとあります。農業用の排水事業は、計画変更が前回もされておりますけれども、平成6年には国が60%、事業費の負担割合がですね、国が60%、県が28%、地元が12%ということでありました。それが今回の変更計画で、この農業用排水事業は国と県で負担しますよということとあります。従いまして、地元負担はなしとすることというものであります。農地造成につきましては、平成6年には国が75%、県が17.5%、市町村が5.4%、農家負担が2.1%ということとありましたが、今回の計画変更によりまして、国が75%、県が17.5%、市町村が6%、農家負担が1.5%に変更されたということとあります。そして区画整理につきましては、平成6年の計画変更時には、国が41.1%、県が30%、市町村が23.9%、農家負担が5%ということとありましたが、今回の変更で国が

44.3%、県が30%、市町村が22.1%、農家負担が3.6%に変更となったということであります。

金額にしますと、平成6年の最初の計画変更時には、農家の負担がですね、今回は灌排事業は今回の計画では地元負担はありませんので、農地造成事業につきましては、平成6年には1反当たり年間約1万6,000円が平成6年度に設定されたということでもありますけれども、今回の計画変更で約6,000円になったということでもあります。それから、区画整理につきましては、平成6年には約1万4,000円だったのが、今回の計画変更で約5,000円になったということでもあります。今回の計画変更によりまして農家負担の割合が大幅に軽減されたということでもあります。

それと維持管理費ということでもあります。いわゆる今暫定水源ですけれども、これを今回の計画変更で暫定水源を本水源に替えまして、それに対します維持管理費、いわゆるポンプの電気代ということでもありますけれども、これは1反当たり2,000円を農家負担を限度にですね、2,000円を超えた分を市町村が3分の2を助成するということでもあります。3分の2の上限4,000円までは市町村が助成するというふうなことが計画変更の概要でございます。

議長（秋丸安弘君） 赤坂修議員。

1番（赤坂 修君） ただいま詳しく説明をいただきましたけれども、農地造成については地元負担が1.5%で反当たり6,000円、次に区画整理事業につきましては、地元負担といえますか受益者負担ですね、これが3.6%で反当たり5,000円ということもございますけれども、10アール当たりの工事費ということも質問しておりますけれども、これは割愛させていただいて、国営事業の事業工期としては、変更計画確定後、新たな水の手当に係る施設整備期間として4年間程度を見込んでいますとありますが、現時点で償還ですね、この6,000円と5,000円、この償還が始まるのは、一応何年度からと予定されているのか、具体的にわかればですね、その年度をお知らせ願えればと思います。

議長（秋丸安弘君） 平山産業振興課長。

産業振興課長（平山辰也君） 施設整備の4年間の限度期間を想定してるということでございます。

これは施設整備といえますのは、本水源の確保ということが主なことでありまして、今からいろいろなことが同意とかですね、いろいろなことがありますけれども、順調にいきまして4年間をそれから想定してます。これが平成33年度を目処に施設整備は終了したいというふうに考えております。従いまして、施設整備が終わった翌年度の34年度から償還が始まるということでございます。あくまで、順

調に事業が進んだという仮定であります。

議長（秋丸安弘君） 赤坂修議員。

1番（赤坂 修君） この変更案については、今から農家説明、同意取得というふう  
にですね、難関が控えておりますので、今の時点では農家が実際の償還、あるいは  
維持費の負担をしますと、平成34年度からということで説明を貰いまし  
た。

今、詳しく負担額については説明をいただいたんですけども、農家の維持管理  
費として電気料金及び機場管理費とありますが、説明をいただきました計画変更案  
の5ページ、山江村の維持管理費、年額支援額として俣石から永シ切、各団地の維  
持管理費が試算されております。永シ切団地、10アール当たり8,850円と一  
番高いのは電気料、いわゆる維持管理費となっておりますが、どういう作物をつく  
っておられるのか。また、今の説明をいただきました電気料について、10アール  
当たり年額2,000円を超える部分に対しては、村から支援するということが  
ありますが、この2,000円という金額は既設導水路活用案、この案を出された計画時の  
余った水を水田に補給するという補給水田というのがありましたけれども、  
これについては反当たり450円、畑については反当たり2,000円を提示され  
ておりましたので、その金額に合わせて支援していただくということだと思いま  
すが、永シ切団地の場合の10アール当たり電気料、維持費ですね、年8,850円  
となっておりますが、この場合の農家負担額といいますか、支援額についてはどの  
ようになるのか、再度お伺いをいたします。

議長（秋丸安弘君） 平山産業振興課長。

産業振興課長（平山辰也君） 永シ切団地の作物電気代の推定量の作物ということ  
であります。

これは今法人が所有されております土地でありまして、ここは育苗施設の今現在  
使われております水量を1年間使用した場合の電気代の試算をしております。反当  
たり2,000円を超える部分につきましては、村が4,000円を上限に3分の2  
助成するということですので、団地全体では約5万6,000円になると思  
います。使用料が電気代が5万6,000円になるというふうを考えております。

あそこはあくまでも個人ではなくて法人の土地ですね。団地全体では約5万  
6,000円ということでございます。

議長（秋丸安弘君） 赤坂修議員。

1番（赤坂 修君） 今、JAが所有している育苗施設に対しての試算ということ  
でございますけれども、2,000円を超える部分については4,000円を上限に3  
分の2を助成するということがありますが、ちょっとわかりづらいんですけど、法人の場

合に対して上限4,000円という基準があるということですかね。

この5ページの維持管理費年間支援額の表では、永シ切団地の維持管理費、10アール当たり8,850円で2,000円を超える部分6,650円×1.4ヘクタールで、村支援額が9万6,000円となっておりますので、2,000円を超える部分は全額補助されるということで受け止めていたわけですが、この辺についてもう一度確認をしたいと思っておりますけど、よろしくお願いたします。

議長（秋丸安弘君） 平山産業振興課長。

産業振興課長（平山辰也君） 年間維持管理費ということで、反当たり8,850円ということでありまして。この表では市町村の支援額が9万6,000円ということでありまして。これは全額補助した場合が9万6,000円でありまして、上限4,000円で3分の2助成がなしで、2,000円を超えた場合、全額補助した場合が村の支援額が9万6,000円というこの表であります。

従いまして、現在会議におきまして2,000円を超えた部分の3分の2を助成して上限を4,000円、2,000円を超えた部分の4,000円、いわゆる6,000円までが上限とするということになっておりますので、1年間を通してみますと5万6,000円の村の助成額となるということでございます。

議長（秋丸安弘君） 赤坂修議員。

1番（赤坂 修君） ちょっとわかりづらかったんですけども、次に移ります。

次に、施設の維持管理者ということで、川辺川総合土地改良区とありますが、この土地改良区になりますと、土地改良法に基づく法人となりますと、定款を制定し、規約もつくられ、役員として理事、監事を置くことになるかと思っております。また、維持管理費や賦課金の徴収等の事務も出てくるということで、職員の配置等経常的な経費が出てくるのではないかと考えるところですが、今までは関係6市町村からの拠出金といいますが、それで賄われてきたと思っておりますが、事業完了後、川辺川総合土地改良区で管理していくとなりますと、説明がありましたように、償還金、維持管理費農家に新たな経常的な経費、この冊子の中にも土地改良区運営費という文言が出てきますが、この運営費の負担額の試算はされているのか、されているのであれば金額を示していただければと思っておりますけれども。

議長（秋丸安弘君） 平山産業振興課長。

産業振興課長（平山辰也君） 土地改良運営費の試算ということでありまして、運営費は土地改良区で決定されるものでありますので、試算はしておりません。今後、川辺川土地改良区で検討される予定であります。

議長（秋丸安弘君） 赤坂修議員。

1番（赤坂 修君） 今まで説明をいただきましたように、償還額、維持管理費につ

いては、概算金額が提示されておりますが、この土地改良区運営費については、まだ試算をされていないということで、現在での説明段階ですね、その点での農家負担額については未定ということではありますが、農地造成については年償還額が6,000円、区画整理については年5,000円、また維持管理費についても説明をいただきましたが、大変安くしていただきましたけれども、今後の課題といたしましては費用負担の問題だと考えます。

川辺川利水事業は1966年、50年前になりますが、旧建設省より川辺川に治水を目的としたダムの建設計画が発表され、1968年、利水を含めた多目的ダムとしての計画の変更があった時点から現在に至っておりますが、その後、利水事業については利水事業をめぐる同意取得の不備等による国の利水訴訟敗訴、その後また川辺川ダムに水源を依存していない案での既設導水路活用案ですかね、この案も計画されましたけれども、事業再開を目指していましたが、川辺川の水利権者の同意が得られずに既設導水路活用案も断念することになり、川辺川ダムの建設中止となるなど現在に至っております。

このような計画の中、当初より利水事業に同意していた農家は、国の政策、川辺川利水訴訟問題等に翻弄されてきたと私は思っております。さらにまた国営ということで、今現在思えば農家不在での計画ではなかったのかと思うところであります。農地造成、区画整理事業は、計画が発表された段階での営農計画については、多様な作物の導入と団地化ということで計画され、施設園芸や果樹などの収益性の高い農業の推進ということで、造成、区画整理がされております。そのため農地については、果樹栽培に適するよう勾配が付けてあったり、各圃場で平坦でも表土が薄かったり水はけが悪かったり、私も受益者の一人でございますけれども、農地造成、区画整理について満足をされている方は少ないのではないかと考えております。当初計画時、川辺川から安くて安定した水を農家に届けるという説明を受けて同意をされた方や今の農業情勢を考えると、川辺川からの水が来なくなった現在、負担金の支払いについては疑問を持っておられる方もおられるのではないかと私は考えております。昭和58年当初計画から33年ですか、経過しておりますが、長年にわたる減反政策、受益農家の高齢化、後継者不在、自由化等による農産物価格の低迷、TPPと農業に対する先行き不安に対する現在、今回の計画変更案では、平成6年、計画変更時、農地造成事業10アール当たりの農家負担額が年額1万6,000円でありましたけれども、それをまた今度の変更案では6,000円と、国、県、市町村の補助により大幅に減額をしていただきましたが、このような状況の中で受益農家の3分の2以上の同意を得る、ハードルが少し高いのではないかと私は考えるところですが、この点について村長はいかがお考えでしょうか。



また、仮にですね、球磨人吉の受益者の3分の2の同意が得られなかった場合は、今後どのような状況になるのかお考えを聞かせていただければと思います。

議長（秋丸安弘君） 村長。

村長（内山慶治君） それじゃお答えいたします。

川辺川土地改良事業はですね、これは川辺川ダム反対の道具として使われてきたという感がいたしております。その件については後でちょっと触れさせていただきますけれども、今、本当に水がある農業ができていたらずいぶん山江の農業のあり方は違っているんだろうなという気がいたして、早く水が来ていたら変わっているんだろうという気がいたしております。

この事業は昭和58年に事業着手しましたので、もう既に33年経過したということであります。農家に示しました計画で転換が大きく4点ありました。昭和58年が事業着手であります。それから平成6年が計画を変更した。3,110ヘクタールが2,820ヘクタールになった。計画変更したということであります。その後、平成18年の5月は既設導水路活用案、要するにダムからの水でない野々脇からチッソが取っております導水路を活用して農地に配ると、ウルトラCの事業が出てきたわけですが、それが第3点。そして今回の計画変更といわれる国営の廃止であります。

一番この事業が止まったというのは、変更計画を平成6年にしたということでありますけれども、それが平成8年に熊本地裁に865人がこの事業は3分の2以上の同意はないんじゃないかと、計画決定は違法であるというような提訴をしたということでありまして、第一審判決では、これは平成12年でありました。これは原告の訴えを棄却したということでありましたけれども、さらに原告団760人、人間は120ほど減っておりますが、福岡高裁に控訴をいたしました。それを受けて、実は私平成14年から平成21年まで村長しております。後半ではこの川辺川土地改良区の組合長もさせてもらったということで、本当に激動の時代をですね、この川辺川の事業とともに暮らしておりますけれども、その平成15年5月には、その変更計画について福岡高裁の判決で違法判決が出たということですね。その内容については、農業用排水事業、灌排については3分の2以上の同意が40何票が足らなかったということです。それと区画整理事業もその同意の数が四十何票足らなかった。ただし農地造成事業については、これは合法ですという判決結果が出たんですね。で、その40何人かが足らなかったと言いますけれども、不明票がですね、不明な農家の方々が190人近くおられた。どちらかその190人の不明の方々を40何人しっかり確認をしていたらですね、この事業は進んでいたということになります。

ただ、赤坂議員が農家不在とおっしゃいましたけれども、このいわゆる3分の2の同意の数が足りなかったということで農家不在という言われ方をしているというようにありますし、これで最高裁に控訴しようとしたんですけれども、数はどうしようもないということでありますので、違う計画を計画変更が求められたということでもあります。

それを受けて、じゃあどういう計画にするかということでもありますけれども、要するにダムからの水を取らずに、先ほど言いました野々脇からチッソの導水路を活用して農地に配るという既設導水路活用案が18年の5月に出てきたということでもあります。これは県庁で午後8時から午前2時ぐらいまで続きました事前協議を十数回繰り返してきました。どういう案でこの利水事業を持っていくかということがありましたけれども、その中で県が提案しました取水施設を替える案とかいろいろ出ましたけれども、農水案である既設導水路活用案に一回は裁定されて、これでいきますというようなことで事業は進んできたわけでもあります。ただし、事業を推進するに当たって、これは農家説明会を何度も何度も繰り返し私も相良にまで出かけて行きながらその説明会に入り、この推進に当たってきたところでありました。ほとんどの農家の方々の同意を得ながらということで、この事業は進むかに見えたんですけれども、下流域のですね、水利権の同意が必要だったわけですね。野々脇から水を取るということに対して、下流水利権者の同意が要った。その同意が要ったのが西溝水路係と飛行場水路係と人吉市の土地改良区だった。もちろん早々と人吉の土地改良区は同意をされました。従いまして、飛行場水路係と西溝水路係の同意が得られたら、この事業は既設導水路活用案で計画変更の手続きが進んだということでもあります。

ただ、その西溝と飛行場水路係、要するに相良の飛行場水路、相良の西溝の土地改良区が反対をしたということで、一旦ですね、それじゃあ西溝と飛行場水路を抜きますと、で計画をつくるからこれに同意してくれというようなアクションをかけたならば、これについても事業はつくるなと、飛行場水路はつくるなと、西溝水路の今回の事業では要らんと言いながら、じゃあ今回の事業で抜きますと言っても、また反対されたんですね。というようなある意味では、相良村に翻弄されてきたということでもあります。

それを実は平成22年の2月にこの2地域を本事業から除外する方針を表明しまして、6市町村長会で相良村土地改良区に照会しましたところ、相良村土地改良区が22年の1月には同意しない。もうどうしていいかわからないような事業になってしまったということでもあります。

その後、この国営はもう動かないということでもありますので、もちろん国営の網

が被さっている以上はですね、県営事業も団体営農事業も、いろんな事業が営農の事業がですね、この国営が被さっている土地ではできないということでもありますから、一旦この国営を終わらせようという手続が今始まっているということでもあります。

もちろん今日は赤坂議員の質問の中に答える形ではありますが、その今日の議会をご覧になっておられます農家の方々にもちょっとお伝えしたいと思います。が、実は当初その返還についてはですね、農地造成事業は年間4万4,000円返せでした。それが1万6,000円に減りました。既設導水路で1万1,000円にこれ4分の1に減りました。今回はまた半分の6,000円に減ってます。年間です。区画整理事業は4万1,000円要りました、返還がですね。それが諸々の繰り返しをしながら今回5,000円になったと、年間5,000円になったということでもあります。工事費はじゃあ幾らぐらいかかっているかということでもありますけれども、今回の変更は農家の方々の負担は1.5%と3.6%でありますから、6,000円に1.5%を割りますと、平均すると480万円です。実は土地改良事業、あそこの工事は480万円かかっているということに対する1.5%です。ただし、今ずいぶんへこんでいるのは、国のガイドラインが要するに農業用灌排事業は農家負担も自治体の負担も要りませんので、吸い込んでくれた、解釈の中ですね。その中でドーンと減ったということでもあります。

山江村は押し並べて平均が480万円でありますから、600万円から700万円ぐらいかかっているというようなことを言われておりますけれども、要するに錦もあの平坦地も含めてのその造成の負担でありますから、そのようになったということでもあります。と同時に今回は山江村の負担もですね、当初平成6年の計画変更時には5億4,800万円の市町村負担がございました。それを今回1億6,600万円、ちょうどうちの川辺川の基金が1億6,000万円ぐらいありますので、その基金の中で収まる程度の落ちてきたということもございます。

今後営農をどう進めるかということがやっぱり何と言っても重要なことでもありますけれども、それをどう推進していくのかということについては、また今後一生懸命国・県に訴えながら、今回の陳情でもですね、要望事項でも私も議員の皆さん方と一緒に国に言ってそのように要望したつもりでありますけれども、そして5,000円、6,000円という数字は、非常に今後の農業の推進として現在万江地区で起きております農業生産法人も立ち上がっておりますし、そのような方向の中での農地の管理をしていくということになりますと、実際5,000円、6,000円で農地を貸してもらっているというようなところもありますので、5、6千円以上収入が上がる事業を実施していくということが寛容かと思えます。ただし、農地造

成、区画整理は山江のほとんど土地は空いていないという状況でありますので、そういうことも勘案しながら、今の農家の方々の営農の情報提供をやりながら、この事業を何としてもですね、このチャンスといいますが、ずいぶん遅くなりましたので完結させていきたいと思えます。ただ、国のほうは3分の2以上の同意が取れなかった場合は想定してない。取れるまでやって終わらせたいということをして市町村長も望んでいるところでありますし、農家の方々のご理解をぜひお願いしながら、また新しい農業のあり方について、推進をしていければと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

時間がちょっと過ぎましたけれども、よろしくお願ひします。

議長（秋丸安弘君） 赤坂修議員。

1番（赤坂 修君） ありがとうございます。ちょっと時間が来てしまいましたけれども、今質問の中で維持管理費についてはまだ運営費ですか、算定されていないということで、今回の10月頃から説明会を始めるということになっておりますので、その改良区の運営費についてもですね、概算でもいいですので、償還が始まってからこうなったではなくですね、最初に受益農家が幾ら負担するのかというのをある程度提示をしていただいて、親切、丁寧な説明をお願いしたいと思います。

また、村長には中山間地についてもちょっとお伺いをしたかったわけですがけれども、時間がきましたので、今回、川辺川土地改良事業連絡協議会会長の松本多良木町長もですね、

議長（秋丸安弘君） 赤坂議員、時間が過ぎてます。

1番（赤坂 修君） はい。今後、農家負担が少なくなるように検討していきたいと述べられておりますので、更なる受益農家の負担軽減に努めていただきますようお願いいたします。一般質問を終わります。ありがとうございます。

議長（秋丸安弘君） お諮りいたします。

ここで暫時休憩をしたいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋丸安弘君） 異議なしと認めます。再開時刻を4時25分といたします。

- - - - -  
休憩 午後4時14分  
再開 午後4時25分  
- - - - -

議長（秋丸安弘君） それでは、休憩前に引き続き再開いたします。

ここで宣告いたします。山江村議会会議規則第8条第1項の規定により、会議時間が午後5時までとなっておりますが、本日は時間を延長して一般質問を続けたい

と思います。

それでは、次に、5番、立道徹議員より、1、総合公園について、2、公共工事について、3、万江川流域における農業用水についての通告が出ております。

立道徹議員の質問を許します。立道徹議員。

#### 立道 徹君の一般質問

5番（立道 徹君） それでは、議長のお許しをいただきましたので、5番議員、立道が通告書に従いまして、一般質問をさせていただきます。

質問の前に、昨年は台風によりクリ等の生産低下、また県道坂本人吉線の白岳地区では法面崩壊と、この山江村には大きな被害がありました。本年は何とか台風が逸れ、今のところは災害がない状況であります。台風16号の動きには十分注意する必要があるようでございます。何とかですね、この山江村、また各地方において災害が被害がないようにお祈りいたします。

それでは、質問ですが、総合公園の計画、構想について、横谷議委員との質問が重なるところは割愛させていただきます。

村長の施政方針の一つであります総合公園建設、この総合公園について、村民の間でもいろいろな意見や考えが飛び回っております。その中でアンケート調査が行われましたが、この調査は総合公園をつくることを前提にした内容でございました。そのアンケート調査の結果と、そして委員会が動き始めておりますので、どのような検討がなされているか、お尋ねいたします。

議長（秋丸安弘君） 北田企画調整課長。

企画調整課長（北田愛介君） 総合公園の整備についての検討委員会の状況を述べさせていただきます。

今回の総合公園の建設に際しましては、まだゼロの状態から出発をいたしております。山江村総合公園検討委員会を設置いたしまして検討いただいておりますけれども、委員会は教育関係、子育て世代、スポーツ推進委員、NPO、区長会代表、それから専門家として県立大学の客員教授で公園財団理事長をされている方などを構成員といたしております。これまで3回の委員会を開催してございましたけれども、委員会では村民の多くの方々の意見を聞くべきというふうな動きがございました。先ほど申されましたように、7月に1カ月をかけてアンケート調査を実施いたしております。まず、公園の委員会の方では、第1回目におきましては、公園のあり方について、どういうものを村民の方が望まれているということで、委員さん方のお考えをですね、意見交換という形で、ゼロから話し合っております。

す。

その中ではいろいろな御意見がございました。やはり子育て世代の方々には身近に公園がほしいと。スポーツをされる方は運動公園、競技場などもほしいと、いろいろなご意見がございました。第2回目はそういったご意見をまとめながらですね、方向性というものを協議いただいております。内容につきましては、公園の全体計画に対する検討、それから維持管理費に対する検討、他地域ですね、よその事例なども勉強する必要があるということで、県内外の公園の事例を検討いたしております。

それから、既存の公園につきましては、アクセス制に対する検討、公園に導入する施設など、どういうものを入れるのかと。こういったことをいろいろとご検討いただいております。

委員さん方から出ましたのは、先ほど申しましたように村民の方々の多くの議論の中でやっぱり進めていったほうがいいんじゃないかということで、アンケートを実施しております。アンケートの結果は、現在概要でまとめておりますけれども、第3回目におきましては、そのアンケート調査を基にその結果を分析しながら公園の方向性について協議をいただいております。

この委員会の内容につきましては、村民の方々にお伝えするために、ニュースレターという形で、全戸へ配布いたしております。

やはりこういう大きなプロジェクトは、密室で決定するんじゃなくて、その制作の決定過程をですね、可視化する必要があるというふうに考えておまして、今回のアンケート結果につきましても現在取りまとめておりますので、今月中にはニュースレターという形で、今回のアンケートの結果を公表したいというふうに考えております。村民のアンケートをですね、委員さん方も尊重する必要があるということで申されておまして、総合公園というのが先ほど定義をちょっとお話しされましたけれども、ああいう総合公園の考え方と委員さんからはやはり山江村全体を総合公園として捉えたほうがいいんじゃないかというふうなご意見もいただいております。

それから、昔の公園のつくり方というのは、行政のほうで総合公園、若い人から子どもから高齢者までが憩える公園、スポーツができる公園、遊具を備えた公園、5ヘクタールから10ヘクタールというふうな定義があるということでございますけれども、それにとらわれずにやっていこうという動きがやはりあるようでございます。今回委員に入っていらっしゃる公園財団の理事長のほうにお伺いしますと、やはり昔のような行政主導の公園は今ではもうダメだと。きちんと維持管理を考えたところまで公園は検討すべきというふうな提言もいただいておりますし、山江村の

既存の公園と山江村に大きな丸岡公園と地域にある公園、それと現在は山江まるごと公園かというような提案も出ておりました、八女の田園風景、繋留の風景、丸岡公園の花と眺望の丸岡というふうなものをフットパスを今進めておりますけれども、そういったものと結び付けながら総合公園化していくというふうなご意見が出ております。

このフットパスにつきましては、参加料等を取りますので、こういったものの収入の中から、公園の維持管理費に当てる方法も必要であるというふうな意見も出ております。現在、まだまだ方向性は固まっておりますけれども、現在そういうような状況で公園の計画が進んでいるわけございまして、今後の検討委員会の内容につきましても、ニュースレターという形で村民の方々にお伝えしながら、村民の方々のご意見も取り入れて議論を広めてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

議長（秋丸安弘君） 立道徹議員。

5番（立道 徹君） 我々もですね、いろいろ運動公園等は視察にまいっております。特に一番心配されるのがやっぱり維持管理、これが一番だと思います。

本村の過疎地域自立促進計画には、自主財源に乏しい本村の財政は、地方交付税、国・県の依存財源がほとんどであり、国の三位一体改革による国庫補助金のカットや地方交付税の大幅な減額の際には、基金の取り崩しや起債借り入れ、事業の縮小等を行いながら財政運営に努めてきたところであると。国の財政事情を鑑みれば今後も地方交付税や補助金等の依存財源が減額される可能性があり、厳しい財政運営を強いられることは必死であると。脆弱な財政基盤の改善を図るため、自主財源の確保に努め、各種事業の精査、コスト削減等を推し進めながら、行財政のスリム化を図る必要があると述べてあります。

先ほどですね、横谷議員の質問の答弁の中で、行政としては総合公園に対しては白紙の状態であると、村民、委員会にお任せ、つまり丸投げをしているということで、委員会の中には行政の方も参加されると思っておりますけど、村民がですね、納得する方法で精査し、村民だけじゃなくてやっぱり行政のアドバイスも必要だと思いますので、一緒に検討していくべきじゃないかとこれは村長にお伺いします。

議長（秋丸安弘君） 村長。

村長（内山慶治君） おっしゃるとおりでありまして、行政がかかわりながら、事務局等おりながら、各委員の皆さん方に、村民の委員の皆さん方にいろんなことを考えてもらっているということでございます。

議長（秋丸安弘君） 立道徹議員。

5番（立道 徹君） プロジェクトも大変なことで、委員会の皆様方も大変ご苦労さ

れると思いますけど、村民がですね、納得いくような公園をつくっていただければと思います。

次の質問に移ります。公共工事についてでございますけど、本年度梅雨に発生した災害についてですが、まず村道柚木川内向鶴線の法面ですが、復旧工事、また現在どのような進捗状況かお尋ねいたします。

議長（秋丸安弘君） 白川建設課長。

建設課長（白川俊博君） まず現在の状況ですけれども、村道等につきましては、災害発生した後にですね、建設課としては道路管理者として通行止めという措置をとっている状況でございます。

議長（秋丸安弘君） 立道徹議員。

5番（立道 徹君） 柚木川内向鶴線の法面ですけど、これは県のほうに要望されているんですかね。

議長（秋丸安弘君） 平山産業振興課長。

産業振興課長（平山辰也君） 7月に発生しました村道柚木川内向鶴線の法面崩壊ということであります。

これはですね、県のほうへ早急に災害報告を行いまして、振興局の治山班と現地調査を実施したところであります。結果的には集落が孤立等もしてないということでもあります。そしてほかに迂回路の道路もあるため、現在のところ緊急性はないということで、早急の復旧工事は今回は見送られたというところであります。

現在、危険防止のため通行止めを行っております。ほかに迂回路はありますけれども、地域にとりましては、大変重要な生活道路でありますので、今年度の工事は難しいというふうには思われますが、来年度実施できますよう重ねて要望をしていきたいと思います。

以上でございます。

議長（秋丸安弘君） 立道徹議員。

5番（立道 徹君） ほかにもうございませぬか。建設課長はありませぬかね。

議長（秋丸安弘君） 白川建設課長。

建設課長（白川俊博君） 議員のご質問のほかに災害箇所等はないかということですが、村道の大平戸屋線におきまして、同じく梅雨時期の豪雨災害において路肩の崩壊がっております。その路線につきましては、今回、公共土木災害復旧事業により県のほうに申請しているところでございます。

以上でございます。

議長（秋丸安弘君） 立道徹議員。

5番（立道 徹君） どちらもですね、急を要する必要がないような災害でございま



すけど、来年の梅雨時までには県のほうに陳情していただいて、完成できますようよろしくをお願いします。

次に入ります。これも村道神園平山線の県道ですけど、県道までの拡幅工事についてですが、着工できないことについて、これまでの経緯をお伺いします。

議長（秋丸安弘君） 白川建設課長。

建設課長（白川俊博君） それでは、村道神園平山線のこれまでの経緯ということでございますけれども、この路線の道路改良につきましては、県が整備を進めていました丸岡農道との関連等もあり、事業に取り組んでいたところでございます。平成24年度におきまして、調査測量を進めながら概略の改良工事について、地元関係者への説明会、農道取付における熊本県との協議、さらに地権者との協議を重ねて進めてまいりました。

事業の推進に当たっては、計画路線の中間地点から農道がある終点側ですけれども、こちらにつきましては、地権者の方々の用地の協力が得られたわけですけれども、起点側、県道坂本人吉線の取り付け部、ここは改良区間になるわけですけれども、協議が進まず、また一部の相続登記等の問題があり、改良計画の目処が立っていない状況でございます。現在今のところはそういうところでございます。

以上でございます。

議長（秋丸安弘君） 立道徹議員。

5番（立道 徹君） 墓地とかなんかを相談に行けば、拡幅工事はできるということでございますでしょうか。起点側ですね。

議長（秋丸安弘君） 白川建設課長。

建設課長（白川俊博君） 路線の詳細につきましては、先ほど言いましたけれども、地元関係者の方と概略の計画図面を使いながら説明したところでございます。中間地点の墓地等もあり、そこにつきましては、管理されてる熊本の方でしたけれども、概ね了解を得ておりまして、起点側の坂本人吉線側の共同墓地のほうがうまく協議が進まなかったということございまして、そちらのほうもなかなか協議が進まないという状況で現在のところはございます。

議長（秋丸安弘君） 立道徹議員。

5番（立道 徹君） この道路もですね、せっかく丸岡から下りてくる道、2車線ですね、その一部分が離合できないような状況で、大変、今通行量もですね、山田から来られる方も多く通られております。ここの区間約5、60メートルですけど、これはもう買収も終わってるということで、何とかですね、この5、60メートル程度ですけど、拡幅工事ができないものかお尋ねします。

議長（秋丸安弘君） 村長。

村長（内山慶治君） お答えいたします。

村道神園平山線の農道から県道に至る工事の件でありますけれども、建設課長が答えましたとおり、一部の用地についての提供は終わっているが、なかなか用地の提供が難しいところがあるということでもありますから、全路線の同意がとれてないと、完全にですね、ということでもあります。

道路がもともと果たします役割は、起点、終点、完全につながってこそその役割を果たすところでありますので、地元の合意があれば実施するといっておるわけにありますから、立道議員、地元でもございます。ぜひ地元のほうの用地につきまして、同意をお願いいたしまして、やるとするなら全路線計画的につながる路線として道路を整備するということが望ましい姿でありますので、よろしくご理解をお願いしたいと思いますし、ご協力もお願いしたいと思います。

議長（秋丸安弘君） 立道徹議員。

5番（立道 徹君） 建設課長にお尋ねしますけど、図面関係は大体できておりますでしょうか。今、村長の宿題が出ましたので、早速取り組んでみようと思いますけど、その辺は課長、お願いします。

議長（秋丸安弘君） 白川建設課長。

建設課長（白川俊博君） それでは、議員のご質問にお答えいたします。

平成24年度に調査測量を行った折に、概略の線形を計画いたしました。その際に起点、終点を含めたところの概略の設計は、図面はできております。詳細についての事業費等はまだ決定しておりませんが、概略の線形等はできているところでございます。

議長（秋丸安弘君） 立道徹議員。

5番（立道 徹君） 早速ですね、頑張っって通行に向けての早期着工を目指して森田議員もいらっしゃいますので、頑張りたいと思います。

次の質問に入ります。これは各村道の除草作業、今年はですね、お盆前にも草が伸びていたことを村民の方からいろいろご指摘がありました。そこで、委託業者と除草時期、年に何回除草されるのかお伺いします。

議長（秋丸安弘君） 白川建設課長。

建設課長（白川俊博君） それでは、議員ご質問の委託業者と作業時期ということでございますけれども、村道除草作業につきましては、村内の主要路線、50路線を主に2回委託業務として作業を行っております。その50路線を2工区に分けて、村内の関係業者と契約提携を結び作業を進めております。

路線内訳としましては、32路線をくま中央森林組合、18路線をシルバー人材センターへ作業委託しているところでございまして、作業時期につきましては、4

月の中旬から9月下旬までということで、時期を指定しているところでございます。

議長（秋丸安弘君） 立道徹議員。

5番（立道 徹君） 4月に1回切ったらもう9月ということですよ。お盆前にも1回ぐらい、2回じゃなくて3回ぐらいどうにかしてできないものかと考えますけど、特にこの地球温暖化です。草も年々伸び方も早くなっているような感じが見受けられますので、大変でしょうけど、ちょっと3回分の委託金額をですね、出していただいて、そういう委託業務にされることはお考えないでしょうか。

議長（秋丸安弘君） 白川建設課長。

建設課長（白川俊博君） 議員ご質問の中で、4月から9月にかけて2回ということですが、4月に1回というわけではございませんで、その期間中に、例えば7月に刈ったら間を8月とか、場合によっては交通量の多いところをということで、契約する時点でですね、期間の中の作業時期ということで計画を進めているところでございます。

なかなか路線につきましては、作業時期につきましては、議員言われるようにですね、2回としているところでございますけれども、今後、通学路や交通量の多い路線など、路線の状況を見まして作業回数や作業時期をもう一度路線の状況に合わせて検討し、進めたいと考えているところでございます。

議長（秋丸安弘君） 立道徹議員。

5番（立道 徹君） やっぱり村道ですのですよね、安心・安全の道路確保に努めていただいて、村民から苦情が出ない程度に管理のほうをよろしくお願いしたいと思います。

続きまして、6月にもお尋ねしましたが、丸岡公園の委託業務についてでございます。前回の答弁で7つのブロックに分けて発注されたということですが、その各工種、作業内容ごとの委託金額はわかりますか、お尋ねします。

議長（秋丸安弘君） 北田企画調整課長。

企画調整課長（北田愛介君） 今回の発注につきましては、一応仕様書を作成いたしておりまして、その仕様書の中で各公園の箇所について、一応内容を定めております。各ブロックというか、今回の整備作業につきましては除草作業、この除草作業につきましては、まず総合歩掛によりまして、除草、集草、積み込み、運搬ということで、これにつきましては、公園の中の除草作業、これが一括して計上しております。7万7,700平米というふうに算定しております。これにつきましては、機械除草の2という歩掛を使って算出しております。それから芝刈り、これは運動広場でございますけれども、こちらのほうは施工規模1,000平米以上とい

うことで、これにつきましては、3万3,000平米、これは一応年に3回草刈りをやるということでございますので、面積の3倍掛けをしております。それから剪定作業につきましては、寄せ植え、剪定ということで、低木施工規模1,000平米以上の単価を利用しております、こちらが1万1,000平米というふうな算出をしております。これに基づいて施工を行っております。

ブロックごとにいろいろな作業がありますけれども、今回につきましては、下刈り作業、そして農村広場の除草作業、それと低木の剪定というふうな3種の項目に分けて算出をいたしております。

以上でございます。

議長（秋丸安弘君） 立道徹議員。

5番（立道 徹君） 前回7つのブロックじゃなくて3つのブロックですかね。

議長（秋丸安弘君） 北田企画調整課長。

企画調整課長（北田愛介君） ブロックは7つございます。しかし、この作業を一つ一つブロックごとに算定するんじゃなくて、作業の種目ごと公園内の下刈り作業、それから農村広場、農村広場につきましては、機械刈りができますので、これは手間がかかりませんので、こちらのほうは草刈りの工種の中でももう一つの歩掛かりを使っております。それとあとは剪定作業という3つの算出の仕方で金額を求めています。

以上でございます。

議長（秋丸安弘君） 立道徹議員。

5番（立道 徹君） これは年間通しての委託でございますけど、各1回、2回、3回、運動広場は3回ということで、このときの完了検査とかなんかはされるんですかね。

議長（秋丸安弘君） 北田企画調整課長。

企画調整課長（北田愛介君） 一応仕様書では3回、年間ということで、年間を通じて3回行っていただくということで契約しておりますけれども、最近草の伸び方が非常に早いということで、農村広場はこれまでに5月に契約しましたけれども、9回一応刈っていただいております。それとあと草刈りにつきましても順次行っておりますけれども、これにつきましては、毎月完了検査といえますか、報告書を出していただいております。これにつきましては、その月ごとの作業内容と作業前と作業後の写真、作業中の写真を添付して出していただいております、それを基に検査調書をつくりまして、確認をいたしております。これは今後も毎月全部作業内容は出していただきますし、写真等の管理も行っていくことといたしております。

議長（秋丸安弘君） 立道徹議員。

5番（立道 徹君） 2級造園施工管理技士は家族の方が持っておられるということですが、その方は一緒に作業はされているんですかね。現場管理もされていますかね。

議長（秋丸安弘君） 北田企画調整課長。

企画調整課長（北田愛介君） 家族の方で2級造園管理技士ですかね、ということでお答えしております。5月の作業のときにはその方も一緒に作業をしていただいて、写真で確認をいたしております。その後につきましては、常時いらっしゃるかということは、ちょっと私ども確認しておりませんが、やはり作業の場合には立ち会っていただきたいと。この2級の造園施工管理技士は、建設業法で定められておまして、施工管理もさることながら、安全管理等についてもやはり重要な役目を果たすこととなっておりますので、なるべく作業の際は従事していただくように指導してまいりたいと思っております。

議長（秋丸安弘君） 立道徹議員。

5番（立道 徹君） 今、安全管理と言われましたけど、今は草刈機も免許が要ります。チェーンソーあたりも免許が要ります。その辺はお持ちでしょうね。

議長（秋丸安弘君） 北田企画調整課長。

企画調整課長（北田愛介君） 最近ですね、手が足りないということで1人応援を頼んでいらっしゃるようでございます。この方も確認いたしましたところ、チェーンソーの免許、下刈機、そういった免許を持っておられるということで確認はいたしております。

議長（秋丸安弘君） 立道徹議員。

5番（立道 徹君） 7つから積算は3工種になると思いますけど、今回はシルバー人材センターはもう2級造園を持ってなかったから、指名選定には上げられなかったということですが、特に除草作業はですね、2級造園がなくてもいいんじゃないかと思いますが、どうもですね、この入札業者、見積もりの際の業者の指名選定にもちょっと不透明というか、不自然が考えられますけど、村長の見解はいかがでございでしょうか。

議長（秋丸安弘君） 村長。

村長（内山慶治君） この件につきましても、2社指名して1社辞退したということでありまして、免許も持っているということでありましたけれども、前も同じようなことをしゃべりましたけれども、別に問題あるとは思っておりません。

議長（秋丸安弘君） 立道徹議員。

5番（立道 徹君） 年間通してでございますので、特に夏場あたりは熱中症等気を付けられて、多分請け負った委託業者の方も高齢の方だと思いますので、くれぐれ

もその辺の安全管理には十分行政のほうからも指導していただいて、無事に年間通しての委託業務が終わればと希望いたします。

最後の質問になります。現在、万江地区では集落営農、法人化へ向けての検討委員会も進められております。集落営農とは何かというのをちょっと読ませていただきますけど、集落を単位として農業生産過程における一部または全部についての共同化、統一化に関する合意の下に実施される営農のことを言いますということで、しかし、その前にですね、現状をしっかりと見ていただくことが大切ではないかと思えます。お米をつくるにも水が絶対に必要でございます。毎年、水田への用水に耕作地の皆様は用水に大変ご苦労されております。万江城内地区、下の段地区への前田からの用水について、今後どのように考えておられるかお尋ねします。

議長（秋丸安弘君） 産業振興課長。

産業振興課長（平山辰也君） 城内地区、下の段地区の水田の用水の取入口ということとであります。

城内地区の前田堰及び下の段の堰につきましては、梅雨時期になりますと、どの堰でも同じですけれども、特に前田堰の用水取入口につきましては、万江川の濁流によりまして、取入口が崩壊して取水できない状況になるというところとあります。毎年、受益者の方で多面的事業を活用いただきまして、大幅な修理を行っていただいているという状況であります。堰の整備も大変必要だろうというふうには考えておりますけれども、堰の整備となりますと、河川管理者であります県との協議も必要になってくるということとあります。今、なかなか県の許可が下りない状況でありますけれども、しかし、先ほど議員申されました万江地区の集落営農、農業法人が今立ち上がろうとしてますけれども、このためにもですね、大変貴重な水田でありますので、その水田を守っていくためにも、この堰について、今後十分検討していく必要があるのではないかなというふうに思っております。場合によりましては、前田堰の受益者の方と今後どうすべきか、現地調査でも実施していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

議長（秋丸安弘君） 立道徹議員。

5番（立道 徹君） いろいろ県、水利権の申請等もあります。今後、堰が本当はあったほうがよろしいんですけど、この辺の検討の協議もよろしくお願ひしたいと思いますけど、この件について、集落営農と法人化に向けて、またこの堰に関して、村長の見解をお願いします。

議長（秋丸安弘君） 村長。

村長（内山慶治君） 万江地区は大きな万江川が流れておりまして、その万江川で用

水に困っておられるというようなことは今回また2度目でありました。最初井手ノ口下の段地区につきましては、従来から農家の方々に自らいろんな工夫をされながら、渇水時、取水口まで川の表面が達していないのを上げられてというようなことでありまして、そちらのほうはもう解消しているんじゃないかなと思うしております。

そのときもそうでありましたけれども、井堰をつくろうというのが一つありました。もう一つは土木部のほうで、河床工をして水を上げるということでありました。ただ、井堰をつくるに当たりましては、何億という予算が、あの万江川の広さでありますので、その受益面積が足りない。河床は防災上の問題で土木部は許可が下りないというようなことでありまして、苦肉の策といいますか、地元のほうで考えられて、村が若干補助をいたしまして今の様子をされたということでありませう。

前田堰も同じようなことが言えるかと思えます。井堰はと今聞きましたところ、4ヘクタールないというようなことでありますから、当然その受益面積として何億もかけて井堰をつくる工事は補助事業にならないというのがありますし、河床工も土木部のほうで到底厳しいであろうと思えます。

従いまして、あとどういう工法が残っているかといいますと、一つは井堰の取水口より上から取水をするという方法、これは取水口をさらに上に求めるのか、何らかの土管等の方向であそこに載せるのか、もう一つは、4ヘクタールいかないというようなものであれば、ポンプアップというようなことも考えられるわけでありませう。

いずれにしましても、農家の方々が水田を持ちながら営農の活動ができないというようなことに対しては、何らかの対策を地権者の皆さん方と受益者の皆さん方と協議をしてよりよき解決方法を見つけられたらと思っております。

この件につきましては、前回の現地調査ですね、ちょっと現地も見ておりますので、併せてそういう所感を持っているところであります。

議長（秋丸安弘君） 立道徹議員。

5番（立道 徹君） 面積にしてはですね、金額がかかるということで、さっきの施設も大変ということでございます。

集落営農の営農して法人化の目標は本当理解できます。まずは現状把握、足元を見つめて出発していかなければ、法人化へ向けて手を挙げておられる方は大変だと思います。到底目標にも到達しないのではないかと思います。今後ですね、どのような事業においても足元を確認されて、しっかりとした基盤づくりをしていただき、実践に向かっていただければと思っております。

このことを切に願ひまして、一般質問を終わらせていただきます。

議長（秋丸安弘君） 次に、4番、西孝恒議員より、1、自治体主導の新電力について、2、総合公園建設策定事業について、3、学校の遊具についての通告が出ております。

西孝恒議員の質問を許します。西孝恒議員。

#### 西 孝恒君の一般質問

4番（西 孝恒君） 4番議員、西です。議長の許しが出ましたので、通告に従いまして一般質問をいたします。くじの順番によりまして、最後になりますが、どうかよろしく申し上げます。

通告しております質問内容は、1、自治体主導の新電力について、2、総合公園建設計画策定事業について、3、学校の遊具に関することについての3点ほど質問いたします。

まず、自治体主導の新電力についてですが、この質問通告の後の今月の人吉新聞によりますと、山江村の再生可能エネルギーの新たな取り組みが紹介されていたので、ここにあるわけですけれども、この質問、そしてご答弁の前に、本村の自然エネルギーの活用と省エネの推進については、これまで以上に意欲的にまた積極的に進められていると感じるところです。

私も最近の異常気象や地球温暖化の影響は、南極の氷も早い速度で溶け出していることや棚氷にも亀裂が入り、深刻であることがテレビでもありました。原因は大気汚染などが最たるものと思いますが、原子力発電は、二酸化炭素を排出しなくても重大事故場合は、多大な被害と地球規模まで影響を及ぼすこととなりますし、何と言いましても放射性廃棄物の処理は極めて難題であります。このような原発の危険性については、前回の一般質問の中で松本議員よりその影響についての発言もありましたが、私もそのように思うところです。

それで、質問の内容ですが、そのようなことからエネルギーの地産地消のますますの必要性があること。また、平成28年度から電力の全面自由化が行われています。それで多くの民間企業が参入していますが、地方においてもエネルギーの地産地消の観点から、自治体が主導して地域のエネルギーを地域で確保することが環境にも良く、原発に頼らない安全・安心な電力の販売を自治体が新電力会社として参入することは本当に究極の電力の地産地消につながるのではないかと思います。本村とされましても、新電力小売事業参入について、執行部の今後の見解をお願いします。



議長（秋丸安弘君） 北田企画調整課長。

企画調整課長（北田愛介君） 自治体の新電力への事業参画についてでございます。

現在、九州内でも自治体が出資いたしまして、新電力会社を設立して自治体が設置した太陽光発電による余剰電力を販売するというふうな動きが出ております。本村におきましては、平成24年9月に山江村総合エネルギー計画を策定して、再生可能エネルギーの推進や省電力化への取り組みというのがなされております。

これまで計画に基づきまして、家庭用の太陽光発電設備設置に対しての助成を行っております。また、省エネの推進として、外灯や公共施設の照明をLED化にしたりというふうな取り組みを行っております。このほか、計画では、再生可能エネルギーの推進として、村内へのメガソーラーの設置や中小水力電力の導入への調査、木質バイオマスエネルギーの推進などの計画は一応されております。メガソーラーにつきましては、民間企業によります設置が山田地区において始まっているところでございます。

そのような状況におきまして、本村におきましては、その計画を具体的に推進するために、8月31日に山江村総合エネルギー検討委員会を設置いたしております。具体的な検討に入ったところでございます。委員会の委員は、村から農林業、商工業の代表者3名と外部の専門家を委員として委嘱しております。これとアドバイザーとして、東京工業大学との共同研究者という方も入っておられますし、実効性のあるものとするために、金融機関などの参画を得ながら委員会を開催しているところでございます。今後、この委員会におきまして、再生可能エネルギーの山江村での資源調査、それから山江村に合った再生可能エネルギーはどのようなものかというふうな研究などを行いまして、具体的な事業実施の可能性を探ってまいりたいということでございます。

その中から今後山江村のエネルギー政策の方向性を見出しながら、エネルギーの地産地消化へ向けて進めればというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

議長（秋丸安弘君） 西孝恒議員。

4番（西 孝恒君） 今、平成24年総合エネルギー計画ですね。それとまた今回、一応新聞にもありましたけれども、山江村総合エネルギー検討委員会ということで、その様子がよく書いてあります。大体次第にちょっと進めようというようなご答弁だったと思います。

本年度より企業から一般家庭まで電力会社を自由に選べるようになりましたが、既に自由化の対象となっている工場や学校、病院等、大口需要のところはだいぶ切り替えが進んでいるようですが、本年度から一般家庭まで対象になったということ

であります。

電力の地産地消のためには、実際にやるためにはですね、安定した地元での電力の確保が必要ですが、村内の再生可能エネルギーを活用した電力量は、現在のところ、また年間にどのくらいの発電電力量が現在可能か。また、今後予定される新たな電力量についてもその見解をお願いします。

議長（秋丸安弘君） 北田企画調整課長。

企画調整課長（北田愛介君） 現在の村内における再生可能エネルギーの発電量ということでございまして、現在調査しておりますのが、村内で設置してございます住宅用の太陽光発電システムと、また民間企業が設置しております事業用の太陽光発電設備の最大出力を調査できる内で集計をいたしております。その数字を申し上げますと、平成25年度から27年度までに、村が助成しました住宅用太陽光発電システムの設置に係る分の発電量が、23件の合計で140.6kW、これは最大出力でございます。村内の民間企業などが独自に設置しております売電目的の太陽光発電施設が4カ所ございまして、合計で284kWでございます。また、村有施設へ設置しました太陽光発電施設、これが山江村体育館と万江のコミュニティセンターの2カ所でございますけれども、こちらが20kWでございます。これを合計いたしますと444.6kWの最大出力でございます。家庭用の太陽光発電施設につきましては、熊本県の平均的な年間発電量を基に、最大出力から年間の発電量を算出いたしました。これはモジュールの大きさでちょっと異なるかもしれませんが、250Wのモジュールで計算した場合に、約17万7,000kWh、これは32戸分の電力使用量になるようでございます。平成24年9月に策定されましたエネルギー計画のときの調査では、その時点での太陽光発電の電力の発電量が20万3,537kWhと記載されておりますので、25年から27年にかけて補助しました分とその間に設置されたものを合わせますと、現在では38万537kWhが再生可能エネルギーとして山江村で発電されているということが推定できます。これを平均的な家庭の年間使用量と計算いたしますと、69戸分の電力が賄えるような状況になっているようでございます。

なお、事業所用の発電設備につきましては、確実な資料がございませんので、最大出力でしかお答えできませんけれども、そういった状況になっているようでございます。

議長（秋丸安弘君） 西孝恒議員。

4番（西 孝恒君） 今現在の最大出力、一応ありました。38万537kWhですね。一応私も大体1世帯当たり、月に使う平均は山江ではありませんけれども、大体450kWぐらいということだそうであります。一応、割りますと69戸分とか

いうぐらいですから、若干この販売とするにはですね、電力の仕入れがちょっと追いつかないかなという面もあります。

それから、実は山江村の再生可能エネルギー発電の年間電力量というのがちょっとこれはどのように見るのかと思うんですが、山江村は1,794 MWhと、それから木質バイオマス発電が3,284 MWhと、合計で5,077 MWhということですが、一応、これについてどのように計算してあるのか、またこれまでの予想となっているのかどうか、一応ネットに入れてあったわけですが、山江村と書いてありますので、その点わかりましたらお願いします。

議長（秋丸安弘君） 北田企画調整課長。

企画調整課長（北田愛介君） 確認でございますけれども、ネット上で示してあったということですか。

4番（西 孝恒君） 実際に山江村のところで出てきたわけですが、実際に私も電力の自由化を始める前にですね、実際にはどのくらいの発電量があって、どのくらいの家庭にそれを使うことができるかということで、見たんですが、非常にこの大きく山江村再生可能エネルギー発電の年間発電電力量とありまして、そしてこの中にちょっと説明があるんですけども、しかしこれを見たときに大変な数字だと思いましたので。

企画調整課長（北田愛介君） 私のほうもちょっとその数字のほうを把握しておりません。大変申し訳ございません。

先ほど私のほうが申し上げましたのは、現在再生可能エネルギーとして山江村で年間発電されておりますのが、計算上推計されるのが38万537 kWということで、私どもの計算では出ておりますので、今、申されました数字につきましては、ちょっと私のほうも把握しておりませんので、何か計画の中で出ておるのかなというふうな感じではおるんですけども。

今の大きな数字につきましては、ちょっと私のほうでは確認できませんので、申し訳ございません。

議長（秋丸安弘君） 西孝恒議員。

4番（西 孝恒君） これは単位がメガワットなのでですね、5,077 MWというのは、500万 kWhということになりますので、このままいきますと相当ですね、本村ならば923世帯、75%はこの電力から賄えるんじゃないかと思ったところではありますが、実際には先ほどありました38万587 kWhということになります。そのくらいだろうと思います。

全国ではですね、新電力会社として参入した自治体も多くなっているようですが、その中でご承知かと思えます。福岡県みやま市では、一人暮らしのお年寄りの

見守りサービスも展開しながら、2年後には市内の43%に当たる6,000世帯に電気を供給し、14億円の売り上げを見込んでいるということでもあります。

また、熊本県ではつい最近、小国町が新電力会社を設立したということが熊日新聞にありました。一応ここにその新聞の内容もあるわけでありまして。また、特に人口減少が続く過疎地域の自治体では、本年度からの電力の自由化に雇用の創出も含めて期待をかけているところも多いそうでもあります。

最後に、今後の再生可能エネルギー構築の考えについてと通告しておりますが、今月の人吉新聞にも本村の再生可能エネルギー産業化を図ると、先ほど話しましたけれども、この新聞のことですけど、第一面に載ってましたので、非常に積極的に進められていると思います。この新聞の内容も含めてですね、今後のことでもしほかにありましたらお願いします。

議長（秋丸安弘君） 北田企画調整課長。

企画調整課長（北田愛介君） 再生可能エネルギーへの取り組みというのは、まだ最近、この検討委員会を立ち上げて、まさに始まったばかりではございます。

先ほどから議員申されてましたように、地球温暖化という問題で、地球規模でのいろいろな異常気象が発生しておりますし、低炭素社会を構築する必要があるだろうという非常に大きな目的があるわけございまして、その一つとして再生可能エネルギーという計画に至ったわけございまして。今後、再生可能エネルギーとされます太陽光、水力、風力、バイオマスなどの発電時に二酸化炭素等をほとんど排出しないエネルギーの活用を進めていくということございまして、本村においてはどのような地域資源があるのか、活用できるのかということを探ってまいりたいと思っております。

専門家によりますと、山江村は再生可能エネルギー、特にバイオマスの資源の宝庫であるということで、あらゆる発電の可能性があるというふうな見解もいただいておりますので、こういったものを基にいたしまして、具体的に今後委員会において計画を進めてまいりたい。また、それを産業化するという方向も出ておりますので、村民発電所みたいなものをつくって、それで村内の電力を賄う、それによって産業を興すことも可能であろうかと思っておりますので、そういった可能性を含めたところで検討をしてみたいと思っております。

以上でございます。

議長（秋丸安弘君） 西孝恒議員。

4番（西 孝恒君） 一般家庭でもですね、これからは電力会社を選ぶことができるわけですが、民間の会社よりも特に地方では自治体の信用度は高いということで、どちらかといえば、民間よりも自治体を電力会社となった場合ですね、選ばれるの

ではと思います。水道とセットで割引きしているという参入自治体もあるようでございます。地方創生としても今後大変期待される所だと思います。環境にやさしい新電力の産業化ということで、本村では意欲的に進められているということを感じたところです。

次に、総合公園建設策定事業についてであります。これに関する質問は、既にお二人の議員よりあっています。横谷議員、立道議員とですね、あっていますので、内容によってはちょっと重なりや割愛するかと思いますが、よろしくお願ひします。

まず、総合公園建設検討委員会による基本計画策定の動きについてと通告しております。広報やまえ等でその状況がわかる所では、昨年5月号にもありますが、総務費の中で総合公園建設基本計画策定事業費として396万円上げてあります。そして広報やまえの今年3月号に、2月16日に第1回総合公園建設検討委員会が開催されていることが載っています。そして今月号、9月号に村が進める施策の進捗状況のところに、親子で楽しめる総合公園の整備とありますが、その記事の内容は、先ほどの第1回の建設検討委員会を開催されたことと、7月にアンケートを実施されたこととありました。以上が総合公園についての動きとして把握できる所ですが、実際にはだいぶ活動が進んでいるかと思いましたが、現段階での策定内容についてお願いしたいと思いましたが、先ほどありました。検討委員会を3回行われたということと、アンケートを取り、策定している所ということであったと思います。そういうことでもう現段階での策定内容については割愛します。

次の質問に予定していましたが、7月にアンケートが実施されていますが、集約された結果についてでありましたが、これについてもですね、先ほどのご答弁にもありました。アンケートの結果は後日公表したいということであったと思います。それから、既存の公園も含めた村全体公園化の方向もあるようなこととありました。そういうことで先ほどご答弁があつていますので、この集約の内容についてはもう割愛します。

アンケートは回覧で、全戸にアンケート用紙が配布されていると思いますので、その回収率についてお願いします。

議長（秋丸安弘君） 北田企画調整課長。

企画調整課長（北田愛介君） アンケートの内容につきましてでございます。

この調査は、7月8日から31日までの間に行いました。調査表は一応1,500部としておりまして、全家庭と小中学校のほうに200部、それに保育園に100部、これは小中学生の意見も聞きたいということと、保育園におきましては保護

者の方々も答えていただきたいということでございます。

それと今回はインターネットを使ったアンケートも実施しております。QRコードを利用してありまして、携帯電話から回答いただいております。それで回答数は548部回答がございまして、回答率が37%でございます。一般の調査では200のサンプルがあれば、大体アンケートとしては成り立つということですので、この548の37%というのは、専門家に聞きましても高い回答率だったということを知っております。この内容につきましても、一応ニュースレターのほうで今月中には村民の方々へお配りをしたいと思っております。

一応今回のアンケートによりまして、6つのご意見をいただいております、こちらで取りまとめましたのが、まず最初に1番目が「近くで遊べる場所がほしい」「自然を生かした公園としてほしい」「球磨地域から人が集まる公園にしてほしい」「村の財政に見合った公園計画をしてほしい」「丸岡公園などの既存ストックを生かしてほしい」「維持管理を踏まえた公園計画としてほしい」と、この6つの点が代表される意見でございまして、委員会におきましても私どももこういったご意見を尊重しながら、今後の計画策定の参考としたいということで考えております。

以上でございます。

議長（秋丸安弘君） 西孝恒議員。

4番（西 孝恒君） 今、アンケートの内容も含めてですね、ご答弁をいただきました。小中学校、そして保育園、それからネットのほうにも出して、その結果548部、大体37%ということになります。広報やまへの今月号、9月号によりまして現在世帯数は1,223世帯となっております。そのうちそこからしましてですね、548世帯を高い回収率とみるか、適当とみるかですねと思いますが、一応37%であるということではわかりました。

広報やまへのですね、9月号にもありますが、赤ちゃんからお年寄りまで行き届く福祉の充実の中の一つとして親子で楽しめる総合公園の整備とあります。つまり村民の方への福利厚生の一環と思えます。村長からもその必要性はあったところではありますが、前にありました。私も公園の役割とか、またその効果についてのイメージとしては、例えば公園を休養、休息や様々な余暇活動として、また運動や地域のコミュニティ活動、また災害発生時の避難場所としてもその効果はあると思えます。ただ、総合公園とした場合、その面積は先ほどありましたが、大体10ヘクタール以上が一般的な広さのようでありまして。例えば人吉の村山公園は20ヘクタールの面積を有する都市公園の中の総合公園として、非常にきれいに整備されているようですが、安全・安心で快適に利用してもらうための維持管理については、人吉市も大変努力をされているようでありまして。また、総合公園といいますと、大体都

市部のオアシスとして、また都市景観に潤いを与える緑の空間といったイメージがあるかと思いますが、本村は中山間地でありますから、そういった効果はちょっと薄れるかなと思います。

先ほどのアンケートのことはあっておりますが、その内容は先ほどありましたように、「公園をつくるに当たってどのようなことを希望されますか」というアンケートでしたので、アンケートの実施についてはですね、もうこの1回だけでしょうか、ちょっとお願いします。

議長（秋丸安弘君） 北田企画調整課長。

企画調整課長（北田愛介君） このアンケートにつきましては、委員さんの方々から公園はどういうものをこの住民が望んでいるのかということで調査したわけでございます。まだ具体的な先ほど申されましたような10ヘクタール以上の公園であるとか、そういった規模も全く決まっておりません。どこにつくるかも決まっておりません。ということで、アンケートとしましては、村民がどのような公園を望まれているかというのが目的でございましたので、実施したわけでございます。

今後、この委員会におきまして、住民の方々のニーズに合った公園を計画をつくっていきたいというふうに考えております。まだこのアンケートの中でもですね、大変厳しい意見がございます。「このような財政状況の中にどうして多額のお金を使って公園をつくるのか」という意見もございました。548の中ですね、20件ほど、3.6%ほどのそういったご意見もございました。このことは委員さん方もわかっておられまして、そういった反対の意見も無視することはできないと。じゃあどういった公園なら賛成していただけるのか、そういったこともこの委員会で検討がなされております。非常に委員さん方も気を使って検討していただいております。一応今回のアンケートにつきましては、そういった住民のどういうものを求めるかというのをちょっと調査したわけでございますので、そういった住民の望む公園の整備を前提として、今後もしてまいりたいと思っておりますので、アンケートというのは、今回1回ということで今のところは考えてございます。

議長（秋丸安弘君） 西孝恒議員。

4番（西 孝恒君） まだ規模とか場所とか内容とかですね、まだまだこれからということでもあります。アンケートは、さっき37%、548部といったところでもあります。世帯数から考えてもある程度もう1回あってもいい、全体に回るようなアンケートがあってもいいんじゃないかなとは思っています。福利厚生の一環として必要な面はわかりますが、高齢化のピークを迎えるこれからの時代は、介護保険の給付の見直しとかの負担増とか、国保税も年々上がりまして本当に厳しくなってきました。例えば今回の決算書で国保税の調定額に対して、調定額に対して71.3%の

収納率であります。村とされましても、税金の増額をなるべく抑える工面をされておられますことはわかりますが、公園は丸岡公園もありますし、また村全体の公園化とか、丸岡公園もですね、整備がもう少し進みますとその利便性はさらに良くなるのではと思います。

以上で、総合公園についての質問を終わります。

最後の質問ですけれども、学校の遊具についてと通告しておりますが、遊具の安全確保に関する事で質問いたします。

学校や公園の遊具もですけれども、消費者庁によりますと、子どもの遊具での事故が6年で1,500件以上も発生しているそうで、その中には死亡事故もあっていとのことであります。遊具も様々な種類がありますが、それぞれの遊具によって事故によるケガの状況も違うようです。遊具が原因による事故などないうちに、点検整備、また老朽化していないか確認し、その対策も必要かと思えます。

そこで山田小、万江小学校の遊具の種類、そしてそれぞれの設置年月、大体のところ結構ですけれども、また維持管理状況について現状をお願いします。

議長（秋丸安弘君） 蕨野教育課長。

教育課長（蕨野昭憲君） それではお答えいたします。

村内の小中学校の遊具施設につきましては、山田小学校に鋼鉄棒、高低中鉄棒、肋木、ジャンプボード、うんてい、波型平行棒、はんとう棒、吊り輪、つり縄、四連ブランコ2基、鉄棒3基、ジャングルジム、シーソー、すべり台で13種類の16基。それから、万江小学校につきましては、ジャングルジム、四連ブランコ、はんとう棒、肋木、うんてい、鉄棒、高低中鉄棒、すべり台、移動式鉄棒で9種類の9基、設置してございます。山田小学校の遊具が10種類、13基は昭和51年3月に、鋼鉄棒、ジャンプボードは、昭和56年3月に設置をしております。それからシーソーにつきましては、平成28年3月、昨年度に更新をいたしました。万江小学校の遊具につきましては、8種類の8基は昭和63年8月、ジャングルジムにつきましては、平成元年5月に設置をしております。

維持管理状況としましては、学校での安全点検を毎月1回、それから日本公園施設業協会で定められました遊具の安全に関する基準に基づきまして、専門業者による定期点検を毎年度1回実施をしております。

遊具を設置した当時のころから比べますと、全国各地で事故が発生していることでもございまして、厳しい基準に改定されている状況でございます。平成28年度の定期点検につきましては、両校とも8月末に実施をいたしましたところでございます。

点検の内容につきましては、安全領域など、34項目を点検し、総合判定するものでございます。点検の結果、異常があり修繕など何らかの対策が必要な遊具につ



きましては、点検実施者から使用禁止措置と診断されることになるものでございます。

以上です。

議長（秋丸安弘君） 西孝恒議員。

4番（西 孝恒君） 遊具もなかなか種類が多いようですね、山田小学校は13種類の16基と、万江小は8種類で8基ということであります。その設置年月からしまして、51年に設置されたとしますと、ちょうど40年になりますかね。51年なら40年ですよ。そのくらいでありますけれども、しかし、割とものは頑丈でありますから、それで老朽化によって、それがどのような状態なのかというのは、毎月のこの安全点検、それからまた業者の方による点検とかですね、学校でもあっているようであります。私も万江小学校からもですね、校長先生の点検の状況というのはお聞きしております。

その次に、遊具の点検の結果、そういった老朽化して初期の安全性を保っていないのではと判断された場合の対策についてですが、この老朽化した遊具についてはですね、PTA会員の方から、「老朽化した遊具を子どもたちが使うことは心配する」というご意見を聞いておりますが、老朽化という判断されたものに対する対策についてのお考えをお願いしたいと思います。

それとまた全く異常がない遊具には、安全シールとか年齢区分シールが貼ってあるところもあります。ほかの施設ですけれども、これは大きな事故を回避する日本発の試みだそうですが、このような対策についてもお考えをお願いします。

議長（秋丸安弘君） 蕨野教育課長。

教育課長（蕨野昭憲君） それでは、お答えいたします。

先ほど申しました本年度の点検におきまして、山田小学校ではうんてい、波型平行棒、四連ブランコが2基、鉄棒1基、すべり台の6基。それから万江小学校につきましては、うんてい、すべり台の2基が使用禁止措置ということで診断された旨の報告がございました。山田小学校の波型平行棒、四連ブランコ、鉄棒につきましては、基礎の露出によるものでございましたので、応急的に基礎の天端から10センチ以上の土被りを施しまして、使用可能の状態にしております。ただ、うんていとすべり台につきましては、頭部や胴体の挟み込みによる重大な事故が想定されるということでございましたので、現在は使用禁止にしております。また、万江小学校のうんていにつきましては、固い設置面で落下により重大な事故が想定されるということでございましたので、応急的に設置面の固い部分に土を敷きまして、使用可能の状態にしております。ただ、すべり台につきましては、山田小と同様の理由で使用禁止にしております。

この使用禁止と診断された遊具につきましては、修繕、更新、または撤去など、何らかの対策を講じる必要があると考えますので、学校管理者の意見を参考にですね、整備のための予算化を行い、子どもたちが遊具を安全に使用できるよう改善していきたいと考えているところでございます。

それから、安全シールについてでございます。最も事故が多い遊び方、遊びの基本ルール、ケガをしないための身支度などのルールをシールにしたものかと思えます。例えば降り口で遊ばないとか、立ったまま滑らないなどの文字が入ったシールを、それぞれ遊具に貼るものではないかと思っております。貼ることによりまして、大きな事故を回避でき、減少した例もあるようでございますので、子どもたちが遊具を使用する上で、安全性を考慮しますと、必要性も感じておりますので、学校とも協議して検討したいと考えております。

また、年齢区分シールにつきましては、村内の小学校に設置しております遊具の対象年齢は、全て6歳から12歳になっておりますので、現時点では必要ないのではないかと考えているところでございます。

議長（秋丸安弘君） 西孝恒議員。

4番（西 孝恒君） 老朽化した遊具、割と使用禁止となっているところもあるようであります。それについては、修理とか更新、撤去を考えるということでありました。小学校でもうんていの下は、落下したときに柔らかい土を入れて、ちょっとクッションになるようにですね、一応私も見ましたところ、そのようにしてありました。子どもが伸び伸びとちょうど遊んでいました。本当にそういうのはいいなと感じたところです。

最後に、遊具は子どもが成長していく上で、遊具によってこのバランス感覚や遠心力とか、てこの原理とか摩擦係数など感覚で覚えて、また握力や懸垂力にも良く、多少のスリルや冒険的な感覚、ケガしないほうが良いですけれども、少しのケガならケガをしたことでその危険性を学習するなど、体を使って危険な状態から身を守る術を覚えることも必要ではと思います。

事故は遊具が原因だけではなくて、子ども本人の不注意や友達と遊具でふざけたり、また間違った使い方をした場合なども事故はあると思います。子どもに対する遊具を使う場合の決まりを、児童委員会などで話し合うこともあっているかもしれませんが、そのような学習会等について現状をお願いします。

議長（秋丸安弘君） 蕨野教育課長。

教育課長（蕨野昭憲君） それでは、お答えいたします。

遊具を使用する場合の決まりなどにつきましては、児童委員会での学習会等は特に行っていない状況でございます。現状としましては、両校とも授業に入る前に、

各学級で行います朝の会や体育の授業の中での正しい使い方の指導を行っているところでございます。山田小につきましては、遊具の遊び方の決まりを作成しまして、各担任を通じて学級ごとに周知を行い、教室等に掲示をしているところでございます。また、万江小につきましては、毎週火曜日にサーキットトレーニング等を行います体力パワーアップタイムというのがございますが、その中で正しい使い方の指導等を行っている状況でございます。

教育委員会としましても、学校と連携を図りながら、遊具使用の際の安全確保と事故防止に努めていきたいと考えているところでございます。

議長（秋丸安弘君） 西孝恒議員。

4番（西 孝恒君） その遊具についてのは、子どもたちの話し合いというのは、朝の会とか体育の時間に正しい使い方を話しているということでありました。小学校の教室で習う勉強やICTで覚えること、それからまた器械体操のように遊具を使って体で覚えることがあるかと思えます。学校の遊具についても、子どもたちが正しく目を向けて、児童生徒の皆さんが、安全な遊具で安全な使い方により、心身ともにバランスの良い元気な子どもさんの成長と、遊具の有効な活用を願います。私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

議長（秋丸安弘君） 以上をもちまして、一般質問が終了いたしました。

これにて散会いたします。どうもお世話になりました。

- - - - -  
散会 午後5時51分

第 3 号

9 月 1 6 日 ( 金 )

## 平成28年第5回山江村議会9月定例会（第3号）

平成28年9月16日

午前10時00分開議

於 議 場

### 1. 議事日程

- |       |        |                                     |
|-------|--------|-------------------------------------|
| 日程第 1 | 認定第 1号 | 平成27年度山江村一般会計決算の認定の訂正の件             |
| 日程第 2 | 同意第 5号 | 山江村固定資産評価審査委員会委員の選任に関する同意を求めることについて |
| 日程第 3 | 同意第 6号 | 山江村教育委員会委員の任命に関する同意を求めることについて       |
| 日程第 4 | 発議第 6号 | 平成28年熊本地震からの復旧・復興に係る特別な財政措置を求める意見書案 |
| 日程第 5 | 発議第 7号 | 被災者生活再建支援法の改正を求める意見書案               |
| 日程第 6 | 発議第 8号 | 行政庁舎等再建についての国庫補助制度の創設を求める意見書案       |
| 日程第 7 | 議案第46号 | 国営川辺川土地改良事業建設事業費の負担区分の変更について        |
| 日程第 8 | 認定第 1号 | 平成27年度山江村一般会計決算の認定について              |
| 日程第 9 | 認定第 2号 | 平成27年度山江村特別会計国民健康保険事業決算の認定について      |
| 日程第10 | 認定第 3号 | 平成27年度山江村特別会計簡易水道事業決算の認定について        |
| 日程第11 | 認定第 4号 | 平成27年度山江村特別会計農業集落排水事業決算の認定について      |
| 日程第12 | 認定第 5号 | 平成27年度山江村特別会計介護保険事業決算の認定について        |
| 日程第13 | 認定第 6号 | 平成27年度山江村特別会計後期高齢者医療事業決算の認定について     |
| 日程第14 | 認定第 7号 | 平成27年度山江村特別会計ケーブルテレビ事業決算の認定について     |
| 日程第15 | 議案第47号 | 平成28年度山江村一般会計補正予算（第2号）              |
| 日程第16 | 議案第48号 | 平成28年度山江村特別会計国民健康保険事業補正予算（第2号）      |

- 日程第17 議案第49号 平成28年度山江村特別会計簡易水道事業補正予算(第2号)
- 日程第18 議案第50号 平成28年度山江村特別会計農業集落排水事業補正予算(第2号)
- 日程第19 議案第51号 平成28年度山江村特別会計介護保険事業補正予算(第2号)
- 日程第20 議案第52号 平成28年度山江村特別会計後期高齢者医療事業補正予算(第1号)
- 日程第21 議案第53号 平成28年度山江村特別会計ケーブルテレビ事業補正予算(第1号)
- 日程第22 陳情第1号 青少年健全育成基本法制定の為の陳情書
- 日程第23 議員派遣の件
- 日程第24 閉会中の継続調査申出書(議会運営委員会、総務常任委員会、産業厚生常任委員会)
- 追加日程第1 発委第4号 青少年健全育成基本法制定を求める意見書案

2.出席議員は次のとおりである。(10名)

- |           |            |
|-----------|------------|
| 1番 赤坂 修君  | 2番 横谷 巡君   |
| 3番 森田 俊介君 | 4番 西 孝恒君   |
| 5番 立道 徹君  | 6番 谷口 予志之君 |
| 7番 秋丸 光明君 | 8番 中竹 耕一郎君 |
| 9番 秋丸 安弘君 | 10番 松本 佳久君 |

3.欠席議員は次のとおりである。(0名)

4.職務のため会議に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 新山 孝博君

5.地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村 長 内山 慶治君	教育長 藤本 誠一君
総務課長 豊永 知満君	税務課長 山口 明君
企画調整課長 北田 愛介君	産業振興課長 平山 辰也君

健康福祉課長	一二三 信 幸 君	建設課長	白 川 俊 博 君
教育課長	蕨 野 昭 憲 君	会計管理者	中 山 久 男 君
農業委員会 事務局長	迫 田 教 文 君	代表監査委員	木 下 久 人 君

開議 午前 10 時 00 分

議長（秋丸安弘君） ただいまより会議を開きます。

本日の出席議員 10 名で定足数に達しております。

本日は、会期日程、日程第 10 の本会議で、質疑、討論、表決となっておりますが、9 月 15 日村長より、山江村議会会議規則第 19 条の第 2 項により、事件の訂正請求が提出されましたので、日程第 1 として説明を求め、議事日程の順に質疑、討論、表決といたします。

発言については、山江村議会会議規則第 53 条の規定を守って質疑をお願いいたします。

また、会議規則第 54 条（同一議題の質疑の回数 3 回）の規定と、同規則第 55 条（発言時間制限 60 分）の規定はお守りいただきますようお願い申し上げます。

なお、3 回を超える場合は、第 54 条の但し書きにより議長の許可を得てお願いいたします。

日程第 1 認定第 1 号 平成 27 年度山江村一般会計決算の認定の訂正の件

議長（秋丸安弘君） それでは、日程第 1、認定第 1 号、平成 27 年度山江村一般会計決算の認定の訂正の件を議題とします。

村長から認定第 1 号、平成 27 年度山江村一般会計決算の認定の訂正の理由の説明を求めます。

村長。

村長（内山慶治君） おはようございます。

議長より説明の機会を与えていただきましたけれども、昨日事件の訂正請求書を私のほうから議長宛に出させてもらっております。内容につきましては、先ほどありましたとおりでありますけれども、山江村議会会議規則第 19 条第 2 項の規定により請求をさせていただいたということでもあります。

件名につきましては、平成 27 年度山村一般会計決算の認定についての案件であります。皆さん方の決算書の 54 ページの中にありますが、(2)の山林の立木の推定蓄積量の中の決算年度末現在高の数値が誤っておりました。

内容につきましては、前年度末現在高、それから決算年度中の増減高、そして決算年度末の現在高、いわゆる前年度から決算年度で増減した分を足し算、引き算しながら合計を求めるというものでありますけれども、お手元の表の中には、前年度末現在高から決算年度中の増減の数字を足し引きしておりません。この場合は足し算だったわけですが、従いまして前年度末現在高がそのまま決算年度末現在



高になっております。

従いまして立木の推定蓄積量は、前年度現在高として合計の19万4,923立米分が6,522立米の増加でありますので、合計の20万1,445立米となるものでございます。上の数値につきましても、上の数値が所有分が19万612立米と合計がなりますし、分収分が1万835立米になるわけでありまして、合計の20万1,445立米となるものであります。

基礎の数値は間違っておりませんが、合計の数字が間違っていたということになります。お詫びを申し上げまして、訂正方よろしくお願い申し上げます。

議長（秋丸安弘君） お諮りいたします。

ただいま議題となっております認定第1号、平成27年度山江村一般会計決算の認定の訂正の件を許可することに、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋丸安弘君） 異議なしと認め、日程第1、認定第1号は、平成27年度一般会計決算の認定の訂正の件を許可することに決定しました。

- - - - -

日程第2 同意第5号 山江村固定資産評価審査委員会委員の選任に関する同意を求めることについて

議長（秋丸安弘君） 次に、日程第2、同意第5号、山江村固定資産評価審査委員会委員の選任に関する同意を求めることについてを議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋丸安弘君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋丸安弘君） 討論なしと認めます。

採決をします。本案は人事案件でありますので起立採決といたします。本案を可決することに賛成の方は起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

議長（秋丸安弘君） 起立全員でございます。したがって、日程第2、同意第5号、山江村固定資産評価審査委員会委員の選任に関する同意を求めることについては、原案のとおり同意することに決定しました。

- - - - -

日程第3 同意第6号 山江村教育委員会委員の任命に関する同意を求めることについて

議長（秋丸安弘君） 次に、日程第3、同意第6号、山江村教育委員会委員の任命に関する同意を求めることについてを議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋丸安弘君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋丸安弘君） 討論なしと認めます。

採決をします。本案は人事案件でありますので起立採決といたします。本案を可決することに賛成の方は起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

議長（秋丸安弘君） 起立全員でございます。したがって、日程第3、同意第6号、山江村教育委員会委員の任命に関する同意を求めることについては、原案のとおり同意することに決定いたしました。

- - - - -

日程第4 発議第6号 平成28年熊本地震からの復旧・復興に係る特別な財政措置を求める意見書案

議長（秋丸安弘君） 次に、日程第4、発議第6号、平成28年熊本地震からの復旧・復興に係る特別な財政措置を求める意見書案を議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋丸安弘君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋丸安弘君） 討論なしと認めます。

本案を可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋丸安弘君） 異議なしと認めます。

日程第4、発議第6号、平成28年熊本地震からの復旧・復興に係る特別な財政措置を求める意見書案は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

- - - - -

日程第5 発議第7号 被災者生活再建支援法の改正を求める意見書案

議長（秋丸安弘君） 次に、日程第5、発議第7号、被災者生活再建支援法の改正を求める意見書案を議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋丸安弘君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋丸安弘君） 討論なしと認めます。

採決をします。本案を可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋丸安弘君） 異議なしと認め、日程第5、発議第7号、被災者生活再建支援法の改正を求める意見書案は、原案のとおり可決することに決定しました。

- - - - -

日程第6 発議第8号 行政庁舎等再建についての国庫補助制度の創設を求める意見書案

議長（秋丸安弘君） 次に、日程第6、発議第8号、行政庁舎等再建についての国庫補助制度の創設を求める意見書案を議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋丸安弘君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋丸安弘君） 討論なしと認めます。

採決をします。本案を可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋丸安弘君） 異議なしと認め、日程第6、発議第8号、行政庁舎等再建についての国庫補助制度の創設を求める意見書案は、原案のとおり採択するものと決定しました。

- - - - -

日程第7 議案第46号 国営川辺川土地改良事業建設事業費の負担区分の変更について

議長（秋丸安弘君） 次に、日程第7、議案第46号、国営川辺川土地改良事業建設事業費の負担区分の変更についてを議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。

10番、松本議員。

10番（松本佳久君） おはようございます。

ただいま議題となっております議案第46号、国営川辺川土地改良事業建設事業

費の負担区分の変更について、質疑を行います。

これは昨日赤坂議員の一般質問の中で時間不足のために質疑されなかったようなことです。8月29日、私たちは東京へ陳情に行きました。そのときは村長も同行していただきましたが、国会議員を訪問する中で、参議院議員の新藤金日子氏のところへも川辺川事業、その他のことについてお願いに行ったところです。

その中でいろいろな話をする中でですね、国営川辺川事業地を中山間地指定地区に編入することはできないかという質問が出たわけでありますが、それに対してこの新藤金日子氏は元農水省の中山間地課長、ちょっと正式な名前は忘れましたが、ありましたので、そのようなことは県知事の特認でできると、そのときも村長もいらっしゃいましたが、そのようなことでありました。

この件に関して、執行部はどのようにお考えでしょうか。この川辺川地区を中山間地域指定していただくよう県なりへ申請される考えはありませんか。

議長（秋丸安弘君） 村長。

村長（内山慶治君） それでは、お答えいたします。

国のガイドラインによりまして、中山間地の傾斜もしくはその内容に応じてですね、指定がなるということでありました。ただ、川辺川の造成地におきましては、国のガイドラインには乗らないということでありましたので、知事の特認といえますか、特別な計らいによりまして、そのことは可能であるというようなこともおっしゃいました。

もちろん県のガイドラインもございます。ただ、川辺川は今までいろんな歴史を積み重ねながらここまでやっとたどりついたということでありまして、いろんな支援策も必要だろうかということは感じております。ただ、まだ直接的には県のほうには打診しておりませんが、農家の方々が有利になるような耕作ができるようであればですね、県のガイドラインのほうを調べながらですね、県のほうにそういう特別な認可について要請もしてみたいと思っております。

議長（秋丸安弘君） 松本佳久議員。

10番（松本佳久君） これは6市町村の共同事業といえますか、一緒にやっている事業です。村長は以前は組合長もされておりました。そこで、ただいまちゃんと調べて可能であれば申請もしたいということでありまして、6市町村長で話し合ってみてまとめてされるという考えですか。

議長（秋丸安弘君） 村長。

村長（内山慶治君） 基本的にはですね、6市町村の川辺川の造成地、区画整理地につきましては、合同で同じような条件の中で動いておりますので、基本的にはそうなるかと思っております。ただし、その造成地、区画整理地において、それぞれ条件が違

うわけでありますから、いわゆる上原田も実は区画整理地でありますけれども、そういうところも含めて、可能な地域と可能でない地域もあろうやに思います。ただその点も含めてですね、しっかり6市町村長には情報を提供しながら、中山間地指定できるところにおいては、特別に認可してもらうような手続きをお願いしていければと今、思っているところであります。

議長（秋丸安弘君） 松本佳久議員。

10番（松本佳久君） これは水田ですけど、あさぎり町の下乙や岡原の斉堂あたりも中山間地域だそうであります。そういうこともぜひ研究されて、村長申されましたように進めていただければと思います。

次に、いろいろ説明の中で、今回、同文議決をした後、地権者の同意取得に移るということでありました。山江村では、約1,000人の地権者といいますが、関係者がおられるということではありますが、今回、この出ております議案は、農地造成地区、山江村36ヘクタールですか、区画整理地区、山江村34ヘクタール、約70ヘクタールだろうと思います。このほかに今回事業を廃止する地域、例えば山田地区の水田ほとんどです。それから、これまでまだ国営で工事をしてない章鹿倉台地ですか、それから、今現在造成してあるところの周辺地域等は除外されるような計画であります。同じように、さっき村長ちょっと触れていただきましたが、これが全体の地図ですけど、このピンクのところは除外されることになっております。従いまして、除外地域からも同意取得をもらうということになるのかと思いますが、この理解でよろしいですか。

議長（秋丸安弘君） 村長。

村長（内山慶治君） お考えのとおりであります。ご質問のとおりであります。その除外地からも同意を取らなくちゃいけないというようなことになります。従いまして、当初計画、要するに平成6年だったですかね、前回、計画変更して認定された分がありました。その分に入っていた分についてはですね、同意を得なくちゃいけない。二千八百数十ヘクタールだったと思いますけれども。従いまして、山江村の水田につきましては、補給水として水の手当をするようになった計画区域でありますので、その計画区域から変更計画が今度必要になるということは、すべての方々の同意が必要になるということでありまして。

先ほど、議員のほうの質問の中では1,000人とおっしゃいましたが、4,100人程度、山江村内にはおられるということになります。

議長（秋丸安弘君） 松本佳久議員。

10番（松本佳久君） それでは、この議案の中では国営川辺川事業の造成地とそれから区画整理事業費の負担金の減少というか、減額であります。そのほかの水田地

域の方とか畑地帯の方とかには別段の農業補助予算というか、何か別段の農業振興策を考えると、こういう理解でよろしいんですか。

議長（秋丸安弘君） 村長。

村長（内山慶治君） 計画区域に入っております区画整理をしたところ、そして造成をしたところについては、当然1.5%と3.6%事業費の負担をしてもらう。農家の方々に負担してもらう、それが6,000円と5,000円でありますということを行いました。従いまして、その他のところは負担金は全く発生はしません。ぜひ今、農業振興策を講じるというような話をされましたけれども、網がかぶっている以上はほかの事業は持って来れないというのは、二重に網を被せて、要するに国営の事業で計画地域に入っているところに、ほかの団体へもしくは県営等の事業をかぶせるということではできませんので、まず国営の網を取っ払ってから、それから諸々の営農の施策については事業を実施していきたいと。議会に同行させてもらいながら、進藤参議のほうにも申しましたのは、国営の網を取ったからといって、国は知らんふりをするなというようなことを強くあのときは申しました。しっかりこれまでこの地域はその利水問題で30年を超える問題で、苦しんだ地域だから、優先的にその事業については、営農の地域については、手当をお願いしたいということをおのとき申したわけでありまして、そのことについては、金子代議士もそうだったわけですが、進藤参議からもいい返事をと申しますか、協力的な返事をもたらしたということはもう議員の皆さん方、ご承知おきのとおりであります。

10番（松本佳久君） 終わります。

議長（秋丸安弘君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋丸安弘君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋丸安弘君） 討論なしと認めます。

採決をします。本案を可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋丸安弘君） 異議なしと認め、日程第7、議案第46号、国営川辺川土地改良事業建設事業費の負担区分の変更については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

-----  
日程第8 認定第1号 平成27年度山江村一般会計決算の認定について

議長（秋丸安弘君） 次に、日程第8、認定第1号、平成27年度山江村一般会計決

算の認定についてを議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。

8番、中竹耕一郎議員。

8番（中竹耕一郎君） 1点だけ質疑をしたいと思います。ページは29ページであります。一般会計の29ページの歳出の分でありますけれども、29ページの社会福祉費、障害者福祉費の欄ですけれども、委託料が60万円予算的には計上されているんですが、支出が全然なされてないんですが、これは最終的にこの決算の段階まで予算を保留しておかなければならないような性格の予算なんではないでしょうか。そこ1点だけお尋ねします。社会福祉費です。ページは29ページです。節は13、委託料です。

議長（秋丸安弘君） 一二三健康福祉課長。

健康福祉課長（一二三信幸君） それでは、お答えいたします。

決算書の中の障害者福祉費の中の委託料についてですが、これにつきましては、障害者デイサービス事業の委託料ということで、障害者がデイサービスを使われた場合に委託料として支払う分で、年間1人程度を見越してあったんですけれども、利用者の実績がなかったということで、一応最後まで決算のところまでですね、事業として予算を残しておいたということでございます。

議長（秋丸安弘君） 8番、中竹耕一郎議員。

8番（中竹耕一郎君） 私が聞きたかったのはですね、最後まで残しておかなければならない予算だったのかですね。途中で落とすことができなかつたのか、それとも最後まで残さなければならぬそれなりの理由があつて残されたのか、そこを聞きたかったわけです。

議長（秋丸安弘君） 一二三健康福祉課長。

健康福祉課長（一二三信幸君） それでは、お答えします。

3月補正の段階では、2月ぐらいい取りまとめが行われますので、一応3月の末まで申請等、委託の請求があつた場合は必要だということで、専決のほうで落とさせていただきますということです。

8番（中竹耕一郎君） 終わります。

議長（秋丸安弘君） ほかに質疑ありませんか。

10番、松本佳久議員。

10番（松本佳久君） ただいま議題となっております認定第1号、平成27年度一般会計歳入歳出決算について、何点が質疑を行います。

まず、32ページに子育て支援事業費、中学3年生までの医療費無料化の支出として20節、扶助費1,970万円が支出してあります。

それから、46ページには、9款、教育費、1項、2目、事務局費、19節、負

担金補助及び交付金の2,300万円ですが、そのうち約1,800万円程度は小中学校の給食費材料という説明でありました。子ども医療費無料化、あるいは給食費無料化、これらを合わせますと4,000万円までにはなりません、それらの経費であります。それらの経費が財政に与える影響についてはどのように考えておられるのか。

加えて、31ページには児童措置費があります。これは26年度までは二つの認可保育園と一つの無認可保育所でしたが、万江保育園が認可保育園になったことから、おそらく村費の負担額は減少しているのではないかと思います。それらの額については、どのようになっているのか、この3点について執行部の答弁を求めたいと思います。

議長（秋丸安弘君） 豊永総務課長。

総務課長（豊永知満君） それでは、お答えをいたします。

給食費無料化が与えた影響はということですが、繰越金の中から定住化促進基金として毎年度積み立てを行っているところでございます。平成26年度、27年度、2億円以上の繰越金が出ておりますので、その中から毎年度3,000万円を積み立て、26年度870万円、28年度1,800万円を取り崩しているところであります。全体の基金も増えておりますけど、この基金自体も増えているという状況であります。大きな影響はないものというふうに考えております。

議長（秋丸安弘君） 一二三健康福祉課長。

健康福祉課長（一二三信幸君） それでは、お答えします。

まず、医療費無料化が財政に与えた影響ということですが、平成27年度予算額は2,040万円で、県の補助が185万2,000円ということですので、一般財源の持ち出しというか、一般財源で対応している分が1,854万8,000円ということになります。それから、28年度につきましては、18歳までということで、医療費の無償の年齢を引き上げておりますので、120万円を見越して、当初予算が2,160万円となっております。120万円の28年度につきましては増額ということですので、この分が負担増になっていると思います。助成額の実績を見ますと、平成26年度は月平均が169万1,817円、27年度が169万1,817円で、平成28年度はまだ4月から7月までの実績ですが、4カ月で162万695円となっており、ほぼ同額で推移しているようです。近隣市町村の状況も調べてみましたが、高校3年生まで無料化をしているところは水上村、五木村、球磨村と山江村でありまして、ほかのところは中学3年生までということになっております。子育て支援につきましては、村の大きな施策でもありますので、ある程度の財政負担というのは必要ではないかと考えておりま



す。

万江保育園の認可になったことで財政負担がどのようになったかというご質問につきましては、万江保育園は平成24年4月から認可保育園となっております。平成26年度は認可保育園の移行期間ということで、若干補助金等が出ておりますので、25年度と比較してみますと、村が25年度に認可外保育園運営費として補助をしていた分は、単独で1,149万6,000円を支出しております。平成27年度は認可保育園に移行しておりますして、運営費の4分の1を村が負担するということになりますので、今のところですね、1,093万9,300円を支出しております。単純に差し引きますと、認可保育園になったことで村の負担は55万6,700円の削減となっております。

以上です。

議長（秋丸安弘君） 10番、松本佳久議員。

10番（松本佳久君） 代表監査委員、木下久人及び議会選出監査委員、赤坂修議員によって、このような平成27年度山江村一般会計特別会計決算審査意見書及び各種基金運用状況審査書というのをいただいております。この中の8ページ、9ページ、10ページにわたって、主に山江村の財政指標について書いてあります。財政力指数は低いですが、その他の指数はいろいろ書いてあります。この件に関してですね、代表監査委員は山江村の財政状況について、その中でも特にこの財政指標が表す山江村の実力といえますか、あるいは将来負担比率なども書いてありますので、今後心配なのかどうなのか、代表監査委員の見解をお聞きしたいと思います。

議長（秋丸安弘君） 木下代表監査委員。

代表監査委員（木下久人君） それでは、松本議員のご質問にお答えしたいと思います。

財政指標につきましては、報告書の8ページから10ページにかけて書いておりますけれども、まず、8ページから順を追って説明をしたいと思います。

まず、実質収支比率でございます。本年度は13.4%、本来は3から5が望ましいとなっておりますが、今年といえますか、28年度の予算においてですね、大きな事業が計画されておりました。まず道路改良事業、公営住宅建設事業、行政無線のデジタル化という事業が計画されておりますけれども、これについては、補助金と起債を用いて事業を行うというふうになっております。ただし、入札後は前払金を支払う必要があるということで、補助金と起債が入ってくるのが年度末ということになりますから、その分は前払金については、一般財源の中から立て替えなければならない、それが金額的にはまだ私も把握しておりませんが、数億円程度になるのではなかろうかということで、財政のほうがその財源を確保するために、今年

はちょっと多めに繰り越したと、いわゆる実質収支額が大きくなったということでございます。ただ、これの数字が13.4%でございますけれども、高いからといって財政に悪影響を与えるものではございません。いわゆる一時借入金で金融機関から借りますと、当然それは利子を支払わなければならないわけでございますので、いわゆる手持ち資金でそれに対応されるということでございましたので、この件についてはやむを得ない措置ではなかったかなと思っております。ただ、今後は、状況を見ながら将来の財源確保のためにも、一部は積み立てを行うということも検討に入れていかれるべきものと思っております。

それから、経常収支比率でございます。経常収支比率は、昨年度より1.8%改善しておりますが、本来は75%程度が望ましいというふうになっております。今回1.8%改善された大きな要因はですね、普通交付税が増額されたということで、改善されたと思えますけれども、ただ、この件につきましては、普通交付税については変動があるわけでございます。国の財政状況とかいろんなものがですね。いわゆる分子の部分、経常的な経費、これは財政改革を行って今後抑えて、やはり弾力性のある75%に近い数字に持って行かれることが必要ではないかというふうに考えております。

それと財政力指数でございます。これは0.13というふうなことで、ほとんど変わっておりませんけれども、これにつきましては、もうご承知かと思えますが、財政力指数は基準財政収入額分の基準財政需要額を割った値と、この基準財政収入額の部分ですね、やはり山江村が一番問題なのは、いわゆる税収が少ないと、山江村の場合には大きな企業もなく、いわゆる法人税等が入って来ないということで、低い数字になっているのではなかろうかと思えます。ただ、この財政力が低いからといってですね、嘆く必要はないんじゃないかな、いわゆる基準財政収入額から基準財政需要額を引いた分の差額は、普通交付税に算定されるわけでございますので、財政力が低いからといって嘆く問題ではないと思えます。

公債費比率、これは10%程度が望ましいというふうになっておりますが、山江村の場合は5.0というふうなことで、公債費に占める比率があるわけですが、これが山江村の場合は交付税に算入される起債を有利に買っております。算式については書いてありますけれども、いわゆる一般財源から持ち出す金をですね、なるだけ少なくしていくというふうなことで、公債費比率を抑えていくというふうなことで、取り組んでおられますので、そう心配をされる、10%以下でございますので、そう心配される必要はないんじゃないかなと思っております。

今後におかれましても、やはり有利な企業を刈られて、住民のしょうとされる事業を進めていっていただければと思っております。

将来負担比率については、これは無算定でございますので、まだしておりません。26年度の熊本県の市町村財政運営状況の比較表を10ページに載せておりますけれども、経常収支比率につきましては、山江村は26位、実質公債比率は7.9で16位ですかね。ということで、将来負担比率は0%で7位というふうなことで、この小さな村です、財政状況は健全に運営されているのではないかと考えております。

ただ、今後心配されますのが、いわゆる国の財政状況でございます。今、国が抱えておりますのが社会福祉の充実、そして東北大震災の復旧、復興。そして4月14日に発生しました熊本地震、それから北海道・東北地方を襲った台風災害と、いわゆる国が抱えている問題は山積をしております。従いまして、山江村におかれましても、今後行財改革をさらに進められて、健全財政をしていただくよう望むところであります。

以上でございます。

議長（秋丸安弘君） 10番、松本佳久議員。

10番（松本佳久君） 1点だけ確認したいんですが、多分、代表監査委員、実質公債費比率は読み間違えなかったじゃないですか。9.6%じゃなかったでしょうか。総務課長とちょっと打ち合わせてもらえば、5.0で言いなごたつたばってん。失礼しました。8ページの公債費比率は確かに5.0で、9ページの実質公債費比率は9.6%、私が勘違いしておりまして、公債費比率は5.0、実質公債費比率は9.6とこういう理解でよろしいでしょうか。

6月議会において国保税の値上げ案が出されました。私たち議会もずいぶん悩んだんでありますけれども、それぞれ科目によって1割値上げだったり、場合によっては15%値上げだったり、いろいろあったわけですが、これはもう値上げせんことには、国保税運営がまずなくなるとか、あるいは平成30年度からは熊本県が一本化になるとかいろいろなことを考えて、議会も満場一致で賛成したところです。

それについてですね、これはもう値上げ後のことです、28年度の予算にはなるとは思いますが、どれくらい上がるんでしょうか。これは私たちも納得して賛成したことではありますけれども、そのことが国保税のアップが村の一般会計に何か与える影響があるのか、この2点について答弁をいただきたいと思っております。

議長（秋丸安弘君） 山口税務課長。

税務課長（山口 明君） それでは、お答えいたします。

国保税の今回補正で上げている分についての調定につきましては、本算定を新税率によりまして行いました。予算算定時の調定額といたしまして、8,388万1,

000円でございます。もし、税率を上げなければですね、7,297万7,000円ほどの予定でございました。いわゆるこの差額、増額分というのが1,086万1,700円ということになります。約1,000万円ほどでございます。あくまでもこれは調定額でございまして、当初予算が95%の収納率で計算をしておりますので、補正につきましてもこの予算算定時の8,300万円程度の95%を掛けた分の差額を計上しているところでございます。

以上でございます。

議長（秋丸安弘君） 10番、松本佳久議員。

10番（松本佳久君） 国保税の値上げは一般会計にも影響を与えるかということも質疑しておりますが。

議長（秋丸安弘君） 一二三健康福祉課長。

健康福祉課長（一二三信幸君） それでは、お答えします。

国民健康保険税の値上げは一般会計に影響するかです。国民健康保険事業自体は特別会計によって運営されておまして、療養給付費については原則として国の調整交付金、国庫負担金、都道府県調整交付金で50%を、残り50%を保険税で運営していくこととなっております。しかしながら、財政規模の小さい保険者もあるということで、保険者間の財政の平準化、安定化を図るため、高額医療費共同事業や保険基盤安定制度などによって、さらに国・県支払基金、そして市町村の一般財源を繰り入れて、保険税の軽減を図っております。そこを差し引いたところで、残りの約20%を保険税で見ることになりますけれども、山江村の場合は基金の取りくずしと一般会計からの法定外の繰り入れを行っております、全体の17%を保険税で見ているところであります。

国保運営につきましては、そういった感じの財源で動いておまして、国保加入者が今、減少している状況でありまして、療養給付費をその負担する方々の数が減っているということで、1人当たりの保険税というのは上がっているものと思います。一般会計からは保険税が上がれば繰り入れる額は減るわけでありまして、療養給付費を下げていただく、健康に過ごしていただいて療養給付費を下げていただくことが一般財源に与える影響を少なくするところだと思いますので、健康福祉課のほうでも住民健診の受診率の向上とか、保健指導等に力を入れて療養費の削減のほうを図っていきたいと思います。

以上です。

議長（秋丸安弘君） 村長。

村長（内山慶治君） 健康福祉課の課長は中身を言いましたけれども、答えがちゃんとおりませんので、補足を説明させていただきます。

税率を上げたということにつきましては、税務課長が申しあげましたとおり、医療費が1,000万円ぐらい足りない、要するに今はどういう傾向が起きているかということ、健康保険に加入している若い人たちが仕事を求めて社保加入に移っている状況であります。

従いまして、ある意味ではその病気になりがちな高齢者の方々を中心にその保険を払っていくということでもありますから、その医療費が上がって負担する人が少ないというような状況の中から、要するに1,000万円ほどの不足を生じているというふうなことでありまして、今回は税率の改正を行わせてもらったというようなことであります。

この国保の運営につきましては、実は30年、今28年ですけれども、来年、再来年に熊本県で統一した広域化が図られようとしております。後期高齢者の医療費につきましては、広域連合でやっておりますので、そういう形になっていく。従いまして、29年度、来年度どうするかということもありましたけれども、激変を緩和したいという思いはございました。要するに税金が急激に上がったたり下がったりしないように、今年は1,500万円の基金を繰り入れて、残りは500万円しかもうなくなりましたけれども、ながら国保加入者の負担を減らしたと、1,500万円繰り入れたと、基金を入れてですね。というようなことをやりました。従いまして、そういう30年度を見越しながらその国保の運営を見守っているということでもあります。

ただ、先ほど議員がおっしゃいました国保の税率を上げるということは一般会計に影響を及ぼすかということですが、これは基本的に関係ありません。要するに国保の基金が足りなかったら一般会計の基金からその基金に繰り入れるということはありますけれども、28年度はありませんので、一般会計のほうからですね、やるとすれば繰り越しの中から運用はしますけれども、そういうことでありますので、補足して説明を申し上げます。

議長（秋丸安弘君） 10番、松本佳久議員。

10番（松本佳久君） 歳出の51ページに繰越金を書いてあります。約2億5,000万円です。先ほど監査委員も実質収支額が多いけれども、これは28年度のために必要なんだというようなご意見だったと思いますけれども、これから、今回の後で出てくる一般会計（2号）補正予算の中で、5,000万円は財政調整基金に上積みをしてあります。

この基金積立額をもう少し増額する考えはなかったのかというのが1点と、もう1点は平成23年度だったと思いますが、一般会計から国保会計に5,000万円を繰り出して基金に積み立てております。そのような考えはなかったのか、この繰

越金と基金についての答弁を求めます。

議長（秋丸安弘君） 村長。

村長（内山慶治君） それでは、私のほうから運用の件でありますので、答弁させていただきます。

2億5,000万円繰越金がございました。ただ、予備費として8,000万円ほど組んでありましたので、その分は差し引きまして1億7,000万円のいわゆる真水たる繰り越しがあったということでもあります。1億7,000万円をどうしようかということではありますが、とりあえず5,000万円を財政調整基金のほうに積み立てたということは議員のおっしゃるとおりでありまして、現在のところ1億2,000万円の運用をどうするかということでございます。

先ほど監査委員のほうからご報告がありましたとおり、今年は12月から年度末にかけて、防災行政無線の前払金が必要だということもあります。ただ、この件についてはですね、いずれ戻ってくるお金でありますから、1億2,000万円を12月、3月の基本的には補正として残しておきながら、1億2,000万円の運用につきましては、当然あとは基金に返すということでもあります。必要な基金に返すということになりますので、国保会計の基金が今500万円しかありませんので、当然29年度は村のほうで運営するということになりますから、国保会計の基金のほうに積み立てるということが起きてくるということは十分考えられると思います。

議長（秋丸安弘君） 10番、松本佳久議員。

10番（松本佳久君） 48ページの教育費で、90万円の公民館費が支出してあります。その中の15節、工事請負費は89万6,400円が支出してありますが、これは私たち現地調査にも行きましたし、また教育課長からも丁寧に説明していただきましたが、白嶽大明神の移転に伴う大川内公民館の解体費、整地費に支出したということでありました。

議会でもいろいろ、例えば城山観音堂のことであるとか、三十三観音堂のことであるとか、いろいろ出ておりますが、今後ですね、村内の文化財に対する支出、これはおそらく移転費は地元の方が出しておられます。大川内地区は皆さんもご存じのように57%の高齢化率の中でやっておられますけれども、そういうことで山江村全体を考えてですね、今後の山江村の公民館費なり文化財費なり、どのようにされるおつもりなのか。

ついでにじゃないですけど、合戦ノ峰観音堂の駐車場建設について、私たちは今年の3月でしたかな、採択をしております。必要であると、それから村全体の文化財も考えて検討してくれというようなことを出してありますが、今回のこの白嶽大

明神の移転に伴う支出、これは公民館の解体分離費、整地費だけであつたらうかと思ひますが、今後、山江村としてはどのようにこの文化財保護に取り込まれるつもりなのか、答弁を求めます。

議長（秋丸安弘君） 蕨野教育課長。

教育課長（蕨野 昭君） それでは、お答えいたします。

白嶽神社の移転につきましては、先ほど議員申されましたとおり、大川内公民館の一部を村の予算で解体、撤去いたしまして、その後、地区へ村有地でございますので、無償の貸し付けを行いまして、地元のほうで移転をされました。移転費用につきましては、地元のほうで支出をされております。

本村には国指定が8、県指定が3、村指定が55で、合計66の指定文化財がございます。条例に基づきまして、指定の有形文化財等につきましては、多額の経費を要した場合などは所有者に対し、経費の一部を補助することができます。また、国や県指定も同様ではないかと思つているところでございます。これ以外に考えられますのが、全国的にも取り組んでいる自治体もあるようでございますけれども、例えば文化財保護基金あたりを創設してですね、財源として充てる方法はないかなどの検討も必要かと思つております。それから、まだ村内には未指定文化財等も数多くございますので、このような文化財も含めまして、できるだけ完全な姿で後世に残すための取り組みが必要であるというふうにも考えております。

今後は、学芸員も雇用しておりますので、その活用、それから現地調査の実施、それから文化財専門家等のご意見も参考にしながら、この文化財対策にも取り組んでいかなければならないというふうにも考えているところでございます。

議長（秋丸安弘君） 10番、松本佳久議員。

10番（松本佳久君） 教育委員会の考えはわかりましたけれども、村長としてはこの文化財の保護、あるいは活用、企画課あたりでも一生懸命今、観光交流も力を入れておられますが、村長はどのようにお考えですか。

議長（秋丸安弘君） 村長。

村長（内山慶治君） 文化財は保護する立場は教育委員会であらうかと思ひますけれども、活用の場面になりますと、今は日本遺産も含めて積極的に観光の部分で活用していくということになりますので、また山江村はフットパスの事業も始めたということでもありますから、その企画サイド、村長部局にならうかと思ひます。

そのまず保護の部分から言わせますとですね、非常に今は16区の白嶽神社もそうだったんですけども、管理するのに大変な思いをされているというようなことであります。高齢化によりまして、その地域のシンボルであった寺社、仏閣の管理が大変な時代になってきたなということを感じたわけでありまして、それはそれと

してまた大きな政策課題として出てきているんだろうというふうに思います。救いとしては、先ほど課長が言いましたとおり、村の文化財指定を見直す等々の処置を行いますと、村からもその文化財の保護としての支援はできるということになりますので、今回、文化財の学芸担当と申しますか、学芸員も4月から設置しておりますので、その付近の見直しもしていきたいと思っております。

それから、もう1点の活用のほうであります。活用のほうにつきましては、その文化財の調査をもう一度やり直す必要があるんだろうと思っております。非常に貴重な文化財もまだまだ眠っているという情報もありますので、そういう文化財を再調査しながら、そのどういうふうな活用をしていくのか、もちろん日本遺産の動きもありますけれども、日本遺産で指定された文化財のみならず、山江村内に点在します御堂、ある意味では庚申と、山江には庚辰橋として庚申橋まで橋の名前まで庚申信仰のシンボルとしてあるわけでありまして。そういうものを再度洗い直しながら組み立て直す必要があるんだろうという気がいたしております。また、そのことで山江独自の日本遺産に絡めた文化財を活用した観光のあり方というのもフットパスも含めてですね、再構築をしていきたいと思っております。

議長（秋丸安弘君） 10番、松本佳久議員。

10番（松本佳久君） 先ほど申しましたように、議会も陳情要望書を採択している合戦ノ峰観音堂の駐車場やトイレについては、どのようにお考えですか。今後の展開はどのように考えておられますか。

議長（秋丸安弘君） 北田企画調整課長。

企画調整課長（北田愛介君） 合戦ノ峰観音堂の駐車場、トイレ等の整備でございます。

もうすぐお彼岸に入りまして、秋と春のお彼岸にはですね、かなりの方が参拝に見えられます。駐車場がないということで、バスとか乗用車は路上駐車を強いられているというような状況でございます。私どもも現地を調査いたしております、候補地等も調査をいたしましたけれども、やはり道路との高低差がかなりありまして、大型バス等が入れるような駐車場の整備は難しいんじゃないかなというところを少し感じております。

それとあとフットパスとも関連させまして、休憩所として一応予定をいたしております。ここにはトイレがございますけれども、小さいトイレが一つでございますので、やはり整備する必要があるかというふうに考えております。この点につきましては、今後の国の補正予算とか地方創生の費用が活用できないかというのを現在研究をいたしております。そういった補助事業等、交付金事業等に該当すれば整備を進めたいというふうに一応考えておまして、この件につきましては、現在事



業の実施ということで方向を定めながら、補助事業等を探しているというふうな状況でございます、財源の確保ができれば実施したいというふうに考えております。

議長（秋丸安弘君） 村長。

村長（内山慶治君） 合戦ノ峰観音の件につきましては、補足を説明させていただきます。

日本遺産絡みで新聞報道等もなされておりますとおり、日本遺産関連で人吉球磨全体ですけれども、隈研吾、原研哉という方が建築家とデザイナーでありますけれども、ご案内のとおり隈研吾さんに至りましては、今回の新国立競技場、それから田町あたりの駅舎を建築されたという著名な方でありまして、この日本遺産に絡む建築物に関しては、隈研吾が設計をしていきたいと思いますというふうになっております。先般、人吉の事務局が山江村に来た場合、各町村一つづつはその隈研吾さんのデザインをできないだろうかというような話がありましたので、その音頭取りによって、できるとすればその合戦ノ峰の便所あたりは隈研吾さんの設計を絡めたら人を呼べるなというようなこともございます。そういうことも含めて、検討を今後していくということを思っております。

議長（秋丸安弘君） 10番、松本佳久議員。

10番（松本佳久君） この決算書全体の中の繰越明許費についてお聞きしたいと思います。

建設費等もありますが、私にとっては非常にわかりにくかった企画費関連で、例えば歳入では11ページに総務費国庫補助金として入って来ているものが、歳出では24ページのまち・ひと・しごとの歳出がしてあります。これはもともとはもう26年度から繰り越されてきて、そして何か事業を行いながら、27年度のもう3月の30日かなんかに国の補正予算が出て、それはもう全額繰り越し、それが書いてあります。そしてその27年度中の事業をここにずっと書いてあると思うんですが、また27年度の最後、28年度にもたくさん4,700万円来ておりますので、それは全額繰り越したというようなことを書いてあるようでございます。しかし、27年度事業については、事業メニューに合わなかったのか何か、幾らか歳入を返したということですので、そのことがこの決算上は不用額がともて多く書いてあります。1,300万円か何か。でもよくよく聞けばその歳入も減ってるんだということでこのような決算書になっておりますが、この繰越明許費というのは、それが繰り越したときは議会にも報告があります。でもその終わったときにもこのように精算しました、この分は返金しましたとか、そのような報告があったほうがいいんじゃないかと考えます。この繰越明許費の執行部の考え方、特にこのまち・ひ

と・しごとではどのような仕事して、どのような仕事をされなかったのか、それを答弁を求めます。

議長（秋丸安弘君） 豊永総務課長。

総務課長（豊永知満君） それでは、お答えいたします。

繰越明許費のあり方ということで、決算後は明細を報告すべきではないかということですが、まち・ひと・しごと創生対策費につきましては、補正額4,723万5,000円があり、26年度から繰り越した3,950万5,000円の明細がわからないということですが、4,723万5,000円の補正額、この一部を翌年度に繰り越した場合には、前年度から繰り越した額の決算明細がわからなくなるかと思えます。ただ、平成27年度につきましては、補正額全額を繰り越しております。4,723万5,000円を繰り越しております。繰り越しておりますので、支出額、1節から19節の2,590万5,983円というのが繰り越した3,950万5,000円の決算の明細ということになります。ただ、歳入についてもわかりにくいということですので、他の自治体を参考に、決算書の資料といたしまして、繰越明許の決算調書といったものを作成していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

議長（秋丸安弘君） 10番、松本佳久議員。

10番（松本佳久君） 時間も残り少ないですので、答弁はよくて、その特に企画費であります。今は総務費の中の6目ぐらいが企画費だと思います。ちょっとよくわかりません。それから、商工費は企画費であります。

そこで、私たちには款とか項をつくる権利はありませんが、村長にはあります。2款、総務費の次に3款、企画費をつくるのか、あるいは2款、総務費でも何項かわかりませんが、第何項、企画、項というのを設けて、企画の仕事がわかるようにしたほうがよくはないかと思うんですが、執行部としてはどのようにお考えですか。

議長（秋丸安弘君） 豊永総務課長。

総務課長（豊永知満君） それでは、お答えいたします。

企画費は別に款をつくるべきではないかということですが、村の財務規則第9条第1項の規定により、款、項、目につきましては、地方自治法施行規則第15条第1項に定める区分をきちんとして定めることとしております。この基準では、款の中に企画費というのはありませんので、項のところを見ると企画費はあります。項のほうに企画費を設けることはできますが、設けるとなると新年度からということになると思いますので、担当課と協議をいたしまして、検討をしてい

きたいと思います。

10番(松本佳久君) 質疑を終わります。

議長(秋丸安弘君) ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(秋丸安弘君) 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(秋丸安弘君) 討論なしと認めます。

採決をします。本案を認定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長(秋丸安弘君) 異議なしと認め、日程第8、認定第1号、平成27年度山江村一般会計決算の認定については、原案のとおり認定することに決定しました。

お諮りいたします。ここで暫時休憩をしたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長(秋丸安弘君) 異議なしと認めます。再開時間を11時15分といたします。

-----

休憩 午前11時08分

再開 午前11時15分

-----

議長(秋丸安弘君) それでは、休憩前に引き続き再開いたします。

-----

日程第9 認定第2号 平成27年度山江村特別会計国民健康保険事業決算の認定について

議長(秋丸安弘君) 次に、日程第9、認定第2号、平成27年度山江村特別会計国民健康保険事業決算の認定についてを議題とし、質疑を許します。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(秋丸安弘君) 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(秋丸安弘君) 討論なしと認めます。

採決をします。本案を認定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋丸安弘君） 異議なしと認め、日程第9、認定第2号、平成27年度山江村特別会計国民健康保険事業決算の認定については、認定することに決定いたしました。

- - - - -

日程第10 認定第3号 平成27年度山江村特別会計簡易水道事業決算の認定について

議長（秋丸安弘君） 次に、日程第10、認定第3号、平成27年度山江村特別会計簡易水道事業決算の認定についてを議題とし、質疑を許します。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋丸安弘君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋丸安弘君） 討論なしと認めます。

採決をします。本案を認定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋丸安弘君） 異議なしと認め、日程第10、認定第3号、平成27年度山江村特別会計簡易水道事業決算の認定については、認定することに決定いたしました。

- - - - -

日程第11 認定第4号 平成27年度山江村特別会計農業集落排水事業決算の認定について

議長（秋丸安弘君） 次に、日程第11、認定第4号、平成27年度山江村特別会計農業集落排水事業決算の認定についてを議題とし、質疑を許します。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋丸安弘君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋丸安弘君） 討論なしと認めます。

採決をします。本案を認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋丸安弘君） 異議なしと認め、日程第11、認定第4号、平成27年度山江村特別会計農業集落排水事業決算の認定については、認定することに決定いたしま

した。

-----  
日程第 1 2 認定第 5 号 平成 2 7 年度山江村特別会計介護保険事業決算の認定について

議長（秋丸安弘君） 次に、日程第 1 2、認定第 5 号、平成 2 7 年度山江村特別会計介護保険事業決算の認定についてを議題とし、質疑を許します。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋丸安弘君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋丸安弘君） 討論なしと認めます。

採決をします。本案を認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋丸安弘君） 異議なしと認め、日程第 1 2、認定第 5 号、平成 2 7 年度山江村特別会計介護保険事業決算の認定については、認定することに決定しました。

-----  
日程第 1 3 認定第 6 号 平成 2 7 年度山江村特別会計後期高齢者医療事業決算の認定について

議長（秋丸安弘君） 次に、日程第 1 3、認定第 6 号、平成 2 7 年度山江村特別会計後期高齢者医療事業決算の認定についてを議題とし、質疑を許します。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋丸安弘君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋丸安弘君） 討論なしと認めます。

採決をします。本案を認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋丸安弘君） 異議なしと認め、日程第 1 3、認定第 6 号、平成 2 7 年度山江村特別会計後期高齢者医療事業決算の認定については、認定することに決定いたしました。

-----  
日程第 1 4 認定第 7 号 平成 2 7 年度山江村特別会計ケーブルテレビ事業決算の認

定について

議長（秋丸安弘君） 次に、日程第14、認定第7号、平成27年度山江村特別会計ケーブルテレビ事業決算の認定についてを議題とし、質疑を許します。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋丸安弘君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋丸安弘君） 討論なしと認めます。

採決をします。本案を認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋丸安弘君） 異議なしと認めます。

日程14、認定第7号、平成27年度山江村特別会計ケーブルテレビ事業決算の認定については、認定することに決定いたしました。

- - - - -

日程第15 議案第47号 平成28年度山江村一般会計補正予算（第2号）

議長（秋丸安弘君） 次に、日程第15、議案第47号、平成28年度山江村一般会計補正予算（第2号）を議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。

3番、森田俊介議員。

3番（森田俊介君） 議案第47号、平成28年度山江村一般会計補正予算（第2号）の質問を1点だけ行います。

14ページの住宅建設費で800万円の増加工事が付いておりますので、この説明をお願いいたします。

議長（秋丸安弘君） 白川建設課長。

建設課長（白川俊博君） それでは、お答えいたします。

今回、補正を上げています住宅建設費、工事請負費800万円の造成工事でございます。今回計上しましたのは、西川内地区に工事と建設に係る造成工事費でございます。現在、敷地整地の施工中でありまして、施工と同時に地質調査を行いました。その結果、軟弱地盤が確認されたため、地盤の入れ替えが必要となり、今回工事請負費の増額となったということで、今回、800万円を計上したところでございます。

議長（秋丸安弘君） 森田俊介議員。

3番（森田俊介君） これは以前に調査のほうはなかったのかお聞きいたします。

議長（秋丸安弘君） 白川建設課長。

建設課長（白川俊博君） ただいまのご質問ですけれども、まず敷地内に今回11棟の住宅を建設する予定でございます。その11棟の配分を決めまして、その11棟の箇所のボーリング調査ということで、まず造成工事、整地工事を行い、配置を決定し、その後、ボーリング調査を行うということで、整地と同時にボーリング調査を行うということで、当初からボーリング調査費の経費を計上しておりまして、その結果、軟弱地盤が確認されたということで、今回、入れ替えの増額となったところでございます。

議長（秋丸安弘君） 森田俊介議員。

3番（森田俊介君） そのボーリングをしたということはわかってはいたけれども、廃土をまたしなければならなかったということになるんですかね、それは。

議長（秋丸安弘君） 白川建設課長。

建設課長（白川俊博君） 今回、ボーリング調査を行い、軟弱地盤が確認されたということで、入れ替えが必要となります。ボーリング調査の結果、入れ替えと同時に廃土が出て、新しい地盤に対応する土質を入れたということで、これは建築基準法にも基づいた土質を今回購入して入れ替えるということでの工事費の増加分でございます。

当初計画は計画地盤から大体平均50センチほどの地盤の入れ替えということで計画しておりました。その造成工事の際に、工事施工中に軟弱地盤が確認され、これも同時にボーリング調査を行う予定でしたけれども、その軟弱地盤が悪かったということで今回その悪かった分の土質の入れ替えを行ったということでございます。施工時と同時にボーリング調査を行ったということです。施工時と整地をしながら、建物の位置を配置分を配置しながら、その建物の配置のところのボーリング調査を行っていったところで、その箇所箇所で軟弱地盤の層が箇所箇所でいくらか軟弱地盤が出たということで、その軟弱地盤層を今回入れ替えしたということでございます。

3番（森田俊介君） はい、質問終わります。

議長（秋丸安弘君） ほかに質疑ありませんか。

2番、横谷巡議員。

2番（横谷 巡君） 議案第47号、平成28年度の一般会計補正予算（第2号）、質問は全く今森田議員が質疑された内容と同様でございます。地域の住民の要望で、それを尊重され、今の西川内に住宅建設をつくるということに進めてこられたと思います。もともと現地は沼田で水気があるところ、よく地元の方も知っておられます。あれの面積で途中で800万円、ポンとこの大切な税金を追加するということが非常に地元の方も住民の方も、えらい大々的に土の入れ替えをしよるとか、

今、いっぱい風評が飛び交っています。おそらく森田議員もそういったことが耳に入って質問されたと思うんですけども、やはり私は大事なことは、やっぱり行政担当で、事前にしっかりと現地を見て、ボーリング調査は施工と一緒に言われましたけれども、最初に当初設計に反映するためにボーリング調査を何箇所かして、それを当初設計に反映するならばこういった追加は出てこなかったのではなかろうかなというふうに私は思います。

やはりこのように途中で変更になってくると、何でだろうか、その理由は何だろうかということになってきますから、やっぱりその点は不足していたのかなというふうに思います。ですので、なぜ当初に私はボーリングで地質調査、完全に何メーターかしてわかっとれば、こういうことはなかったのではなかろうかなと思うんですけども、もう今工事はどんどん進んでますけれども、致し方ない面もありますけれども、そのところは担当課長として当初事前の確認と調査、そのところをちょっと説明してください。

議長（秋丸安弘君） 白川建設課長。

建設課長（白川俊博君） 議員申されたように、西川内地区の公営住宅につきまして、地域からぜひ建設をという要望のことで、実際今の地区が該当地区になったところでございます。昨年度調査測量設計を進めた折に、この時点で概ね北側のほうは軟弱地盤が見えたんですけども、50センチほどの入れ替えで大丈夫だろうというこの見解で、さらに28年度確実にボーリング調査をするということでの施工を進めたところでございます。施工を進めると同時にボーリング調査をした結果、さらに軟弱地盤が以上に発見されたということで、確かに言われるように、当初にですね、ボーリング調査をしていればこういう補正予算は計上しなくて済んだわけですけども、そのちょっとスタート時点で若干ずれたわけですけども、今回はっきりしたということで、今回計上してですね、さらに良い住宅ができればと思っているところでございます。

議長（秋丸安弘君） 横谷巡議員。

2番（横谷 巡君） これをですね、今工事が進んでいます。用地造成が竣工してきれいに整備が終わった後、こういった軟弱、水気が多い、土も入れ替えた、やはり定住促進ですから、良い環境のもとに山江に来て、良い住宅に住んでいただきたいという思いがありますから、この整備した後、すぐに家つくったならば何らかの支障が出るかもしれない。やはり宅地というのは、しばらくは置いて固めてからつくるのが一番だと思いますが、このしばらく固めておくのか、住宅建築はいつ頃発注なのか、その点をお伺いいたします。

議長（秋丸安弘君） 白川建設課長。



建設課長（白川俊博君） ご質問の住宅建設の時期ということでございますけれども、現在建築に向けた設計委託のほうを発注中でございます。それを完了後というところでございまして、今年度の11月、もしくは12月頃になるかと思っておりますけれども、そこで今年度6棟の建物を建築ということで計画しているところでございます。

議長（秋丸安弘君） 横谷巡議員。

2番（横谷 巡君） 山江には非常に他からですね、山江に来たいという人が多いですから、やっぱり素晴らしい住宅ができるように、今回のように途中で追加追加になったら大変ですから、そういうことがないようにお願いして質疑を終わります。

議長（秋丸安弘君） ほかに質疑ありませんか。

1番、赤坂修議員。

1番（赤坂 修君） 補正予算の14ページになりますけれども、款、土木費、項、道路橋梁費ということで、社会資本整備事業費ということで、3,000万円の補正がされておりますけれども、この3,000万円の補正の根拠と、あと財源内訳といたしまして、国県支出金から2,791万円の手当はされておりますけれども、本年度当初にですね、事業をされた建設事業と申しますか、事業に対する影響はないのか、その2点についてお伺いをいたします。

議長（秋丸安弘君） 白川建設課長。

建設課長（白川俊博君） それでは、ご質問の予算の今回社会資本整備費、工事請負費3,000万円の計上でございますけれども、今回、国の補助、社会資本整備交付金で整備を行う村道、県道下ノ段線、下ノ段橋の架け替えに係る下部工事の工事請負費でございます。現在、発注に向けまして工事積算業務を進めているところでございます。その工事の内訳の中で、今回基礎工事のその部分の中で、仮設工事を行うように下部工には取り入れているところでございます。その下部工事の中での仮設工事、土留め、仮締切工の矢板を打ち込む工法がございまして、その選定において、当初概算事業費ですけれども、この段階で通常用いる固い地層への圧入という工法で、一般的な矢板圧入工法を採用しておりました。その際、現在積算業務を進めているということで先ほどお話ししましたが、工法と工事等を一つ一つ積算業務の中で精査しましたところ、基礎杭最深部、矢板の先端部になるわけですけれども、そこが硬質岩盤層でありまして、先端部が打ち込めないという判断になりまして、今回、確実に可能な工法を採用したということで、今回増額の計上となったものでございます。

さらにご質問の当初の工事等の内容で、今回下ノ段橋のほうに事業費3,000万円を計上してありますけれども、その分今回補助金メニューで通学路の危険対策

箇所ということで、下ノ段橋と山江錦線の歩道新設も合わせて計上しておるところでございます。今回、下ノ段橋のほうに経費がかさむということで、山江錦線の歩道新設のほうを下ノ段橋のほうに充当するというを現在検討、内容を進めております。従いまして、今回、下ノ段橋のほうに経費を回し、山江錦線の歩道新設のほうを来年度以降ということで、現在考えているところでございます。

それから、西川内の舗装につきまして、これは味園涼松線ですけれども、これはまたメニューが違うわけですけれども、そちらのほうも現在28年度施工の予定でしたけれども、西川内地区に公営住宅の造成工事を進めているということで、路面も工事車両等が頻繁に行き交いするというので、そちらのほうも造成工事のほうを見合いながら、西川内の味園涼松線の舗装工事も現段階では来年以降になるということで考えているところでございます。

議長（秋丸安弘君） 赤坂修議員。

1番（赤坂 修君） 今、蓑原の歩道整備工事については1年間延ばすということで、3年間の事業だったですかね、29、30、31、3年間で一応事業を確実に完了していただけるということでよろしいでしょうか。

議長（秋丸安弘君） 白川建設課長。

建設課長（白川俊博君） 山江錦線の歩道新設の件でございます。

まず、今年度、先ほど申しましたけれども、新設工事も取り入れて進めるということでしたけれども、28年度につきましては、路線の全体測量の設計を行い、来年度、29年度から着手をし、2カ年計画ということで今のところ30年度完了ということで計画を進めているところでございます。

1番（赤坂 修君） 以上、質疑を終わります。

議長（秋丸安弘君） ほかに質疑ありませんか。

8番、中竹耕一郎議員。

8番（中竹耕一郎君） 議案第47号につきまして、1件だけお尋ねをしたいと思います。

債務負担行為の補正が出ておりますけれども、この経緯について、今この債務負担行為の補正をしなければならなかった根拠をお尋ねしたいと思います。

それから、もう1点はですね、18年契約でなされるわけですが、ページ数は4ページです。債務負担行為の補正です。エスコ事業ですね。多分、これエアコンのメンテナンス事業だろうと思いますけれども、補正が出ておりますが、この契約をですね、こういうふうに補正をしなければならなくなった経緯、それからこの契約そのものがですね、18年契約ですよ。このような契約も通常あり得るのかですね、その2点をお尋ねしたいと思います。

議長（秋丸安弘君） 豊永総務課長。

総務課長（豊永知満君） それでは、お答えいたします。

債務負担行為のエスコ事業であります。これにつきましては、6月議会において議決をいただいたところでございます。議決をいただきまして、最終的な契約の段階で、光熱費、総額350万円ほどでございますけれども、契約前に委託料から除いた額、150万円から160万円が電気料ということになるわけですが、これで大丈夫かということで再確認をいたしました。その結果、当初省エネで効果があるといった額の中に電灯分の電気料まで含まれていたということであります。そういうことでありましたので、再調査をしました結果、この変更後の額、この額が省エネによる額になるということで、この額に変更させて補正をお願いするところでございます。

それから、18年という長い契約についてということでもありますけれども、これにつきましては、エアコン等の耐用年数というのは、すみません、ここのところはちょっとわかりませんが、13年から15年ということでもありますけれども、18年で契約したときにもう耐用年数が来た場合ですね、その残りの部分、相手方のほうはその3年分については、故障が起きたり、何らかのことがあった場合にはちゃんとメンテナンス、機器の取り替えということまでするということでもありますので、この18年ということをお願いするところでございます。

エスコ事業ということでもありますけれども、エスコ事業というものは、省エネルギー回収に係るすべての経費を光熱水費の削減分で賄う事業ということでございます。

議長（秋丸安弘君） 中竹耕一郎議員。

8番（中竹耕一郎君） 概ねは13年がそのエアコンの耐用年数ということで、残り5年間については、この事業で見てあげましょうというような解釈でいいんですか。

議長（秋丸安弘君） 豊永総務課長。

総務課長（豊永知満君） 議員おっしゃるとおりでございます。

8番（中竹耕一郎君） はい、終わります。

議長（秋丸安弘君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋丸安弘君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋丸安弘君） 討論なしと認めます。

採決をします。本案を可決することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

議長（秋丸安弘君） 異議なしと認め、日程第15、議案第47号、平成28年度山江村一般会計補正予算（第2号）は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

- - - - -

日程第16 議案第48号 平成28年度山江村特別会計国民健康保険事業補正予算（第2号）

議長（秋丸安弘君） 日程第16、議案第48号、平成28年度山江村特別会計国民健康保険事業補正予算（第2号）を議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

議長（秋丸安弘君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

議長（秋丸安弘君） 討論なしと認めます。

採決をします。本案を可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

議長（秋丸安弘君） 異議なしと認め、日程第16、議案第48号、平成28年度山江村特別会計国民健康保険事業補正予算（第2号）は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

- - - - -

日程第17 議案第49号 平成28年度山江村特別会計簡易水道事業補正予算（第2号）

議長（秋丸安弘君） 日程第17、議案第49号、平成28年度山江村特別会計簡易水道事業補正予算（第2号）を議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

議長（秋丸安弘君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

議長（秋丸安弘君） 討論なしと認めます。

採決をします。本案を可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

議長（秋丸安弘君） 異議なしと認め、日程第17、議案第49号、平成28年度山

江村特別会計簡易水道事業補正予算（第2号）は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

- - - - -

日程第18 議案第50号 平成28年度山江村特別会計農業集落排水事業補正予算（第2号）

議長（秋丸安弘君） 日程第18、議案第50号、平成28年度山江村特別会計農業集落排水事業補正予算（第2号）を議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋丸安弘君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋丸安弘君） 討論なしと認めます。

採決をします。本案を可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋丸安弘君） 異議なしと認め、日程第18、議案第50号、平成28年度山江村特別会計農業集落排水事業補正予算（第2号）は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

- - - - -

日程第19 議案第51号 平成28年度山江村特別会計介護保険事業補正予算（第2号）

議長（秋丸安弘君） 日程第19、議案第51号、平成28年度山江村特別会計介護保険事業補正予算（第2号）を議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋丸安弘君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋丸安弘君） 討論なしと認めます。

採決をします。本案を可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋丸安弘君） 異議なしと認め、日程第19、議案第51号、平成28年度山江村特別会計介護保険事業補正予算（第2号）は、原案のとおり可決することに決定しました。

- - - - -

日程第 2 0 議案第 5 2 号 平成 2 8 年度山江村特別会計後期高齢者医療事業補正予算（第 1 号）

議長（秋丸安弘君） 日程第 2 0、議案第 5 2 号、平成 2 8 年度山江村特別会計後期高齢者医療事業補正予算（第 1 号）を議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋丸安弘君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋丸安弘君） 討論なしと認めます。

採決をします。本案を可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋丸安弘君） 異議なしと認め、日程第 2 0、議案第 5 2 号、平成 2 8 年度山江村特別会計後期高齢者医療事業補正予算（第 1 号）は、原案のとおり可決することに決定しました。

- - - - -

日程第 2 1 議案第 5 3 号 平成 2 8 年度山江村特別会計ケーブルテレビ事業補正予算（第 1 号）

議長（秋丸安弘君） 日程第 2 1、議案第 5 3 号、平成 2 8 年度山江村特別会計ケーブルテレビ事業補正予算（第 1 号）を議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋丸安弘君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋丸安弘君） 討論なしと認めます。

採決をします。本案を可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋丸安弘君） 異議なしと認め、日程第 2 1、議案第 5 3 号、平成 2 8 年度山江村特別会計ケーブルテレビ事業補正予算（第 1 号）は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

- - - - -

日程第 2 2 陳情第 1 号 青少年健全育成基本法制定の為の陳情書

議長（秋丸安弘君） 日程第 2 2、陳情第 1 号、青少年健全育成基本法制定の為の陳

情書を議題とします。まずここで総務文教常任委員会委員長の報告を求めます。

4番、西孝恒議員。

総務文教常任委員長（西 孝恒君） それでは、陳情第1号について報告いたします。

平成28年9月16日、山江村議会議長、秋丸安弘様。山江村議会総務文教常任委員会委員長、西孝恒。

委員会審査報告書。

平成28年第5回議会定例会で本常任委員会に付託された事件については、9月13日午前9時30分より、議会委員会室において、本常任委員会会議を開催し、審査を行いました。

審査の結果、次のとおり決定しましたので、山江村議会会議規則第76条の規定により報告します。記、事件の番号、陳情第4号。件名、青少年健全育成基本法制定の為の陳情書。

本委員会審査の結果は、委員1名欠席でありましたが、全会一致で採択するものとする決定しました。

以上報告いたします。

議長（秋丸安弘君） 委員長報告が終わりました。

それでは、質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋丸安弘君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋丸安弘君） 討論なしと認めます。

採決をします。本案を可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋丸安弘君） 異議なしと認め、日程第22、陳情第1号、青少年健全育成基本法制定の為の陳情書については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

-----

日程第23 議員派遣の件

議長（秋丸安弘君） 日程第23、議員派遣の件を議題とします。お手元に配付しております議案のとおり、議員を派遣するものであります。

お諮りします。

会議規則第126条の規定により、議案のとおり議員派遣をしたいと思います

が、ご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

議長（秋丸安弘君） 異議なしと認めます。よって、議案のとおり議員を派遣することに決定しました。

お諮りします。ただいま、議員派遣の件が議決されましたが、派遣場所、派遣期間等に変更があった場合、その決定については、議長に委任されたいと思います。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

議長（秋丸安弘君） 異議なしと認め、よって、このように決定いたしました。

-----  
日程第24 閉会中の継続調査申出書（議会運営委員会、総務文教常任委員会、産業厚生常任委員会）

議長（秋丸安弘君） 日程第24、閉会中の継続調査申出書を議題とします。

議会運営委員会委員長、総務文教常任委員会委員長、産業厚生常任委員会委員長から、会議規則第74条の規定によりお手元に配付いたしました申出書のとおり、閉会中の継続調査をしたい主旨の申し出があります。よって、委員長申し出のとおり継続調査をしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

議長（秋丸安弘君） 異議なしと認めます。よって、委員長の申し出のとおり、それぞれの閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

4番、西孝恒議員。

4番（西 孝恒君） 暫時休憩をお願いしたいと思います。

議長（秋丸安弘君） ただいま暫時休憩の動議が出ましたが、暫時休憩することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

議長（秋丸安弘君） 異議なしと認め、しばらくの間暫時休憩をしたいと思います。

-----  
休憩 午前11時51分

再開 午後 0時03分  
-----

議長（秋丸安弘君） それでは、休憩前に引き続き再開いたします。

議長（秋丸安弘君） 4番、西孝恒議員。

4番（西 孝恒君） 訂正をいたします。



先ほど陳情第1号の説明の途中におきまして、記、事件の番号、陳情第4号と申しましたが、陳情第1号の間違いでありました。

以上、訂正させていただきます。

議長（秋丸安弘君） それでは、ただいま総務文教常任委員長から青少年健全育成基本法制定を求める意見書案の動議が提出されました。

本件を日程に追加し、追加日程第1として議題とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋丸安弘君） 異議なしと認め、したがって、青少年健全育成基本法制定を求める意見書案を日程に追加し、追加日程第1とし議題とすることに決定しました。

それでは、今から資料を配付してまいりますので、しばらくお待ちください。

- - - - -

追加日程第1 発委第4号 青少年健全育成基本法制定を求める意見書案

議長（秋丸安弘君） 追加日程第1、発委第4号、青少年健全育成基本法制定を求める意見書案を議題とします。

提案者の説明を求めます。

総務文教常任委員会委員長、西孝恒議員。

4番（西 孝恒君） それでは、発委第4号について説明をいたします。

平成28年9月16日、山江村議会議長、秋丸安弘様。山江村議会総務文教常任委員会委員長、西孝恒。

青少年健全育成基本法の制定を求める意見書案を別紙のとおり、会議規則第13条第2項の規定により提出いたします。

提案の理由としましては、先ほど陳情第1号でご決定いただきました陳情書に伴う意見書であります。

青少年の荒廃は深刻な事態に直面しております。青少年健全育成に対する基本理念や方針などを明確にし、有害環境から青少年を守るために、国や地方公共団体、事業者や保護者等の責務を明らかにするなど、一貫性のある包括的、体系的な法整備が必要であることから、本委員会として国へ意見書を提出し、法の制定を求めるものであります。

議員各位におかれましては、慎重に審議の上、ご決定賜りますようお願いいたします。

以上で説明を終わります。

議長（秋丸安弘君） それでは、提案者の説明が終わりましたので、議案審議のため暫時休憩をしたいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋丸安弘君） 異議なしと認めます。

それでは、しばらくの間暫時休憩をしたいと思います。

- - - - -

休憩 午後0時08分

再開 午後0時11分

- - - - -

議長（秋丸安弘君） それでは、議案審議が終わりましたので再開いたします。

- - - - -

議長（秋丸安弘君） 議題となっております追加日程第1、発委第4号、青少年健全育成基本法の制定を求める意見書案を議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋丸安弘君） 質疑なしと認めます。

次に、討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋丸安弘君） 討論なしと認めます。

採決をします。本案を可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋丸安弘君） 異議なしと認め、追加日程第1、発委第4号、青少年健全育成基本法の制定を求める意見書案については、原案のとおり可決することに決定しました。

ここで、お諮りいたします。

会議規則第44条の規定により、本会議で議決された事件、条項、字句、数字、その他整理を議長に委任することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋丸安弘君） 異議なしと認めます。したがって、本定例会において議決した事件の条項、字句、数字、その他整理を議長に委任することに決定しました。

- - - - -

議長（秋丸安弘君） これで、本定例会の会議に付されました事件はすべて終了いたしました。

お諮りいたします。これで本定例会を閉会したいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋丸安弘君） 異議なしと認めます。平成28年第5回山江村議会定例会を閉  
会します。ありがとうございました。

-----

閉会 午後0時12分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成 年 月 日

山江村議会議長

会議録署名議員

会議録署名議員